

藤沢市地域福祉計画 2026
(中間見直し)
(最終案)

2024年(令和6年)3月
藤沢市

目 次

第1章 計画の基本構想

1 地域福祉計画とは	3
(1) 計画の趣旨	3
(2) 計画の期間	4
(3) 計画の位置づけ	5
2 計画の策定にあたって	6
(1) 国等の動きと推進課題	6
(2) 本市の動きと推進課題	10
(3) 市民や活動団体の意識・意向と課題	17
3 計画でめざすべき姿（地域福祉推進ビジョン）	22
(1) めざすべき将来像	22
(2) 基本目標	22
4 地域福祉を推進するための考え方	23
5 地域福祉を担う各主体の役割	24
6 圏域のとらえ方	26

第2章 計画の推進に向けた 施策の方向性及び展開

1 計画の体系図	28
2 施策の方向性及び施策の展開	30
基本目標①地域に関心を持ち、行動できる人材づくり	30
(1) 誰一人取り残さない地域づくりに向けた周知・啓発	30
(2) 地域福祉活動の普及・啓発	32
(3) 地域福祉の担い手の育成・参加促進	35
基本目標②お互いが見守り、支えあい、つながる地域づくり	39
(1) 地域における交流の促進	39
(2) 課題を早期発見・早期対応できる地域づくり	41
(3) 孤独・孤立の防止	44
(4) 福祉団体等の活動支援	47
(5) 災害時に備えた地域づくりの推進	50
基本目標③誰もが安心して暮らせる仕組みづくり	53
(1) 地域福祉の基盤づくりとネットワークの強化	53
(2) 包括的な相談・支援体制の強化	56
(3) 権利擁護のための支援の充実	59
(4) 更生支援に向けた地域づくり	62

第3章 地域福祉計画の進行管理

1	計画の進行管理方法	67
	(1) 計画の進行管理	67
	(2) 施策の進め方	67
	(3) 計画の見直し	67
	(4) 成果目標	68
2	計画の進行管理体制	69
	(1) 藤沢市地域福祉計画推進委員会	69
	(2) 藤沢市地域福祉計画推進庁内連絡会議	69

資料編

1	藤沢市の現状	73
	(1) 人口・世帯数の推移	73
2	行政区域（13地区）の状況	76
3	計画の策定にあたって	78
	(1) 地域福祉に関するアンケート調査の実施	78
	(2) 福祉関連団体等へのヒアリング調査の実施	92
	(3) 地域福祉計画推進委員会及び地域福祉計画推進庁内連絡会議	95
	(4) パブリックコメント（市民意見公募）の実施	95
4	パブリックコメントの実施状況	96
	(1) 実施概要	96
	(2) 意見提出の状況	96
	(3) 提出された意見・提案について	97
5	藤沢市地域福祉推進委員会	98
	(1) 藤沢市地域福祉計画推進委員会名簿	98
	(2) 藤沢市地域福祉計画推進委員会設置要綱	99
6	計画の策定経過	101
7	用語解説	103
	参考 地域福祉活動計画の推進	106

用語解説について

本文中で解説が必要な用語については、初めて登場した用語に「※」をつけています。
また103ページの用語解説一覧にて、50音順に解説文を掲載しています。

第 1 章 計画の基本構想

1 地域福祉計画とは

(1) 計画の趣旨

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条第 1 項第 1 号から第 5 号に基づき、市町村が、地域福祉※の推進に関する事項として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」「地域生活課題※の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」を一体的に定める計画です。

本市では、2004 年度（平成 16 年度）に地域福祉計画を策定後、国や県の動向、市の取組状況等を反映し、計画をより時代の変化や地域特性に合ったものにするため、改定を行ってきました。

《計画策定の経緯》

計画名	趣旨
藤沢市地域福祉計画 (2004 年度～2008 年度)	子どもからお年寄りまで、障がいの有無、性別や国籍などの違いに関係なく、誰もが住み慣れた地域や自宅で、自立した心豊かな生活が送れるよう、多くの市民や団体が、共に助けあい支えあう誰にもやさしい福祉社会の実現をめざす。
↓	
藤沢市地域福祉計画 (2009 年度～2014 年度)	高齢者や障がい者をはじめすべての市民が、家庭や地域の中で社会参加ができ、一生安心して暮らせるまちづくりの実現を進める。
↓	
藤沢市地域福祉計画 2020 (2015 年度～2020 年度)	「一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまち ふじさわ」をビジョンとして掲げ、高齢者や障がい者をはじめとするすべての市民が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう「藤沢型地域包括ケアシステム※」の構築に向けた取組を重点的に進める。
↓	
藤沢市地域福祉計画 2026 (2021 年度～2026 年度)	子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者等、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けることができるよう、「藤沢型地域包括ケアシステム」の推進を進める。

(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、2021年度（令和3年度）から2026年度（令和8年度）までの6年です。2023年度（令和5年度）には中間見直しを行い、計画期間の最終年度である2026年度（令和8年度）には、基本目標に対する達成度を検証し、次期計画の策定を行います。

≪主な福祉関係計画の計画期間≫

2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
藤沢市市政運営の総合方針2024 (2021年度～2024年度)					
【本計画】藤沢市地域福祉計画2026 (2021年度～2026年度)					
藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画 (2023年度～2026年度)					
			中間見直し		
いきいき長寿プランふじさわ2023 (藤沢市高齢者保健福祉計画・ 第8期藤沢市介護保険事業計画)			いきいき長寿プランふじさわ2026 (藤沢市高齢者保健福祉計画・ 第9期藤沢市介護保険事業計画・ 藤沢市認知症施策推進計画(藤沢おれんじプラン))		
ふじさわ障がい者プラン2026					
ふじさわ障がい者計画(2021年度～2026年度)					
第6期ふじさわ障がい福祉計画 (2021年度～2023年度)			第7期ふじさわ障がい福祉計画 (2024年度～2026年度)		
第2期ふじさわ障がい児福祉計画 (2021年度～2023年度)			第3期ふじさわ障がい児福祉計画 (2024年度～2026年度)		
第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画 (2020年度～2024年度)					
元気ふじさわ健康プラン<藤沢市健康増進計画(第2次)> (2020年度～2024年度)					
第3次藤沢市地域福祉活動 計画 (2016年度～2021年度)		第4次藤沢市地域福祉活動計画 (2022年度～2027年度)			
神奈川県地域福祉支援計画第4期(神奈川県) (2018年度～2022年度)			神奈川県地域福祉支援計画第5期(神奈川県) (2023年度～2026年度)		
神奈川県再犯防止推進計画(神奈川県) (2019年度～2023年度)			第2期神奈川県再犯防止推進計画(神奈川県) (2024年度～2028年度)		

(3) 計画の位置づけ

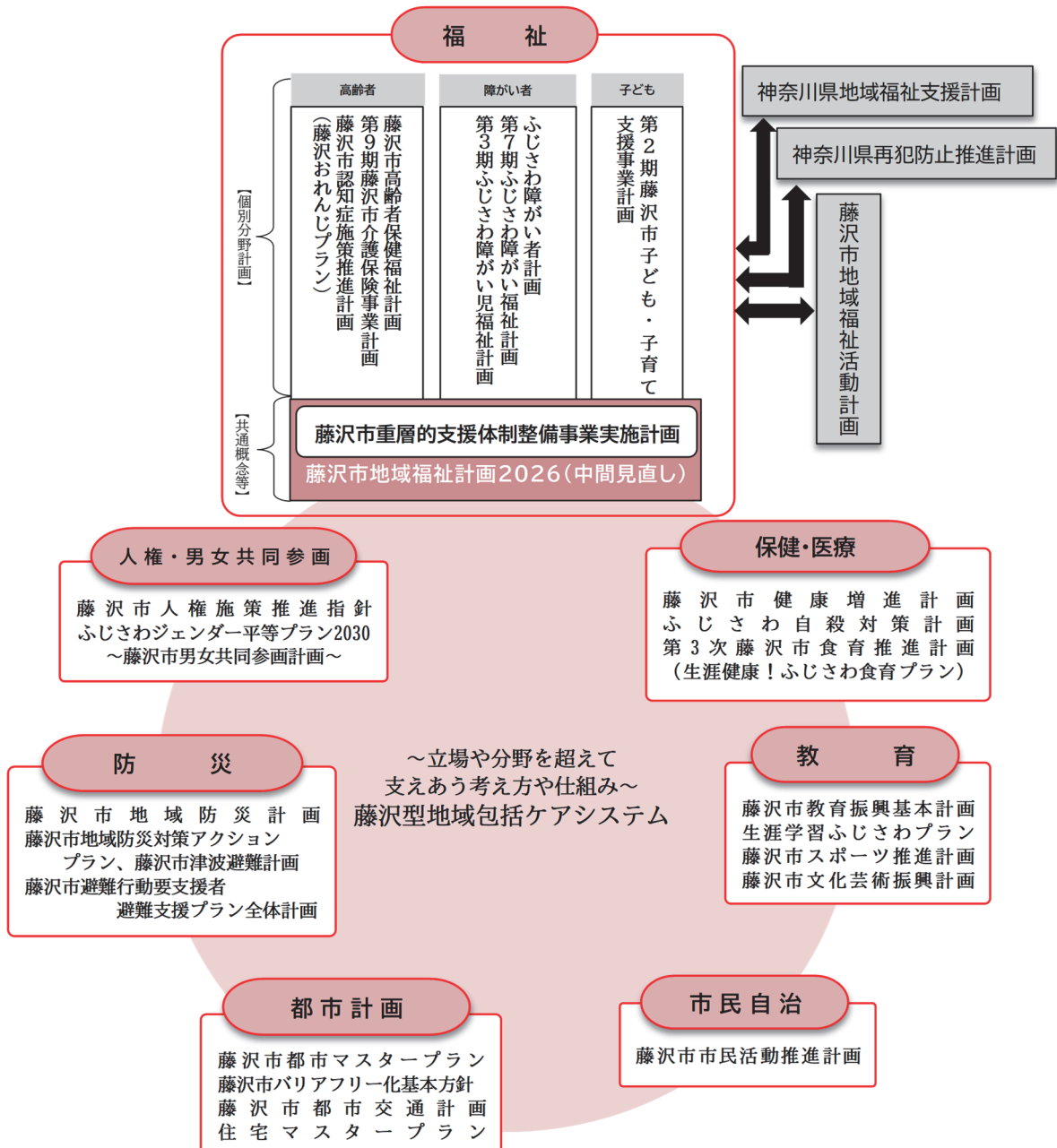
社会福祉法において、地域福祉計画は高齢者、障がい者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を盛り込む計画として位置づけられています。

本計画では、地域共生社会の実現に向けた地域福祉を推進するため、藤沢型地域包括ケアシステムの考え方や方向性を踏まえ、地域福祉を総合的に推進していけるよう、各個別分野計画と理念の共有を図ります。

あわせて2023年（令和5年）3月に策定した「藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画」は、本計画で定める包括的な支援体制の整備をさらに進めるための計画として位置づけています。

また、「神奈川県地域福祉支援計画」、「神奈川県再犯防止推進計画」や、「藤沢市地域福祉活動計画」との整合を図ります。

●計画の位置づけ●



2 計画の策定にあたって

(1) 国等の動きと推進課題

近年は、少子高齢化の進行とともに、家族形態も変化し、核家族化や単身世帯が一層増加しています。人々のライフスタイルや価値観も多様化しており、地域の相互扶助機能の低下、人と人の関わり方の変化、外国につながりがある人々との多文化共生の必要性の高まりなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。

また、虐待や貧困、ひきこもり、ダブルケア※、ヤングケアラー※など、複雑・多様化している福祉の諸課題に対応していくためには、これまでのような行政サービスだけでは困難となっており、横断的な対応をはじめ、地域住民や多様な担い手との連携した取組が求められています。

そのような中、国では住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざし地域福祉の推進に向け、2018年（平成30年）4月に、社会福祉法の一部を改正しました。そして、2021年（令和3年）の社会福祉法改正では、複合化・複雑化するニーズに対応するための重層的支援体制整備事業が創設されています。

①持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定版、SDGs アクションプラン

2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」は、2030年（令和12年）までに地球上の「誰一人取り残さない」持続可能な世界を実現するための国際目標です。

日本においても、政府が2016年（平成28年）12月に「SDGs実施指針」を策定、2023年（令和5年）12月に2度目の改定を行い、SDGs推進の主要原則や方向性を示しました。さらに毎年、「SDGsアクションプラン」を作成し、各分野における取組を進めています。

本市では、2021年（令和3年）4月に改定した「藤沢市市政運営の総合指針2024」において、新たにSDGsの視点を取り入れ、2021年（令和3年）10月には、より具体的なSDGsの推進方策を示した「藤沢市SDGs共創指針」を策定し、取組を着実に推進するとともに、市民や様々な関係機関との連携による地域の活性化や地域課題の解決をめざしています。

これらを踏まえ、誰一人取り残さない持続可能な地域社会づくりを通じてSDGsの達成に貢献できるよう、本計画においてもSDGsの視点を取り入れます。



②地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律

(2021年(令和3年)4月施行)

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が2021年(令和3年)4月に施行されました。

この法改正により、「重層的支援体制整備事業」が創設され、実施については努力義務が課せられました。本市では、「藤沢型地域包括ケアシステム」と、地域福祉の新たな役割との整合性を図りつつ「包括的な支援体制の整備」をさらに推進するため、本格実施に向けて2023年(令和5年)3月に「藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定しました。

※詳細については、後段を参照。

トピックス

地域共生社会とは？

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

③第二期成年後見制度利用促進基本計画(2022年(令和4年)3月閣議決定)

成年後見制度^{*}は、認知症や知的障がい、その他の精神上的障がいがあることなどにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える重要な手段であるにも関わらず、十分に利用されていない状況にあります。

2016年(平成28年)5月には、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、翌年に成年後見制度利用促進基本計画(計画期間5年、以下基本計画という。)が策定されました。

また、今後も認知症高齢者等の増加が予想され、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが更に多様化及び増大することが見込まれることから、2022年(令和4年)3月に第二期基本計画が閣議決定され、制度の利用を必要とする人が地域社会へ参加し、尊厳のある本人らしい生活を継続するために、権利擁護支援の推進、運用の改善等、司法による権利擁護支援を身近なものにする仕組みづくりなど、地域共生社会の実現に向けた取組について定められています。

本計画は、国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度を利用する本人の権利擁護や、地域の支援ネットワークに関することなどについて、施策に位置づけています。

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」

成年後見制度利用促進基本計画においては、後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定支援のあり方についての指針の策定に向けた検討を行うこととされています。

これを受けて、最高裁判所、厚生労働省及び専門職団体をメンバーにして立ち上げられたワーキング・グループにより、2020年（令和2年）10月に「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が作成されました。

このガイドラインは、専門職後見人はもとより、親族後見人や市民後見人を含め、後見人等に就任した者が意思決定支援を踏まえた後見事務等を適切に行うことができるように、また、中核機関や自治体の職員等の執務の参考となるよう、後見人等に求められている役割の具体的なイメージを示したものです。

また、ガイドラインには、意思決定支援及び代行決定の場面で使用できるアセスメントシートが添付されており、意思決定支援を踏まえた後見事務を適切に実践できているかを省みることができるものとなっています。

今後、このガイドラインが、専門職後見人、親族後見人、市民後見人等のいずれにとっても、本人の意思を尊重した後見事務を行う上で参考にされ、活用されることが期待されています。

④第二次再犯防止推進計画（2023年（令和5年）3月閣議決定）

近年、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっていたことから、「再犯の防止等の推進に関する法律」が2016年（平成28年）12月に公布・施行されました。

この法律では、国及び地方公共団体の責務を明示するとともに、対策の基本的事項を掲げ、再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することが求められています。また、この法律に基づき、2017年（平成29年）12月に第一次再犯防止推進計画が閣議決定されました。本計画は、国の再犯防止推進計画及び神奈川県再犯防止推進計画に基づき、犯罪や非行をした人の再犯防止を目的とした施策の方向性などが盛り込まれています。

2023年（令和5年）3月、新たに第二次再犯防止推進計画が閣議決定され、その中で地方公共団体には「立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくり」が期待されています。

⑤こども基本法（2023年（令和5年）4月施行）

不登校や児童虐待、少子化など、子どもを取り巻く課題の観点から、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、「こどもまんなか社会」の実現をめざし、総合的かつ強力に子ども施策を推進していくために、「こども基本法」が2023年（令和5年）4月に施行されました。

この法律では、子ども自身が意見を表明できる機会や社会的活動に参画する機会の確保、子どもの人権及び権利擁護など、社会全体として子どもの成長に対する十分な支援を行っていくことが求められています。また、子どもの未来を見据えた支援を通じ、子育てが行いやすい社会の実現をめざす、若者や保護者のための基本法でもあります。

トピックス

こどもまんなか社会とは？

すべての子どもが愛され、その命を守られ、自分らしく、健やかに、安心して過ごせるように、子どもや子育てをしている人の目線で、子どもの権利を大切にするなど、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えた社会のこと。

⑥コロナ禍を経て明らかになった課題への対応

2020年（令和2年）以降、世界的に新型コロナウイルスの感染が拡大したことにより、社会のシステムや経済活動に大きな変化が起きました。長引くコロナ禍の影響により、特に経済・雇用が不安定となり、生活困窮となる方が増えたことで、本市においても生活困窮者自立支援金や福祉的貸付、住居確保給付金の支給等が増加しました。また、職場や地域での関わり合いの機会も減少したことで、孤独・孤立の問題が社会的問題として、クローズアップされる中、2023年（令和5年）5月には「孤独・孤立対策推進法」が成立しています。

今後は、オンラインツールの活用による新たなつながりの構築などにも対応した支援の仕組みづくりが求められています。

⑦複合化・複雑化する課題への対応

近年、少子高齢化、人口減少社会を迎え、市民のライフスタイルも多様化しています。社会的孤立、ひきこもり、8050問題、介助者（ヤングケアラー、ダブルケアラーなど）の問題など、複合化・複雑化した生活課題がみられるようになり、それらの課題は既存の制度だけでは対応が難しい「狭間にある問題」とも言われています。このような福祉課題に対応するため、属性を問わない包括的な支援体制の構築が求められています。

また、これらに加え、様々な問題を抱える女性に対してそれぞれの意思が尊重され、多様な支援を包括的に提供する体制について定めた「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が2022年（令和4年）5月に成立しています。

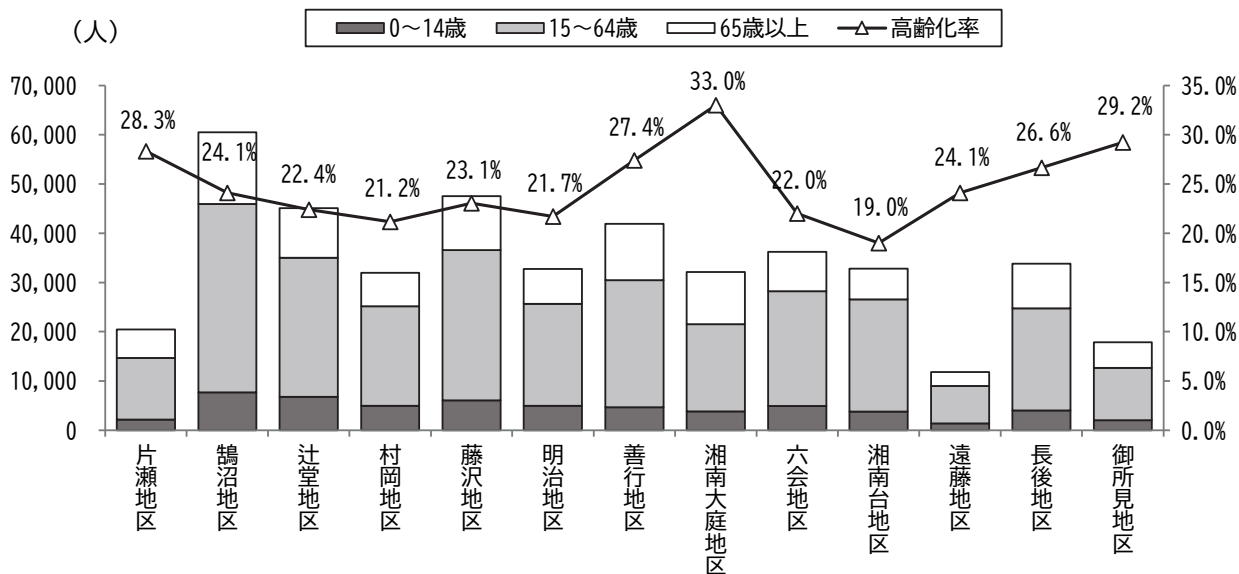
(2) 本市の動きと推進課題

①本市の人口構造

住民基本台帳によれば、2023年（令和5年）4月1日現在、本市全体の総人口は444,860人となっており、65歳以上の高齢者人口は108,674人、高齢化率は24.4%となっています。

行政区域（13地区）別にみると、総人口が60,000人を超える地区から10,000人台の地区があります。高齢化率をみても、30.0%を超える地区から20.0%弱の地区があり、地区によって人口構造に大きな違いがみられます。

《行政区域（13地区）別の3区分別人口及び高齢化率》



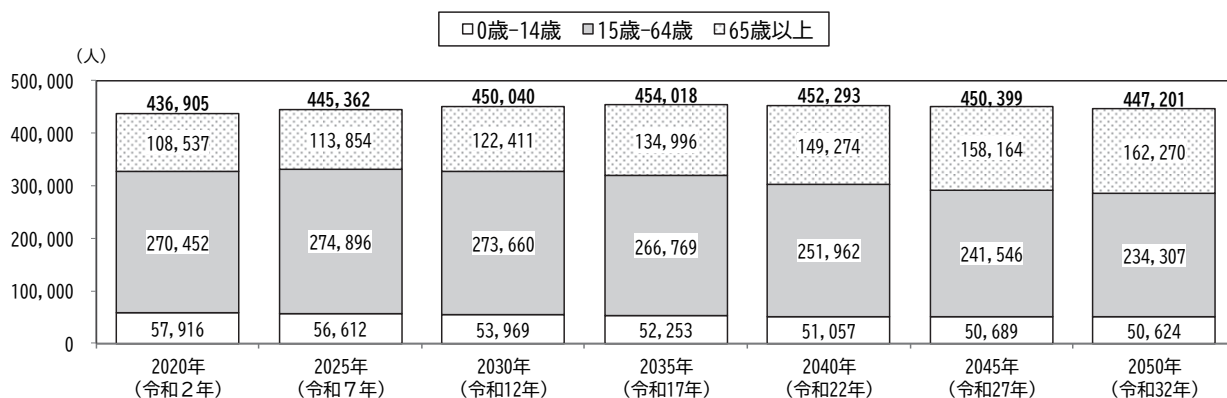
地区	年齢3区分別人口 (人)				構成比			13地区別人口構成
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上	
市全体	444,860	57,218	278,968	108,674	12.9%	62.7%	24.4%	100.0%
片瀬	20,452	2,172	12,484	5,796	10.6%	61.0%	28.3%	4.6%
鵜沼	60,503	7,664	38,262	14,577	12.7%	63.2%	24.1%	13.6%
辻堂	45,114	6,789	28,228	10,097	15.0%	62.6%	22.4%	10.1%
村岡	31,958	4,984	20,208	6,766	15.6%	63.2%	21.2%	7.2%
藤沢	47,549	6,036	30,551	10,962	12.7%	64.3%	23.1%	10.7%
明治	32,764	4,974	20,677	7,113	15.2%	63.1%	21.7%	7.4%
善行	41,916	4,679	25,750	11,487	11.2%	61.4%	27.4%	9.4%
湘南大庭	32,124	3,839	17,679	10,606	12.0%	55.0%	33.0%	7.2%
六会	36,214	4,893	23,356	7,965	13.5%	64.5%	22.0%	8.1%
湘南台	32,816	3,755	22,824	6,237	11.4%	69.6%	19.0%	7.4%
遠藤	11,809	1,391	7,571	2,847	11.8%	64.1%	24.1%	2.7%
長後	33,788	4,011	20,773	9,004	11.9%	61.5%	26.6%	7.6%
御所見	17,853	2,031	10,605	5,217	11.4%	59.4%	29.2%	4.0%

資料：住民基本台帳人口(2023年（令和5年）4月1日現在)

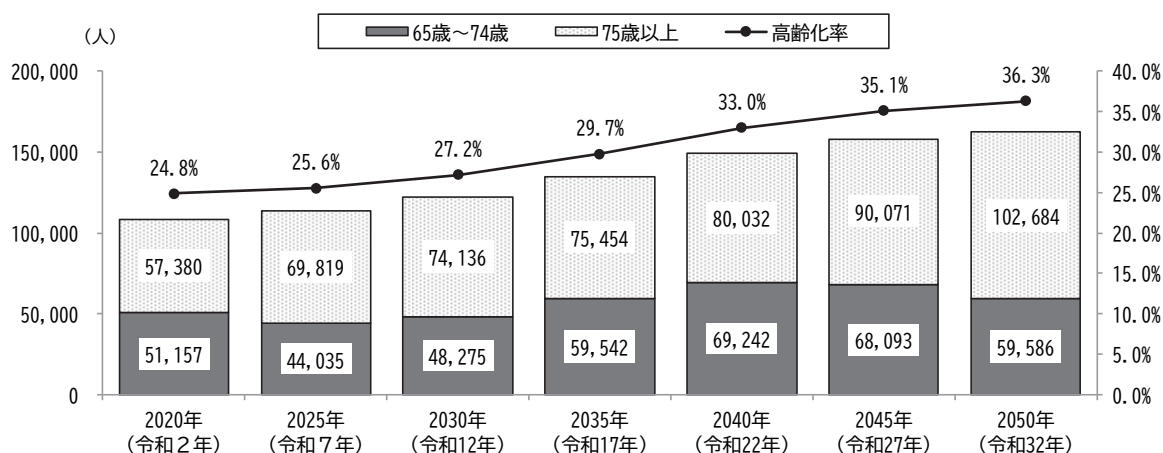
国勢調査に基づく将来人口推計によれば、今後、本市の総人口は2035年（令和17年）にピークを迎え、その後は減少に転じます。年齢3区分別で見ると、0歳から14歳の年少人口は既に減少しており、今後も緩やかに減少傾向で推移します。15歳から64歳の生産年齢人口は2025年（令和7年）をピークにその後減少に転じます。一方で高齢者人口は増加傾向が継続する見込みです。

高齢化率は2025年（令和7年）に25.6%、2050年（令和32年）には36.3%となる見通しです。中長期的な視点で見ると、本市も国と同様の状況になることが予測され、今後、これらがもたらす複合化・複雑化する地域生活課題への対策が求められています。

「藤沢市の3区分別人口の将来見通し」



「藤沢市の高齢者数及び高齢化率の将来見通し」



資料：2022年度（令和4年度）藤沢市将来人口推計から引用
 （2020年（令和2年）国勢調査に基づく推計値）
 各年10月1日現在

②本市が進める「藤沢型地域包括ケアシステム」

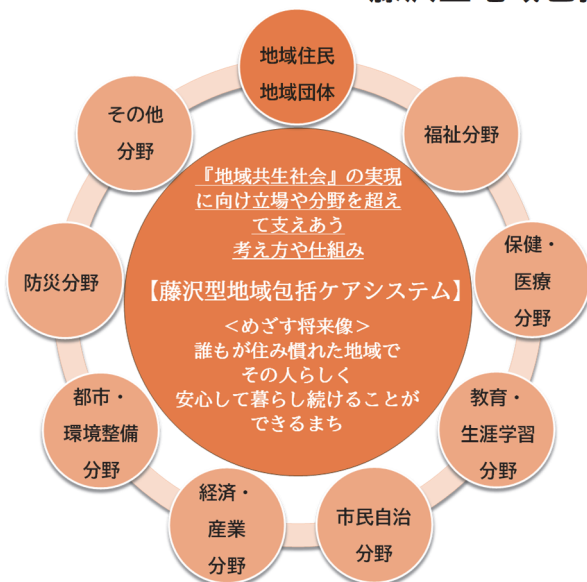
「藤沢型地域包括ケアシステム」では、子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者等、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けることができるよう、13地区ごとの地域特性を活かし、市民や地域で活動する団体、関係機関等と連携した「支えあいの地域づくり」を進めています。

藤沢型地域包括ケアシステムの推進に向けて取り組むべき重点テーマとして、地域の相談支援体制づくりや地域活動の支援・担い手の育成など6項目を掲げ、地域生活課題等の解決のために必要な基盤整備を進めています。

2025年（令和7年）に向け、引き続き13地区ごとのニーズに応じ、地域団体や民間企業、教育機関、福祉サービス事業所など、あらゆる主体との協働を進めるとともに、在宅生活を支える保健医療分野との連携体制を強化します。また、生涯を通じて健康に関心を持ち、取り組める環境づくりを進めていきます。

さらに、地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制を整備し、多機関協働によるネットワークを構築していきます。

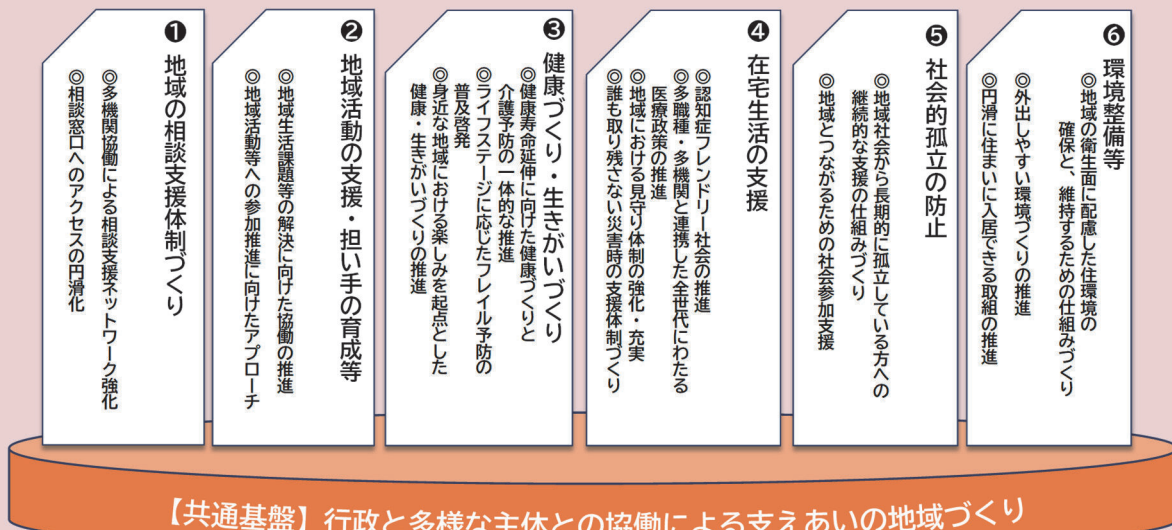
《藤沢型地域包括ケアシステムのイメージ》



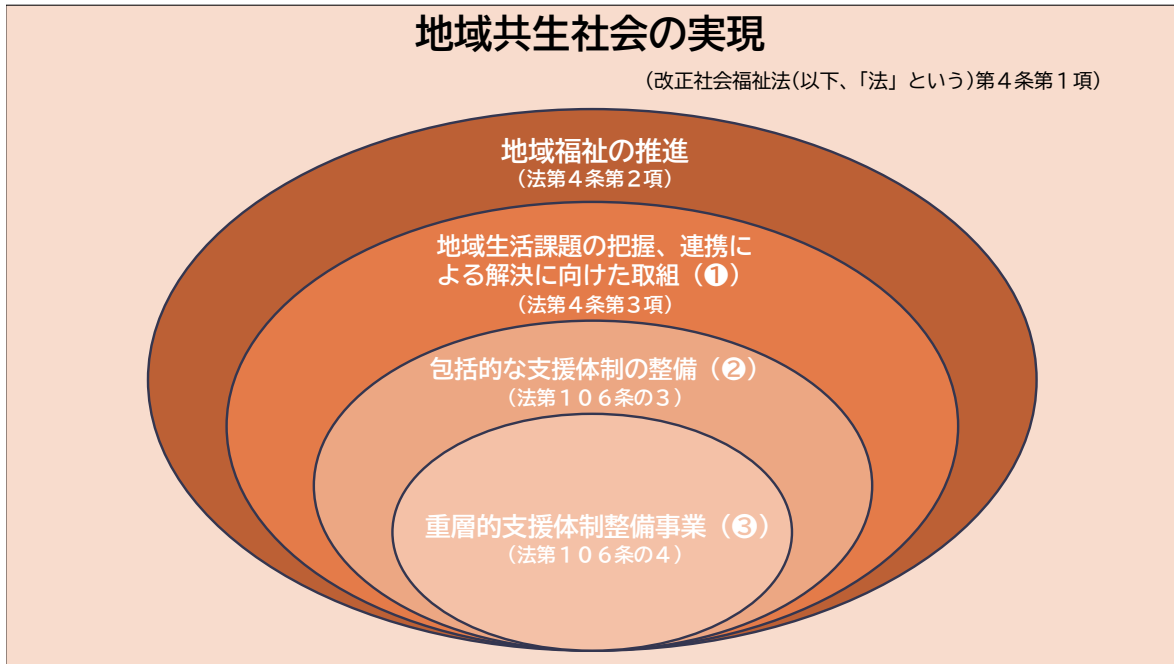
3つの基本理念

- (1) **全世代・全対象型地域包括ケア**
子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者等、すべての市民を対象とし、一人ひとりが地域社会の一員として包み支えあう、心豊かな暮らしを実現します。
- (2) **地域の特性や課題・ニーズに応じたまちづくり**
13地区ごとに、地域で培った文化・歴史等の特性を活かしつつ、人口構造の変化や社会資源の状況に応じたまちづくりを進めます。
- (3) **地域を拠点とした相談支援体制**
支援を必要とする人が、身近な地域で確実に支援を受けられることができる相談支援体制を確立します。

6つの重点テーマと主な取組



《 包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ 》



	法の規定	市の取り組み
① 地域生活課題の把握、連携による解決に向けた取り組み (法第4条第3項)	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉・介護・介護予防・保健医療・住まい・就労・教育に関する課題 ● 地域からの孤立、社会参加の中で生じる課題・把握・連携して解決を図る体制づくり 	<p>『藤沢型地域包括ケアシステムの推進』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6つの重点テーマ <p>【包括的な支援体制の整備にかかる主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の縁側* ・ コミュニティソーシャルワーカー* (CSW) の活動 ・ 地域包括支援センター* (いきいきサポートセンター) における幅広い相談支援など <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誰もが気軽に集まれる場 ・ 分野を超えた相談支援 ・ 生活困窮者支援を通じた体制整備 (多機関協働)
② 包括的な支援体制の整備 (法第106条の3)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の活動の場・交流する拠点の整備 ● 住民の困りごとを、分野を問わず包括的に受け止める場の整備 ● 相談支援機関の協働とネットワークの整備 	
③ 重層的支援体制整備事業 (法第106条の4)	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援 (包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ*等を通じた継続的支援事業) ● 参加支援事業 ● 地域づくり事業 	<p><u>2023年(令和5年)3月に藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画を策定。</u></p>

③重層的支援体制整備事業

「重層的支援体制整備事業」は、複合化・複雑化した生活課題、制度の狭間にある課題等に対し、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、高齢・障がい・子ども・生活困窮といった分野別の支援・制度が重なりながら対応を図ることをめざしています。

本市においても、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、困難を抱えた方への積極的な働きかけを通じて継続的に関わり続ける伴走型支援を行う等の体制を整え、「本人・世帯の属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4）の創設

○背景：

地域住民が抱える地域生活課題が複合化・複雑化（8050問題、ダブルケア等）する中、従来の支援体制では十分な対応ができない現状があります。

▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難である。

▼属性を超えた相談窓口の設置が求められるが、市町村ごとの体制は様々である。

⇒このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要となっています。

○体制の整備：

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、

I 相談支援 II 参加支援 III 地域づくりに向けた支援

を一体的に実施する事業の創設が求められます。

【重層的支援体制整備事業の全体像】

三本の柱

I 相談支援

【属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める】

II 参加支援

【社会とのつながりを作るための支援を行う】

III 地域づくりに向けた支援

【世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する】

それに加えて

○アウトリーチを通じた継続的支援事業

【支援が届いていない人に支援を届ける】

○多機関協働事業

【市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する】



既存の相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援の取組を活かし、高齢、障がい、子ども、生活困窮といった各分野別の制度では対応しきれない支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備していく事業です。

重層的支援体制整備事業のイメージ

相談

包括的相談支援事業（断らない相談）

- ・ 支援機関のネットワークで対応します。
- ・ 複合化、複雑化した課題については適切に多機関協働事業につなぎます。



複合的な課題がある場合

複合的な課題がない場合

既存のサービスで対応

支援調整

多機関協働事業（課題の整理・調整・支援プランの作成）

重層的支援会議（支援方法の協議）

- ・ 関係機関の連携や役割分担、支援の方向性を共有するための会議を行います。

支援

プラン確定後
各事業へつなぎます

地域づくり事業

（交流のできる場の整備・地域活動の活性化）

- ・ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートします。
- ・ 地域における活動の活性化を図ります。

訪問支援や継続的支援事業

- ・ 支援が届いていない相談者を見つけ、一人ひとりの状況に応じて、寄り添いながら支援を行います。

参加支援事業

- ・ 利用者のニーズを踏まえ、本人への定着支援と受け入れ先の支援を行います。

状態によって自主的な参加も可能です。



④藤沢市における重層的支援体制整備事業の推進について

地域とのつながりや交流が希薄化する傾向の中、生活困窮、ひきこもり、ヤングケアラーなど、個人や世帯が抱える課題やリスクは潜在化し、把握しづらくなっています。また、既存の制度やサービスに当てはまらない、いわゆる制度の「狭間」にある方や、必要な支援につながらず、孤立状態にある方も存在しています。

このような方々が、複雑で多様な課題を抱えていることを踏まえつつ、住民生活に身近な市町村レベルでの対人支援においては、社会との多様な関わりを基礎として、自立した生活を継続していくための「伴走的支援」の強化が求められており、重層的支援体制整備事業はそのような体制強化のために創設されたものです。

藤沢市においては、先行して取り組んできた施策・事業を体系的に整理し、「藤沢型地域包括ケアシステム」と、社会福祉法における地域福祉の新たな役割との整合性を図りつつ移行準備を進め、「包括的な支援体制の整備」をさらに促進するために「藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画」を2023年（令和5年）3月に策定しました。

これにより、「藤沢市地域福祉計画2026」で定めた施策の具体化を進め、さらに、関連する諸施策・諸事業を所管する庁内の各部署や支援関係機関が、重層的支援体制整備事業の意義を共通事項として捉えることにより、これまでの取組のさらなる深化・推進をめざしています。

(3) 市民や活動団体の意識・意向と課題

① 「地域福祉に関するアンケート調査」結果からの整理

本計画の策定に向けて、これまでの事業の効果を検証することと、あわせて、地域福祉の現状及びお住まいの地区や地域での日頃の暮らしの変化、また、これに伴う新たな課題等、市民がどのように感じているかを把握するために、アンケート調査を実施しました。

《調査概要》

調査対象	満15歳以上の市民
対象者数	4,000名（無作為抽出）
調査期間	2022年（令和4年）11月25日（金）～12月20日（火）
回収方法	郵送による回収／WEBページ上からの回収（併用）
回収結果	郵送回収 1,474件／WEB回収 519件（回収率49.8%）

○情報発信について

行政や福祉サービスなどの情報入手方法

- 「県や市の広報紙」は40代以上で半数以上、60代、70代では7割台を占める。
 - 「インターネット（ホームページ・SNS・メールマガジンなど）」は30代、40代で6割台半ばと高く、10代、20代も5割を超えている。
 - 「特に入手していない」は10代で2割台半ば、20代で3割台と高い。
- ✓ 世帯配布などで目にとまりやすい広報紙の内容やデザインを工夫し、若者世代にも興味を持ってもらえる紙面にするなど福祉や地域に関する情報周知への工夫が必要
 - ✓ SNSを活用するなど、普段積極的に地域福祉に関する情報を取得しない層に向けて、「目に入る」ような手段の検討が必要となる

○近所づきあいや地域活動への参画について

近所づきあい

- 近隣との日頃のつきあい方は、「困り事や悩み事の相談はしないが、親しく会話する程度」は70代で3割近く、「たまに立ち話をする程度」は80歳以上で3割近くと高い。
 - 「会えばあいさつをかわす程度」は年齢が下がるほど高い傾向にある。
 - つきあいがほとんどない理由は、「時間的余裕がない」が50代で4割近く、「生活の時間帯が合わない」が20代で4割台半ば、「近所づきあいにメリットを感じない」では20代が4割近く、70代が3割を超え、それぞれ高い。
- ✓ 年代に合わせ、近所づきあいをはじめのきっかけづくりを検討していくことの重要性がうかがえる

地域活動への参画

- 自治会・町内会へ「加入している」が70.8%、「加入していない」が27.6%。「加入している」は70代で8割台半ば、「加入していない」は20代で6割を超え、30代で5割近くと高い。
- 自治会・町内会に加入していない理由は、「きっかけがない」との回答が、20代から40代の働き世代で多い傾向にある。
- ボランティア活動への参加意向は、40代～60代で5割台と高い。

✓ 参加意向がある方に積極的に働きかけ、「このくらいならお手伝いできるかもしれない」と感じられるようなすそ野の広い活動を提供し、周知することが必要

○災害時の助けあいについて

- 避難行動要支援者※に対してできることは、「安否確認」は40代～70代で、「避難所などへの誘導、移動支援」は10代～30代で多い傾向にある。
- 「できることはない」という否定的な回答に比べ、「わからない」の回答が多くなっており、どのようなことが助けになるのか、自分が災害時にどこまで他人のために動けるのかわからないという不安感がうかがえる。

✓ 大規模災害時に本格的な支援体制が敷かれるまでの間は、地域の自主的な助けあいが非常に重要となり、そのためにも普段から顔見知りの関係をつくること、そして「わからない」といった回答が減り、それぞれが助けあいの具体的なイメージを持つことができるようになることが必要

○相談体制について

- 日々の生活で困っていることや悩みについては、「自分の健康に関すること」は70代、80歳以上でともに4割近く、「子育てのこと」は30代で3割近くと高い。
- 地域福祉推進のため市で行っている取組については、「様々な相談に対応できる体制づくり」が充足していると感じている方は前回調査(令和元年度)と比較して低くなっている。

✓ 日々の生活で困っていることや悩みは、年代によって違いがみられる。複合的な課題に対応できるよう、相談機関同士のネットワークづくりや情報発信が重要

②「団体等ヒアリング調査」結果からの整理

本計画の策定に向けて、計画の方向性や施策への検討材料とするため、地域福祉に関連する団体に、「団体等ヒアリング調査」を実施しました。

《調査概要》

調査対象	市内の地域福祉に関連する団体
対象団体	高齢・障がい・子ども・防災・更生保護・地域関係団体等
調査方法	原則、事前にヒアリングシートを送付の上、指定の会場にて、直接ヒアリングを実施。一部団体はヒアリングシートのみ、あるいは直接ヒアリングのみで実施。

○地域団体・組織との連携について

【ご意見】

- コロナ禍で活動が制限された影響もあり、他団体との連携した活動や訓練の機会も減少している。
- 自分の情報を知られたくないという理由から、個人情報の取得が難しく、地域との信頼関係が築きにくい。

【課題】

- ✓ 同じ目的をもつ団体はもちろん、他分野の団体・機関ともつながりを深めること、必要な情報を広く共有できるネットワークを構築することが必要
- ✓ あいさつや声かけなどを積極的に行い、あたたかい地域をつくることや、地域住民や団体では解決の難しい課題については、医療・福祉・その他機関が連携し問題解決していくことが重要

○活動する人材の発掘・確保・育成について

【ご意見】

- 地域のまとめ役や活動を担う人材の不足・不在のために活動や支援の内容を変更せざるを得ない、自治会・子ども会への理解・関心が薄く、加入者の減少が続いているなど、地域活動への理解や人手が不足している。
- 地域ボランティアも高齢化が進み、意識の違いや価値観の変化から若い世代の定着が難しい。新たに募集や周知をしているが限界がある。

【課題】

- ✓ 地域活動の周知だけでなく、関心を持ってもらえるようなアプローチや、既存のあり方にこだわらない柔軟な参加方法などを、好事例等を参考に検討することも重要
- ✓ 高齢者でもできる活動内容の検討や、若い世代にも活動意欲を高めてもらえるような工夫が必要
- ✓ 行政にも、地域活動をしやすく、続けやすくするための支援が求められている

○障がい者への支援について

【ご意見】

- 地域の中での障がいに対する理解が不足している。
- 防災に関する取組は重要であるが、施設での非常食や必要な物品の購入などの費用面で苦慮している。

【課題】

- ✓ 地域での障がいに対する理解を促進するとともに、障がいの有無に関係なく誰でも参加できるイベントなどの交流機会創出が必要
- ✓ 災害時の避難行動要支援者への支援体制を構築するとともに、避難場所となっている施設等への支援について検討することが必要

○子育て等について

【ご意見】

- 子育て中、特に乳幼児期に、保護者同士のつながりを持っていないことで、孤立状態に陥る場合がある。
- 両親の共働き、保護者同士の関係性の希薄化などは一層進んでいる。子ども自身も大切だが、親に焦点を当てることも重要。
- 自治会、子ども会への加入数が減少している。
- 社会的背景の変化に伴う経済的弱者への支援が必要。

【課題】

- ✓ 子育て中の親が孤立しないように、相談支援の充実や情報発信、気軽に立ち寄れる居場所づくりが必要
- ✓ 親の様々な状況・立場を考慮した子育て支援を検討する必要がある
- ✓ 自治会、子ども会への加入促進や支援者の育成が必要
- ✓ 生活困窮世帯、ヤングケアラーなど、顕在化しにくい問題への積極的なアプローチが重要

○更生保護について

【ご意見】

- 罪を犯し更生した人を、過去の行いを承知の上で雇用する機会や場を提供してくれる、協力雇用主が少ない。
- 保護観察中の人にとどのような支援ができるのかを地域で一緒に考える機会がない。

【課題】

- ✓ 犯罪や非行をした人に対する偏見をなくす取組や、事業者、雇用主の理解の促進が重要
- ✓ 地域の理解や環境整備に向けて、地域団体が話し合い、保護観察中の人への支援を検討する機会が必要

③アンケート調査やヒアリング調査からの課題

高齢化や単身世帯の増加、核家族化、共働き家庭・ひとり親家庭の増加などを背景に、地域でのつながりが希薄となることや、「社会的孤立」や「制度の狭間」などの課題が表面化しています。また、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる“ダブルケア世帯”）や本来は大人が担うことが想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども（いわゆる“ヤングケアラー”）の問題など、様々な分野の課題が複雑に絡み合い、対応が困難なケースが増加しています。

今後福祉ニーズはますます多様化し、分野ごとの支援体制では対応に限界があることを踏まえ、生活上の困難を抱える方を支える包括的かつ重層的な支援体制を充実させ、切れ目のない支援を推進していくことが求められています。

また、従来の地域福祉活動の担い手の高齢化や後継者不足等は進んでおり、地域活動や地域とつながりを持つことに関心が薄い層に対して地域活動への参加を促進する新たな仕組みづくりや、地域活動に参加意向のある方を確実に活動につなぐきっかけづくりを検討し、推進していくことが重要であり、新たな担い手の確保やスキルの向上も求められています。

さらに、介護や子育て、障がいのほか、ひきこもりの状態にある人や生活困窮者、犯罪や非行をした人など、地域生活課題は多岐にわたり、これらの問題に対して住民一人ひとりが「我が事」としてとらえ、ともに支えあう地域づくりが重要となっています。今後は住民同士のつながりを再構築し、気軽に地域活動に参加できるような環境づくりを促進することが重要です。

3 計画でめざすべき姿（地域福祉推進ビジョン）

(1) めざすべき将来像

本市では、これまで「自助」、「互助」、「共助」、「公助」を踏まえ、計画を進めてきました。2021年度（令和3年度）からの「藤沢市地域福祉計画2026」においてもこの視点を基本とし、めざすべき将来像に、「一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまち ふじさわ」を掲げています。

《藤沢市地域福祉推進ビジョン ～めざすべき将来像～》

一人ひとりが主役

共に支えあい

安心して暮らせるまち ふじさわ



(2) 基本目標

本市ではめざすべき将来像に向けて、3つの基本目標を掲げています。

基本目標 1 地域に関心を持ち、行動できる人材づくり

市民一人ひとりが自分の住む地域や人に関心を持ち、地域で共に生き、地域福祉に関する活動に主体的に参加できる人材づくりを進めます。

基本目標 2 お互いが見守り、支えあい、つながる地域づくり

身近な地域における多世代交流の機会を増やし、地域で活動する福祉団体等への支援を進めるとともに、地域課題の早期発見・早期対応、災害時に備えるといった観点から、お互いが見守り、支えあい、つながるような地域づくりを進めます。

基本目標 3 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり

本人が希望する生活を送ることができるよう、様々な困り事を受け止め、必要な支援につながる仕組みづくりを進めます。

4 地域福祉を推進するための考え方

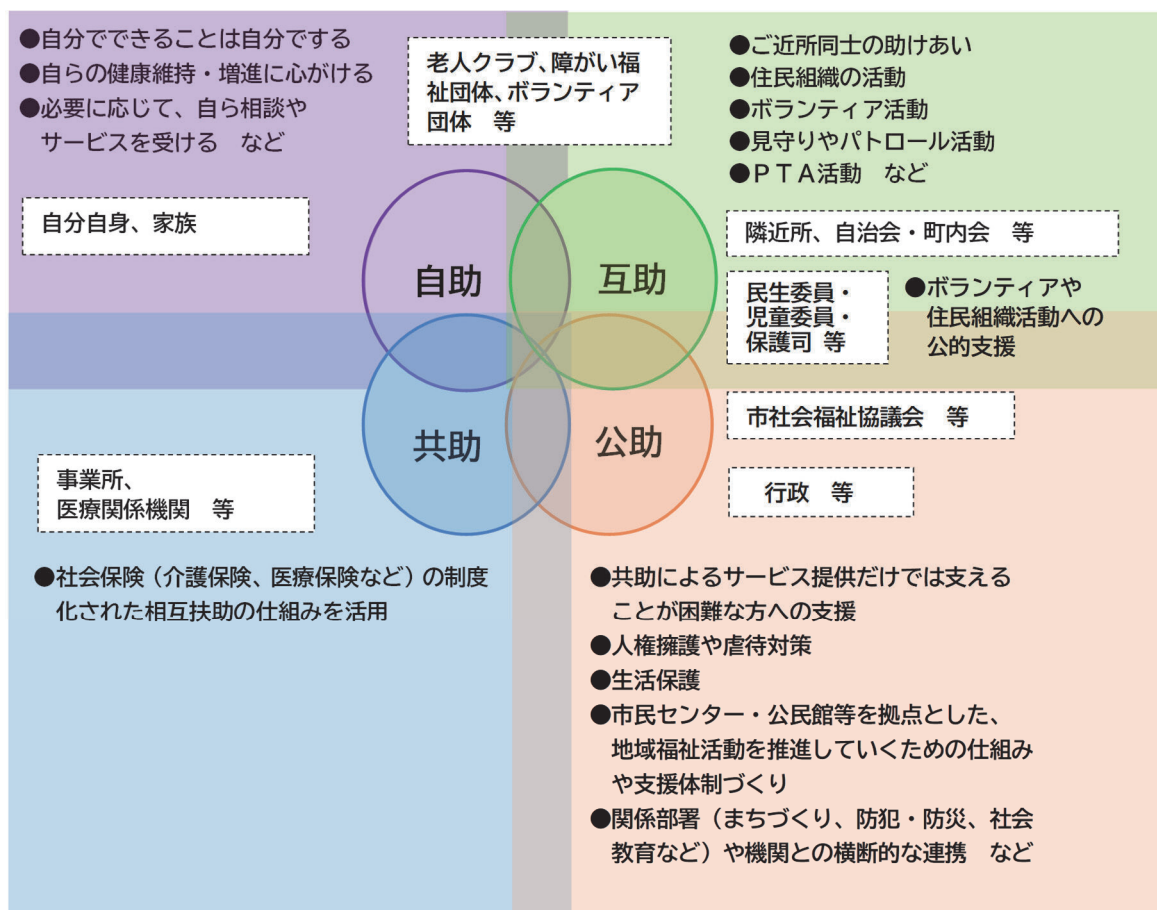
「地域福祉」とは、住民一人ひとりが地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民や社会福祉関係者、行政等がお互いに連携・協力して、地域生活課題の解決に向けて取り組む考え方です。

「支えあいの地域づくり」に向けて、地域生活課題に対して、自助、互助、共助、公助がお互いに重なりあいながら、社会的に弱い立場にある人を孤独・孤立、排除等から守り、社会・地域の一員として包み支える「ソーシャルインクルージョン※（社会的包摂）」の考え方を踏まえ、重層的なネットワークを構築していくことが求められています。

行政は、公助で担うべきサービスを提供しつつ、自助、互助、共助の活動を支援することにより、地域福祉を総合的に推進していきます。

また、コロナ禍を経た社会情勢の変化も捉え、それぞれが取組を進めていく必要があります。

《地域福祉における自助・互助・共助・公助の関係性》



5 地域福祉を担う各主体の役割

めざすべき将来像「一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまち ふじさわ」の達成に向けて、各主体それぞれが多様性を受け止め、認めあいながら、協働・連携して進めていくことが大切です。

1 市民の役割

個人の尊厳が尊重され、多様性を認めあうことができる地域社会をつくり出していくためには、住民参加による地域づくりを推進していくことが重要です。また、これからは、個人の生活課題と向き合いながら、地域が抱える課題にも関心をもつことが必要とされています。

地域での集まり、ボランティア活動などへ参加することによって、地域が抱える課題を他人事ではなく、自分事と捉え、行政などと連携しながら、地域での見守り活動や簡単なお手伝いといった、身近な取組に参加していくなど、地域の一員として活動することが期待されます。

2 市民団体・地域団体の役割

NPO 法人、ボランティア団体、老人クラブ、障がい福祉団体などの市民団体及び自治会・町内会、地区社会福祉協議会※などの地域団体は、各団体の特性を活かしながら、各々の活動を実践し、地域福祉を推進しています。特に住民に身近な団体としての特長を活かして地域の課題を把握し、団体間の連携・協力、さらには市社会福祉協議会※や行政との協働により、地域の課題解決に向けて取り組むことが期待されます。

3 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員※は、高齢者、障がい者、子ども、子育て世帯、生活困窮者など、援助や支援を必要としている住民の身近な存在として、様々な生活相談を受け、適時、関係機関や福祉サービスにつなげる活動などを行っています。また、災害発生時には避難行動要支援者の避難支援や安否確認、住民の避難所生活における相談や支援など、地域を見守る様々な活動を行う重要な役割を担っています。

4

事業者の役割

事業者は、地域における重要な社会資源として、福祉サービスの実施や質の確保、情報提供だけでなく、地域住民・地域団体からの相談を通じて、相談者やその世帯が抱える生活課題を把握し、適切な機関と連携しながら支援を行うことで、地域住民に対する重層的なセーフティネットとしての役割を担うことが求められています。

また、民生委員・児童委員や市民活動団体、自治会・町内会など他の主体との連携を図るとともに、行事参加や施設開放などを通じ、地域の一員として積極的に関わる中で、事業者の有する知識や技術を地域に提供していくことが期待されます。

さらに、企業、NPO、大学など、地域の多様な主体と連携・協働して、複合化・複雑化する地域生活課題の解決を図り、地域共生社会の一翼を担っていくことが期待されます。

5

市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会は、地域福祉の推進主体として、地域福祉活動への住民参加の促進や、行政と連携し、関係機関との調整や協力関係をつくる役割などを担っています。引き続き、市民の自発的な活動の支援やボランティア・福祉人材の育成、地区社会福祉協議会等への支援を行い、また、各団体や事業者などのネットワーク化、福祉教育の推進のほか、地域の課題解決に向けた事業の実施など、様々な取組を行っています。

さらに、行政と協働して、市社会福祉協議会が策定した地域福祉活動計画と地域福祉計画との整合を図りつつ、ともに地域福祉を推進する役割を担っています。

6

市の役割

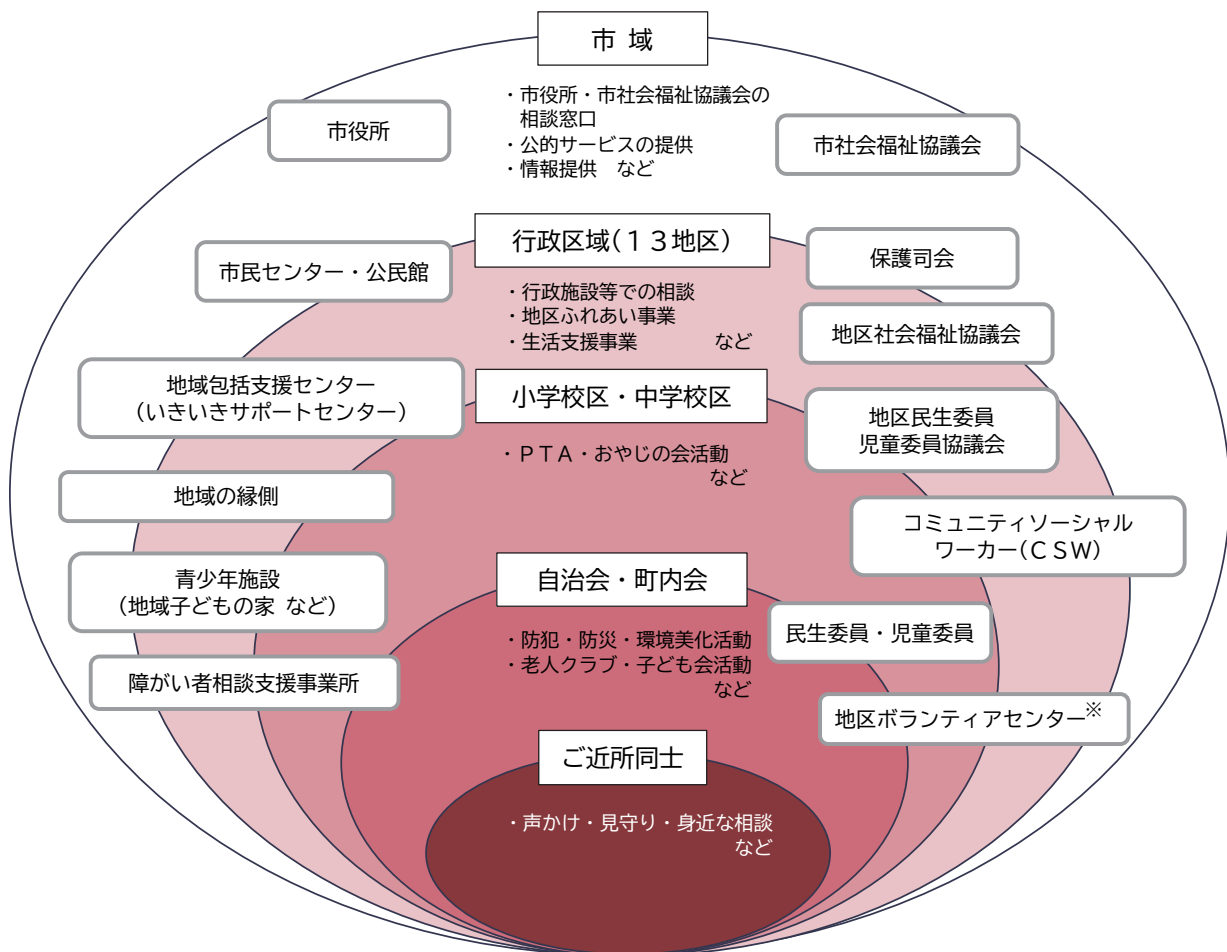
市は、市民の福祉向上に責任を負う主体として、様々な施策を効率的・効果的、かつ総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に実施する役割を担います。また、市民や関係団体、事業所、市社会福祉協議会の活動を支援し、地域福祉を推進するための基盤整備を進め、地域では解決できない課題に対し、関係機関と連携し、必要に応じた福祉サービスを提供します。

さらに、本庁と13地区の拠点施設である市民センター・公民館が連携して、地域住民が自ら暮らす地域の課題を主体的に捉えられるような地域づくりの取組、様々な相談を受けとめる場の整備、相談機能の協働・ネットワーク体制づくりなど、包括的な支援体制を整備していきます。

6 圏域のとらえ方

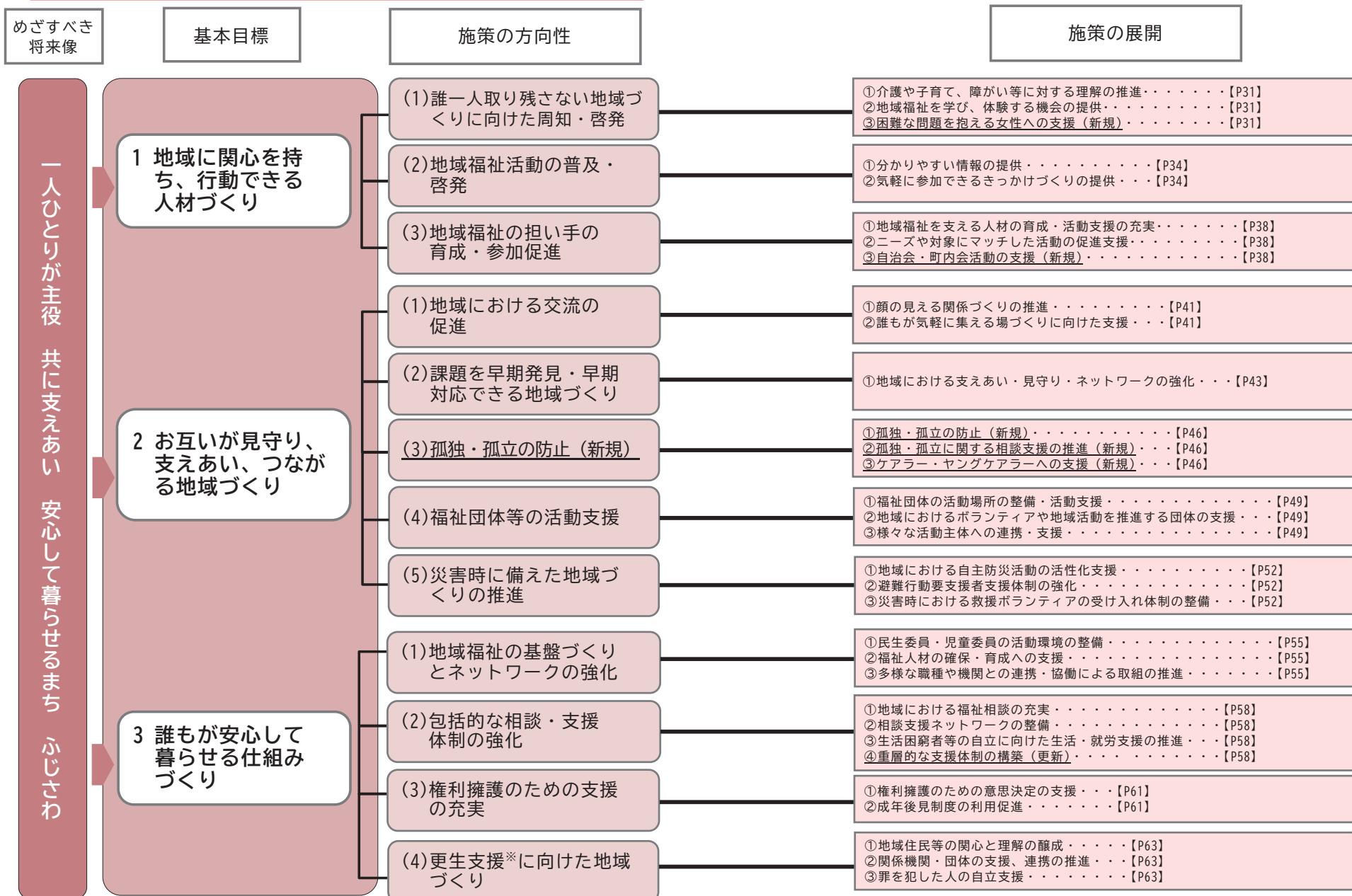
本計画では、地域福祉を推進するための範囲として大きく5つの圏域を設定します。ご近所同士や自治会・町内会といった範囲から、小学校区・中学校区、市民センター・公民館を拠点とした13地区、市域全体といった重層的な圏域で捉えています。圏域ごとの機能や特性を把握し、それぞれの特性が活かせる仕組みや活動の展開を考えていく必要があります。

《5つの圏域と行政機関・関係団体イメージ図》



第 2 章 計画の推進に向けた 施策の方向性及び展開

1 計画の体系図



2 施策の方向性及び施策の展開

基本目標①地域に関心を持ち、行動できる人材づくり

(1) 誰一人取り残さない地域づくりに向けた周知・啓発

施策の方向性

市民一人ひとりが支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成することは、地域共生社会の実現にとって必要不可欠です。

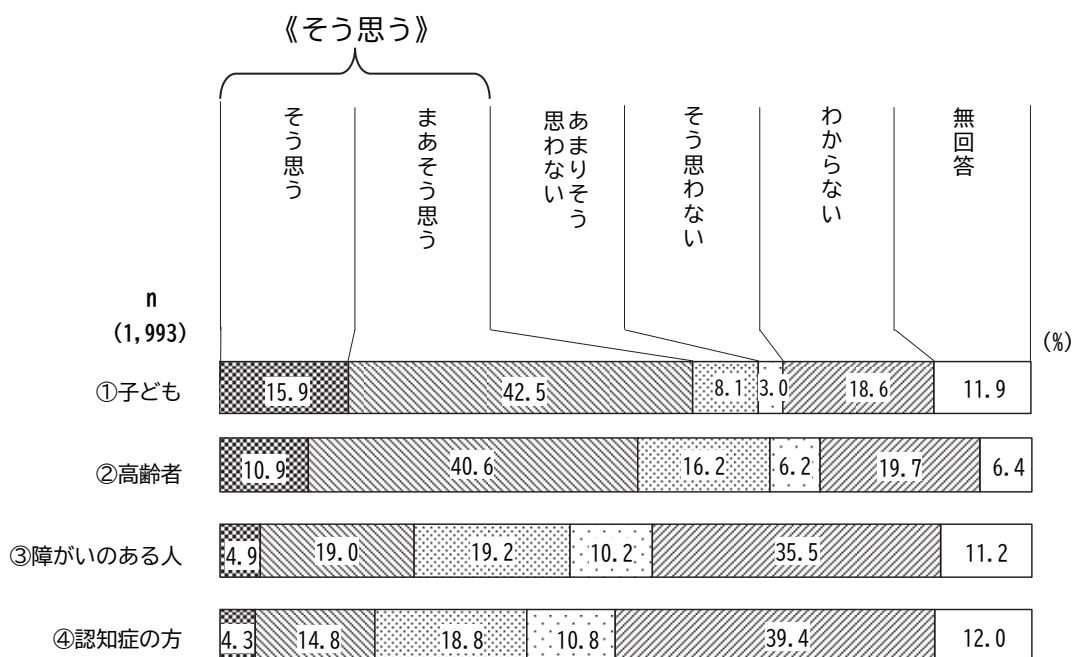
誰一人取り残さないように、お互いの生き方・考え方を認め合う、多様性を認め合えるまちづくりを進めていきます。

現状と課題

市民アンケート調査結果によると、子ども・高齢者・障がい者・認知症の方が、周囲や地域の理解と協力の下で自分らしく暮らせる環境かどうかの評価では、《そう思う》との回答は“①子ども”と“②高齢者”で5割以上、“③障がいのある人”で2割台半ば、“④認知症の方”で2割近くとなっています。一方「わからない」との回答は“④認知症の方”で4割近く、“③障がいのある人”で3割台半ばと高くなっています。

身近に障がい者や認知症の人がいないことで実感が持てず、「わからない」との回答が多くなっていることが推察されるため、今後は地域福祉に関する意識の啓発を図りながら、障がいや認知症への正しい理解の推進が求められています。

問：それぞれの人のために、自分らしく暮らせるような環境（問 33）



資料：「地域福祉に関するアンケート調査（2022年）」

①介護や子育て、障がい等に対する理解の推進

様々な立場や状況の人が暮らす地域において、一人ひとりが地域に目を向け、それぞれの個性を認めあい、偏見や差別意識をなくすことは重要です。

一人ひとりが人権や個人の尊厳を尊重し合えるよう、高齢者、障がい者、子ども及びそのケアを担う者等のおかれている状況を自分事として受け止め、誰もが社会の中で自分らしい生活が送れるように、理解し助けあうあたたかい社会をめざします。

あわせて、次世代の社会を担うすべての子どもの権利が守られ、すべての子どもが意見を表明することができる社会を実現するための環境づくりに関しても取組を進めます。

②地域福祉を学び、体験する機会の提供

誰一人として取り残さない地域づくりに向けて、介護や子育て、障がい等を身近に感じ、一人ひとりが行動に移すきっかけづくりとなる学習や体験する機会が必要です。

インクルーシブ（誰も排除しない）な社会をめざすため、多様性への理解促進、合理的配慮[※]や認知症への理解などに対する福祉教育を充実させます。

地域福祉に関する学習の場や福祉施設等での体験学習の機会を広めるため、公民館や学校をはじめとする様々な機関や、関係団体等と連携しながら進めていきます。

③困難な問題を抱える女性への支援

近年、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻など、女性をめぐる課題は多様化・複合化・複雑化しており、従来の法体系ではそれらの課題に対応することが難しい点が指摘されてきました。また、長期化したコロナ禍の影響による「孤独・孤立対策」といった視点も踏まえながら、「民間団体との協働」も取り入れた新たな支援の枠組みを構築するため、2022年（令和4年）5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立しています。

藤沢市においても、この法律の趣旨を踏まえて、困難な問題を抱える女性への支援に必要な、啓発、支援のための人材の確保、民間団体との協力など、様々な施策に取り組んでいきます。

(2) 地域福祉活動の普及・啓発

施策の方向性

地域福祉活動の普及・啓発を図るためには、誰もが情報を簡単に入手することができ、気軽に参加できるきっかけづくりが重要です。市民一人ひとりの状況に応じた情報提供や機会の創出により、誰もが地域へ目を向け、地域づくりへの関心が高まるように、普及・啓発活動に取り組みます。

現状と課題

市民アンケート調査結果によると、行政や福祉サービスなどの情報入手方法について、年代別でみると、「県や市の広報紙」は40代以上で半数以上と高く、60代、70代で7割台となっています。「インターネット（ホームページ・SNS・メールマガジンなど）」は30代、40代で6割台半ばと高く、10代、20代も5割を超えています。一方、「特に入手していない」は10代で2割台半ば、20代で3割を超えて高くなっています。

インターネットを利用した情報取得が進む一方、インターネットを利用しない方にも必要な情報を届ける必要があります。また、インターネットは自ら興味のある情報のみ取得する傾向があることから、行政等の情報を入手していないとの回答も若年層で高くなっています。

また、施設の知名度(知っている層)は、“④地域市民の家※”が5割弱で他の施設よりも高いですが、その他の施設は2割を下回っています。地域の拠点に関する認知度が全体的に低くなっているため、まずは身近な地域の拠点を知ってもらうことや、気軽に利用できる環境の整備、イベント開催などが求められます。

問：行政や福祉サービスなどの情報入手方法（問 10）

	調査数（件）	構成比（%）									
		県や市の広報紙	インターネット（ホームページ・メールマガジンなど）	新聞・雑誌・テレビ・ラジオ	タウン誌・フリーペーパー	知人・家族・親族や友人・	自治会・町内会	地区の市民センター・公民館	福祉施設・サービス提供者	地域包括支援センター	
全 体	1993	62.2	44.0	23.9	20.2	18.3	16.2	11.1	4.3	3.6	
年 代 別	10 代	73	19.2	50.7	28.8	5.5	24.7	1.4	4.1	-	-
	20 代	119	25.2	55.5	10.9	8.4	16.0	0.8	1.7	2.5	-
	30 代	199	43.2	66.8	6.5	14.1	23.6	5.5	11.6	1.0	1.5
	40 代	303	60.7	67.3	14.5	20.1	15.5	13.5	8.3	2.0	0.3
	50 代	374	68.4	55.1	19.5	21.4	16.8	14.7	10.4	5.1	5.1
	60 代	325	71.4	40.6	23.1	21.2	16.3	14.2	11.1	4.6	2.8
	70 代	366	76.2	22.7	40.7	27.6	17.8	30.3	16.4	5.2	4.9
	80 歳以上	226	68.6	6.2	38.1	22.1	23.5	24.3	14.6	9.3	9.7

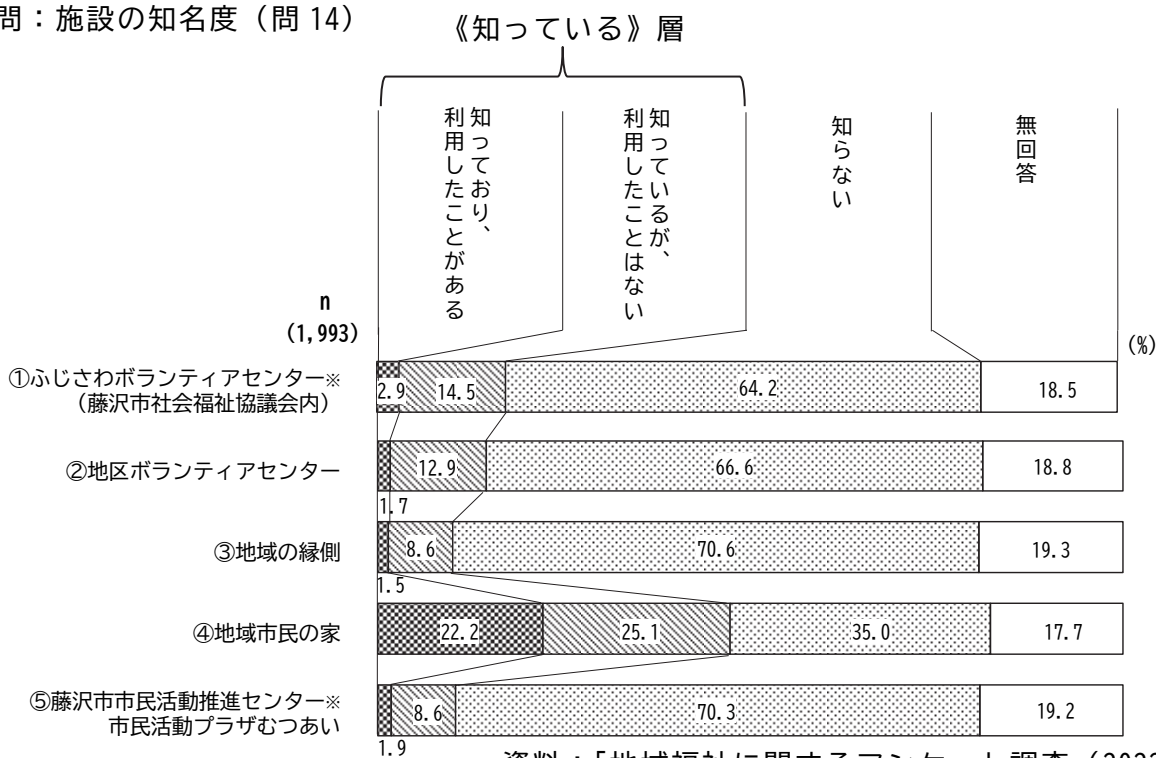
	市役所の本庁	子育て支援センター※	民生委員児童委員	障がい者相談支援事業所	市社会福祉協議会	地域の縁側	特に入手していない	その他	無回答	
										構成比（%）
全 体	3.3	1.3	1.1	1.1	0.9	0.4	12.8	1.1	1.1	
年 代 別	10 代	-	-	-	-	-	24.7	-	1.4	
	20 代	1.7	0.8	-	1.7	-	31.1	1.7	-	
	30 代	4.0	8.0	-	1.5	-	0.5	19.6	1.5	1.0
	40 代	3.6	1.3	-	-	0.3	0.3	10.6	1.7	0.3
	50 代	3.7	-	1.1	0.8	0.5	-	11.0	1.1	-
	60 代	5.2	0.9	0.9	1.2	0.6	-	9.2	0.6	0.6
	70 代	2.5	0.3	1.4	1.1	0.8	0.5	8.5	0.8	2.2
	80 歳以上	1.8	-	4.4	2.2	4.0	1.3	11.9	0.9	2.2

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

※年齢を無回答の方がいるため、全体の合計数と合致しない

資料：「地域福祉に関するアンケート調査（2022年）」

問：施設の知名度（問 14）



施策の展開

① 分かりやすい情報の提供

誰もが必要な情報を簡単に入手できるようにするため、インターネット（ホームページ、SNS）等、様々な媒体を活用し、年代等に応じた情報提供を行うとともに、世帯配布などで目にとまりやすい広報紙の内容やデザインを工夫し、すべての世代に興味を持ってもらえる紙面にするなど福祉や地域に関する情報周知を促進します。

また、障がい者に配慮した、情報提供の環境整備に取り組みます。

② 気軽に参加できるきっかけづくりの提供

誰もが気軽に地域福祉活動に参加するためには、市民一人ひとりの状況に応じたきっかけづくりを行うことが重要です。

市民や地域団体に加え、福祉関係機関、民間企業などに対し働きかけを行い、まずは地域福祉を担う団体の活動を知ることや、研修会等への参加を通じて誰もが気軽に地域福祉活動に参加できる仕組みづくりと、活動への動機づけを行います。

(3) 地域福祉の担い手の育成・参加促進

施策の方向性

地域生活課題を地域で考え、解決していくためには、地域住民が自分の暮らす地域の担い手として主体的に関わることが重要になります。地域における困りごとは年々多様化しており、支援を必要とする方は増加しています。そのため、住民一人ひとりの地域に対する意識を高めるとともに、ボランティアに関心のある住民が気軽に参加できるきっかけや仕組みづくりに取り組み、地域福祉の担い手の育成を進めます。

現状と課題

市民アンケート調査結果によると、ボランティア活動への参加意向について、年代別で見ると、《参加意向》層は40代から60代で5割台半ばと高くなっており、「参加したことはないが、今後参加してみたい」という潜在的意向層も30代、40代で4割を超え高くなっています。また、参加者の参加動機は、「地域や社会をよくしたい」、「困っている人を助けてあげたい」、「新しい人と出会いたい」の順となっており、自分のため、相手のため、地域のためと様々な動機がみとれます。

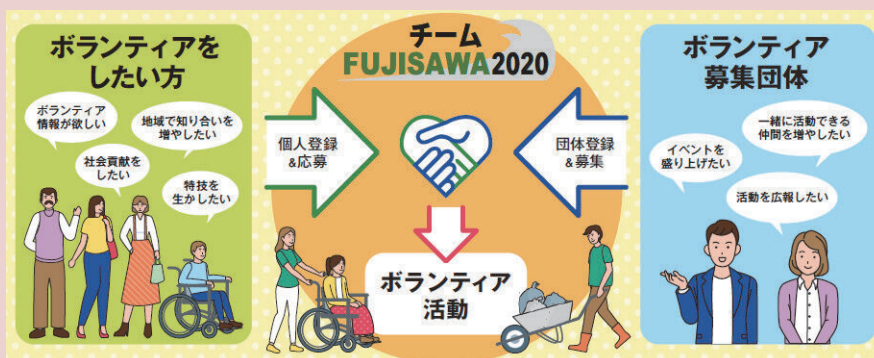
一方、未参加者の参加する上で支障となることや問題点は、「どのような活動が行われているか知らない」、「参加する時間的余裕がない」がともに4割台で高く、次いで「参加方法が分からない」（23.8%）と続きます。

これらの結果から、参加意向があるにも関わらず参加できないという人が少なからずいるということがうかがえるため、チーム FUJISAWA2020 で取り組んでいるような様々なボランティア活動のきっかけづくりや参加方法の周知に工夫が求められます。

トピックス

チーム FUJISAWA2020

ポータルサイトを活用した、ボランティア活動のさらなる活性化を図る取組です。様々なボランティア情報を掲載し、「いつでも、気軽に、もっと身近に」ボランティアに応募ができる環境づくりを目指し、市内大学等と連携し運営を行っています。



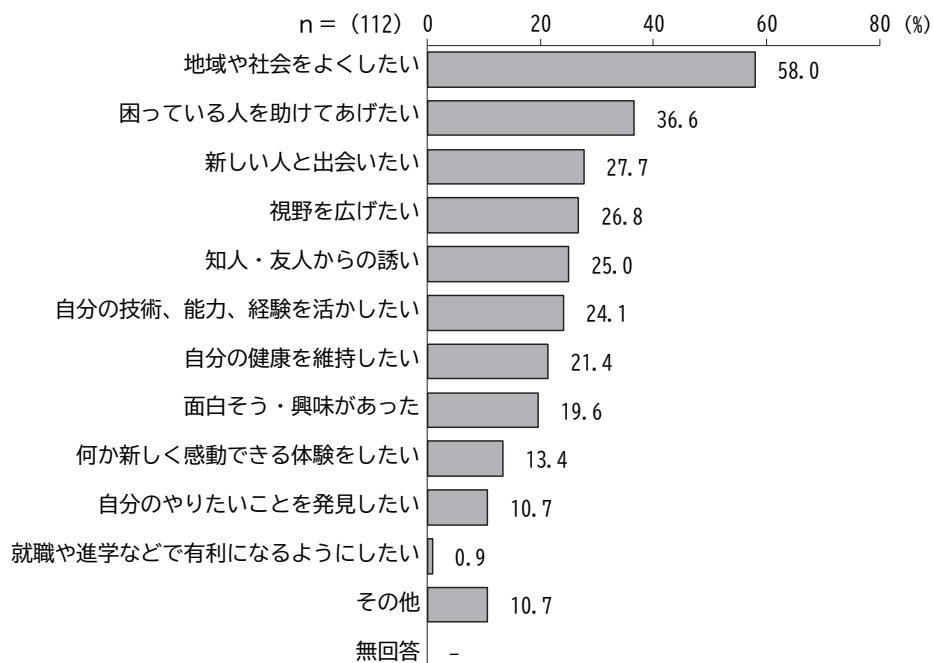
問：ボランティア活動への参加意向（問24）

	調査数（件）	構成比（％）						《参加意向》層	
		これにかからも続けておきたい	既に参加している、今後参加しはてない	参加したい、今後は参加しない	参加したことがある	参加したことがある	参加したことはない		無回答
全体	1993	5.6	31.1	9.9	17.6	32.2	3.6	46.6	
年代別	10代	73	5.5	27.4	16.4	23.3	20.5	6.8	49.3
	20代	119	1.7	37.8	6.7	31.1	21.8	0.8	46.2
	30代	199	1.5	40.2	7.5	24.1	26.1	0.5	49.2
	40代	303	5.0	40.9	10.9	20.5	21.8	1.0	56.8
	50代	374	4.5	38.5	9.9	13.1	31.0	2.9	52.9
	60代	325	7.4	36.9	8.9	13.2	32.6	0.9	53.2
	70代	366	9.6	18.0	13.4	12.8	40.2	6.0	41.0
	80歳以上	226	5.3	8.4	6.6	20.8	49.6	9.3	20.3

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

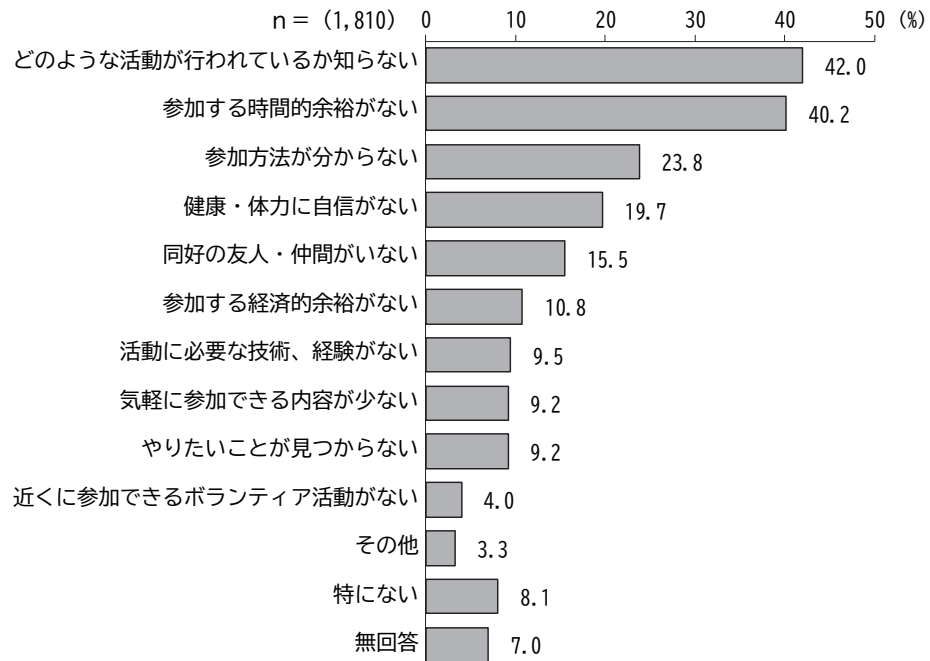
※年齢を無回答の方がいるため、全体の合計数と合致しない

問：ボランティア活動参加者のボランティア活動に参加する際の動機（問 24-1）



資料：「地域福祉に関するアンケート調査（2022年）」

問：ボランティア活動未参加者のボランティア活動に参加する上で支障となることや問題点
(問 24-2)



資料：「地域福祉に関するアンケート調査（2022年）」

① 地域福祉を支える人材の育成・活動支援の充実

地域福祉を支える重要な担い手の一つとして、自治会や地域のボランティアなどが地域福祉に関わる活動を行っています。地域福祉の推進にあたり、若年層や子育て世代などの積極的な参加が今後の継続的な活動に欠かせません。様々な世代にとって身近に感じることが出来るイベントや活動の創出など、地域福祉を支える人材の育成に努めます。

また、新たな担い手による地域活動の継続に向けた支援及び、これまでの取組を次世代につなげるために必要な支援を図っていきます。

② ニーズや対象にマッチした活動の促進支援

ボランティア活動をはじめ、地域活動への参加意向は潜在的に高い状況にあります。地域福祉を推進する人材を増やしていくため、地域団体と連携し、幅広い世代のニーズや対象にマッチしたプログラム等を考える必要があります。

10代から20代の若者世代には、イベントや交流の機会を通じて自身が体感することで、地域交流の大切さを実感してもらう、30代～40代では子育て世帯のつながりをつくる機会を創出することや、子育て世帯以外の、地域とつながりを持ちにくい方にも興味を持ち参加してもらえるイベントを実施するなど、様々な世代に向けた活動を促進します。

また、他者との関係性を築くことが苦手な方の社会参加の可能性として、担い手不足や高齢化が危惧されている農業分野での障がい者雇用が拡大しつつあります。これらの取組をさらに推進するために、農業と福祉間の相互理解はもとより、農福連携の理解促進と認知度の向上に向け取り組みを強化し、推進していきます。

③ 自治会・町内会活動の支援

地域福祉を推進する、地域活動の根幹でもある自治会・町内会では、加入率の低下が課題となっています。歴史のある自治会・町内会活動は、その地域の文化の形成までも担ってきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルの変化や、情報化社会の深化などにより、地域住民の意識も多様化しており、その存在意義が問われています。

しかし、高齢化や孤独・孤立の問題が深刻となる今後は、自治会・町内会活動による見守りや、災害時における助けあいなどがさらに重要となります。地域に暮らすすべての人が地域での活動を知り、興味を持つためのきっかけづくりを進め、地域での見守りや助けあいを強化するために、多角的な視点での自治会・町内会活動への支援を進めます。

基本目標②お互いが見守り、支えあい、つながる地域づくり

(1) 地域における交流の促進

施策の方向性

地域の近所づきあいや助けあいが希薄化する中、多世代で交流できる場をつくることにより豊かな人間関係を築くことができる機会を提供します。また、子育て世代の親、高齢者、障がい者など、様々な人が気軽に立ち寄れるような場づくりを住民主体で築いていけるよう、支援していきます。

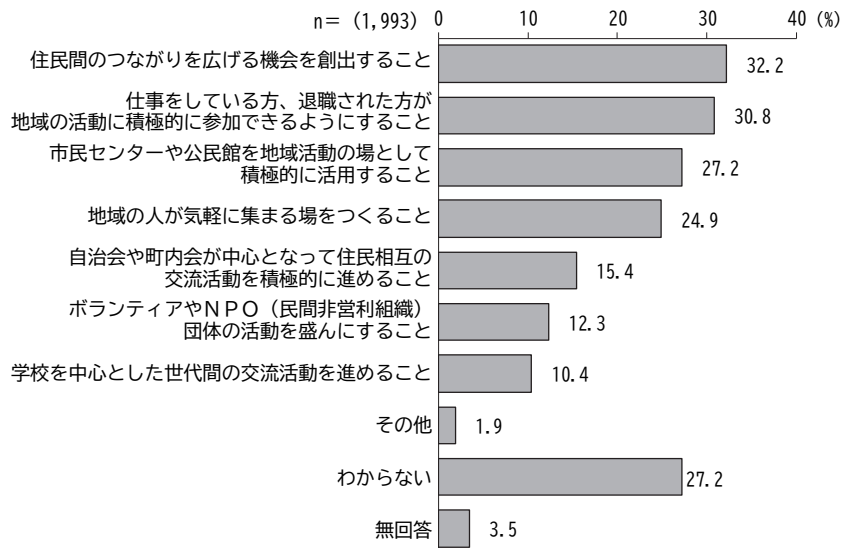
現状と課題

市民アンケート調査結果によると、住民の自主的な参加・協力関係を築くために地域が主体となって取り組むべきことは、「住民間のつながりを広げる機会を創出すること」(32.2%)、「仕事をしている方、退職された方が地域の活動に積極的に参加できるようにすること」(30.8%)が上位を占めています。また、地域づくりに必要なこととして、「住民相互の日頃のつながり」(45.1%)が4割台半ばを超えています。

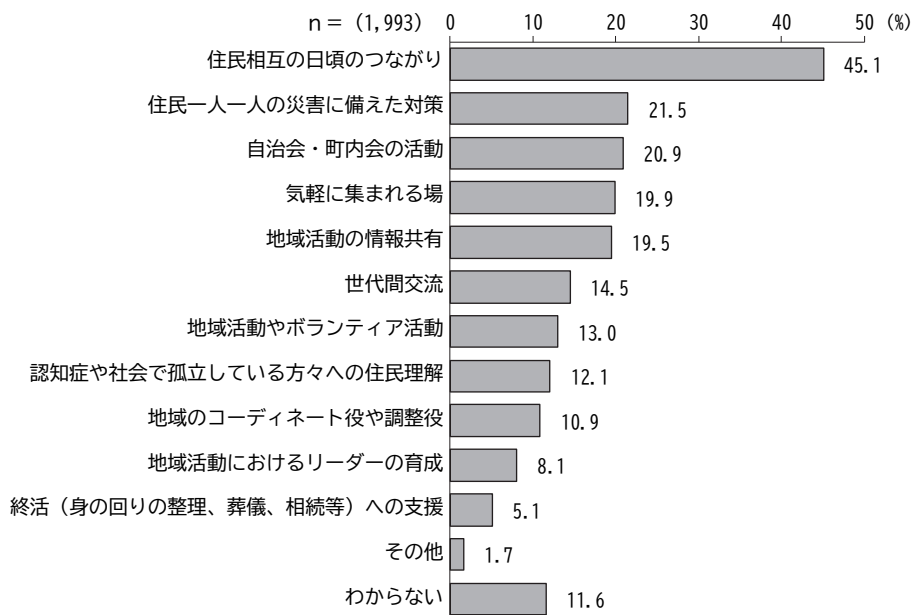
これらの結果から、住民間のつながりを広げる機会の創出や、様々な世代、立場の方が興味を持ち、活動できる場が求められます。

また、コロナ禍を経て、ICT機器を用いた遠隔でのコミュニケーションなど、これまでにない様々な方法でのつながりも生まれています。このような新しい手段での交流促進など、多様化したコミュニケーション方法の活用についても検討していく必要があります。

問：住民の自主的な参加・協力関係を築くために地域が主体となって取り組むべきこと
(問 32)



問：地域づくりに必要なこと (問 36)



資料：「地域福祉に関するアンケート調査（2022年）」

施策の展開

①顔の見える関係づくりの推進

地域の近所づきあいや助けあいが希薄化する中、外出時のあいさつ、簡単な言葉の取り交わしなど、日々の暮らしの中でお互いを知る機会をつくることが大切です。

身近な地域でできるだけ多くの人がお互いに顔見知りになれるよう、世代を超えた交流の機会を確保することなど、顔の見える関係づくりへの取組を進めていきます。

②誰もが気軽に集える場づくりに向けた支援

地域の縁側をはじめとした、地域団体や住民等が主体的に活動する場は、地域住民にとって身近な居場所であることから、誰もが気軽に立ち寄り相談できる場として、引き続き、充実に向けた取り組みを進めていきます。

集い、交流することにより、見えなかった困りごとが表出することや、様々な暮らしに関する不安の解消、情報交換の場としての効果も期待されます。住民の主体的なサロン活動を促進していくために、各種団体等への支援を進めていきます。

(2) 課題を早期発見・早期対応できる地域づくり

施策の方向性

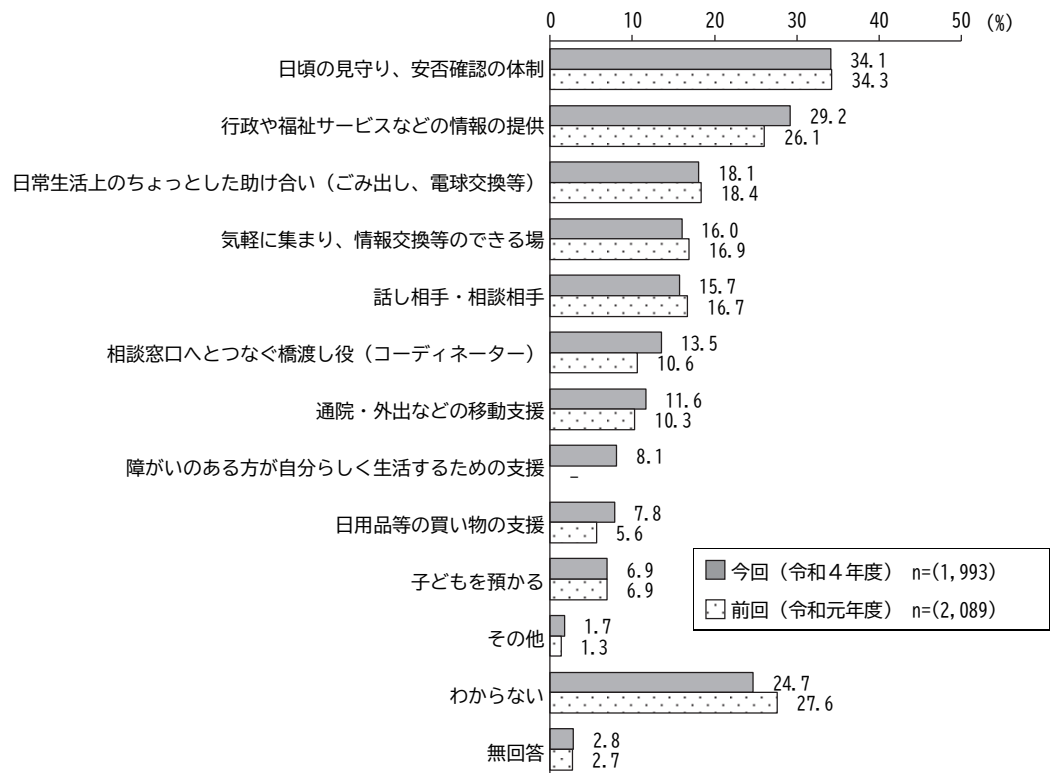
子どもの貧困や、子ども、高齢者、障がい者への虐待、自殺や孤立死、8050問題やひきこもりなど、地域で起こりうる様々な問題や、制度の狭間にある人が抱えている潜在的な問題については、地域のつながりの希薄化等により、課題が見えにくくなっています。専門職、地域団体、民間事業者など、様々な主体による相互の連携を促し、課題の発生予防や課題の早期発見・早期対応につなげるよう取り組みます。

現状と課題

市民アンケート調査結果によると、居住地域の支えあいに必要な支援は、「日頃の見守り、安否確認の体制」(34.1%)が最も高く、次いで「行政や福祉サービスなどの情報の提供」(29.2%)、「日常生活上のちょっとした助けあい(ごみ出し、電球交換等)」(18.1%)と続きます。

これらの結果から、見守りやちょっとした助けあいが実現できる地域づくりが求められます。

問：居住地の支えあいに必要な支援（問 30）



資料：「地域福祉に関するアンケート調査（2022年）」

① 地域における支えあい・見守り・ネットワークの強化

子どもの貧困や、子ども、高齢者、障がい者への虐待といった問題や、自殺や孤立死の要因となる問題、外側からは見えにくい 8050 問題やひきこもりなどが社会問題となっており、身近な地域における支えあい・見守り・ネットワーク体制の充実がより一層重要です。支援が必要な方に周りの人が気づくこと、気づいた人が声をかけ、適切な支援につなげることで、そして課題を抱える人がためらわずに助けをもとめられるようなネットワーク体制の構築を進める必要があります。

今後も民生委員・児童委員、地域包括支援センター（いきいきサポートセンター）、市社会福祉協議会をはじめ、地域団体、地域を巡回する民間事業者など、団体や関係機関等の連携を促し、地域における支えあい・見守り体制の構築をより一層推進していきます。

(3) 孤独・孤立の防止

施策の方向性

新型コロナウイルス感染症拡大により、人との交流機会が制約されたことで、「孤独・孤立」の問題に社会的関心が大きく寄せられています。2023年（令和5年）5月には「孤独・孤立対策推進法」が成立し、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支えあい、人と人との「つながり」が生まれる社会」をめざすことが掲げられています。

孤独・孤立の問題が生じる背景、原因としては、「社会環境、生活環境の変化」（核家族化などにより、頼りたい気持ちがあっても、頼りにする人を見つけにくい状況になっている）、「人間関係に対する意識の変化」（人とのつながりが生活に不可欠なものから、自らの好みにより取捨選択できるものへと変化している）、「問題の複合化、複雑化」（いくつもの問題が同時に発生し、解決のための支援が困難となっている）などの様々な原因が考えられます。

社会的な背景が大きく関わる問題であることから、速やかな解決を図ることが難しい面はありますが、藤沢市においても、「孤独・孤立対策推進法」の趣旨を反映し、孤独・孤立の状態にある方やそのご家族等の立場に立って継続的な支援を行い、人と人がつながり、助けあう地域づくりを進めます。

また、近年、ヤングケアラーや家族、親族の介護等を行っているケアラー（介助者）の負担についても大きな問題となっています。日常的にケアを行っているため、自身がケアラーであるという認識がない方も多くいることや、どこにも相談できずに抱え込んでしまっている方などは、潜在化しやすかったり、自ら発信することが難しかったりすることからも、地域の中で問題に気づき、適切な支援につなげることが重要です。

現状と課題

市民アンケート調査結果によると、居住地域での孤立感について、孤立を《感じる》層は全体で11.5%、介護や支援の状況別で見ると、支援を受けている方のほうが、孤立感を《感じる》層は割合が高くなっています。

また、日々の生活で困っていること、悩みについて、「日常的に家事や家族の世話・介護を行っている子どもがいること」が1.7%となっています。

地域の中で孤独・孤立の状態となっている方は潜在化する傾向にあり、このような問題を把握することは難しくなっています。地域のつながり、活動などを通して人と接する機会をつくることや、お互いに気にかける、助けあう地域づくりを推進することが必要となります。

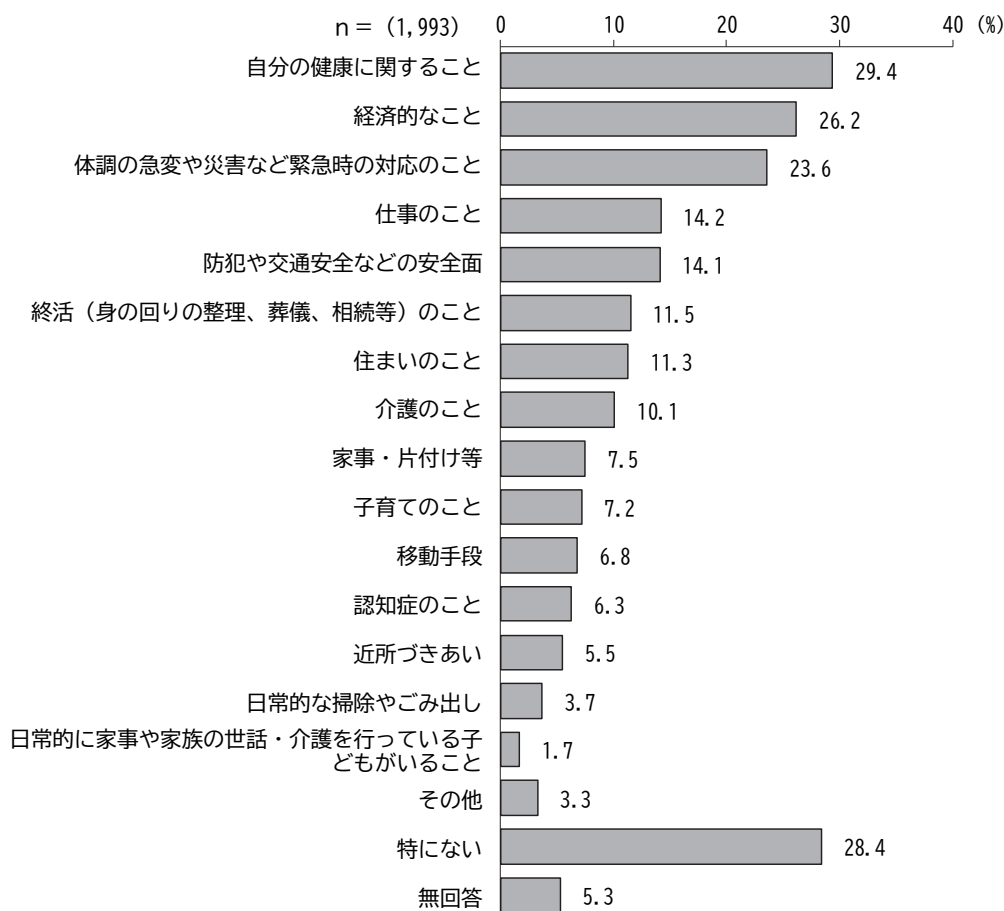
問：居住地域での孤立感（問 20）

	調査数（件）	構成比（%）							《感じる》層	
		感じる	やや感じる	どちらともいえない	あまり感じない	感じない	わからない	無回答		
全 体	1993	3.0	8.5	17.7	33.9	30.4	5.3	1.3	11.5	
介護 状況 別 支援 の	支援を受けている	112	7.1	8.9	14.3	25.9	28.6	13.4	1.8	16.0
	家族（一親等以内）が 支援を受けている	320	4.1	9.1	18.8	34.7	27.2	4.4	1.9	13.2
	どちらでもない	1518	2.4	8.1	17.7	34.7	31.4	4.9	0.9	10.5

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

資料：「地域福祉に関するアンケート調査（2022年）」

問：日々の生活で困っていること、悩み（問 34）



資料：「地域福祉に関するアンケート調査（2022年）」

① 孤独・孤立の防止

社会全体のつながりが希薄化する中、新型コロナウイルス感染症の影響なども相まって、孤独・孤立の問題はより一層顕在化しています。孤独・孤立はひきこもりや孤独死などの社会問題につながり、誰もがささいなきっかけで陥る可能性があります。

地域のつながりを強くし、声かけやちょっとした見守りなどによって、近所の住民の変化に気づくことで、助けあいや支援機関へつなげることができるようになります。

地域住民同士の交流の機会を醸成することや、困りごとに関する支援機関の認知度を高めることにより、孤独・孤立の防止に取り組みます。

② 孤独・孤立に関する相談支援の推進

孤独・孤立を感じる方がひとりで問題を抱え込んでしまうことのないように、問題に気づき、早期に適切な支援につなげることが重要となります。

行政が把握する情報を、SNSを含む様々な方法で周知し、各種 NPO 団体との連携等を図り、相談しようとした際の機会を逃さないように相談体制の強化及び窓口における対応力を向上させる取組を進めます。

③ ケアラー・ヤングケアラーへの支援

家族、親族にケアの必要な方がいる場合に、本来大人が担うと想定されている家事やケアを日常的に行うことで、勉強や睡眠、部活動等の時間が十分にとれないといったヤングケアラーの問題や、18 歳以上であっても、認知症の方や障がい者を一人で介護している状態や、介護等のために就職をすることを断念したり、家庭内のことであるからと相談をあきらめたりするなど、ケアラーが抱える課題は多岐にわたります。

受けられる支援を知らないことや、自身で抱え込み相談できないことなどから、これらの課題は潜在化しやすくなっており、隣近所などで小さな変化に気づくこと、声をかけあうことが非常に重要となります。

ケアラー・ヤングケアラーへの理解促進・認知度向上に取り組み、課題を抱える方を早期に発見し、適切な支援につなげることで、誰もが個人として尊重され、健康的で文化的な生活を営むことができるよう、行政、市民、事業者、民生委員などの多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのない地域づくりを進めます。

(4) 福祉団体等の活動支援

施策の方向性

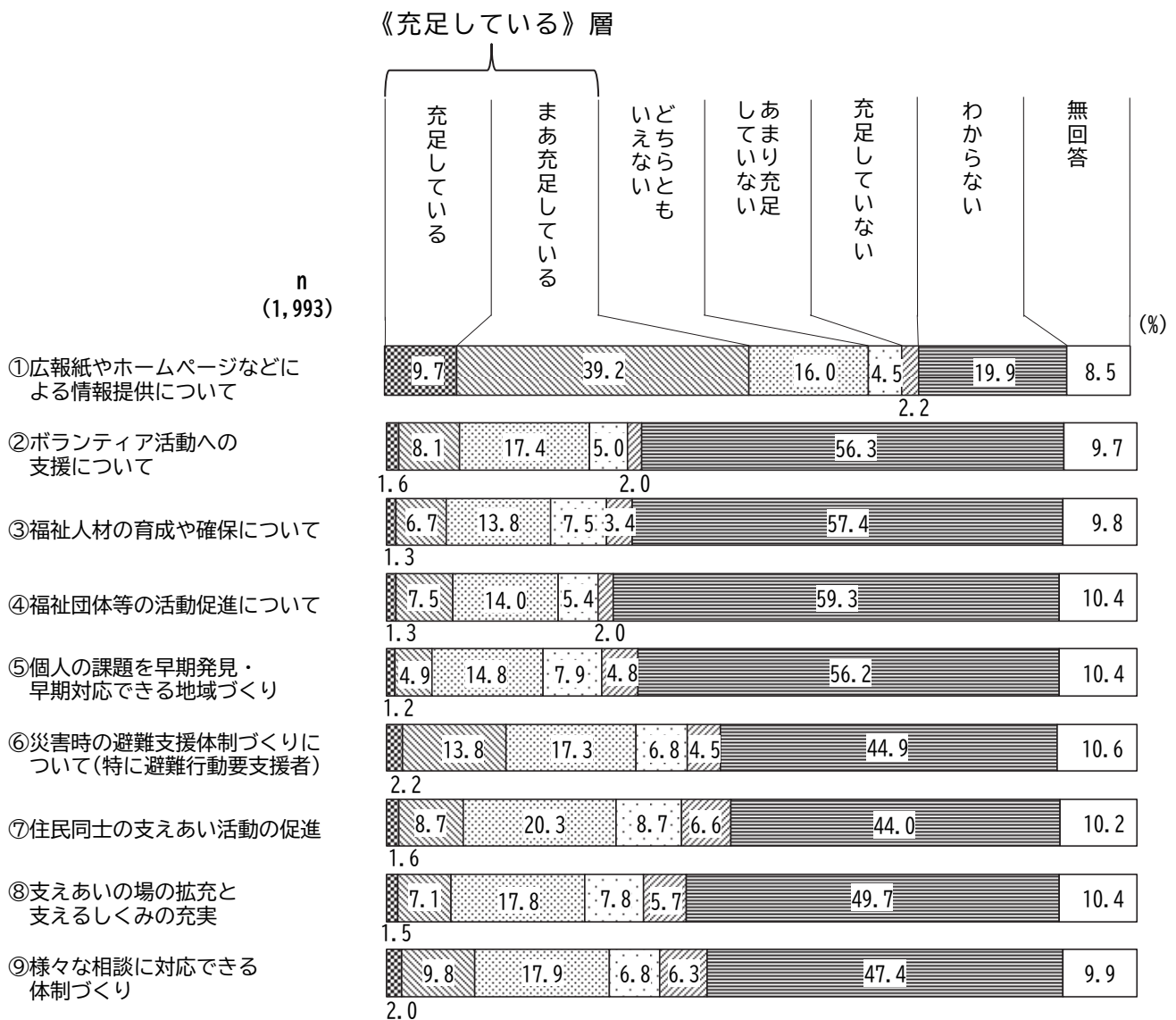
地域の課題が多様化・複雑化する中、地域で福祉分野の活動をする団体は、住民に身近な地域団体として、住みやすいまちづくりのための様々な活動を行っています。今後も、団体活動が継続、さらに発展できるよう、場の提供や運営支援等を通じて活動を支援していきます。また、各団体の活動が地域の住民ニーズに幅広く対応できるように、様々な活動主体の連携を支援していきます。

現状と課題

市民アンケート調査結果によると、市で行っている取組の充足度について《充足している》層は、「ボランティア活動への支援について」、「福祉団体等の活動促進について」の両方で1割に満たない回答となっています。

これらの結果から、様々な地域課題を住民自身が解決できる地域にするために、ボランティアや地域活動に関する周知・啓発や、きっかけづくりを促進し、活動の担い手を養成していくことが求められています。また、地域で福祉に関する活動を行う団体同士や行政との連携を強化し、ボランティア団体や福祉団体等の活動に対し適切に支援していく必要があります。

問：地域福祉推進のため市で行っている取り組み（問 35）



資料：「地域福祉に関するアンケート調査（2022年）」

① 福祉団体の活動場所の整備・活動支援

様々な福祉団体の活動がさらに発展できるよう、地域福祉活動の場を確保し、活動の活性化につなげます。また、引き続き、福祉団体の活動を推進するため環境整備に取り組み、福祉団体が継続的に活動できるよう、意見交換を行い課題の共有を図る等、支援を行います。

また、障がい者等による文化芸術活動の推進に取り組む団体に対する活動支援などを通じて、そのような活動を推進し、自己表現の場を広げ、地域の多様な人々をつなぐことにより、共生社会の実現をめざします。

② 地域におけるボランティアや地域活動を推進する団体の支援

地区ボランティアセンター※をはじめとする地域団体によるボランティア活動や、NPO法人（特定非営利活動法人）等の団体は、地域の担い手として期待が高まる中、活動の安定性、継続性、発展性がより一層求められています。引き続き、ボランティアや地域活動を推進する団体への支援を行います。

また、地域団体同士の情報交換や、他の地域活動の事例を共有する機会を増やすことで、活動全体の活性化を図っていきます。同時に、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や地域包括支援センター（いきいきサポートセンター）などの専門職と、地域団体等の連携を促すことで、地域のネットワークづくりを支援していきます。

さらに、ボランティア等に参加する人を増やすためにも、ふじさわボランティアセンター※や、チーム FUJISAWA2020 を活用してボランティア等に関する周知活動を展開し、福祉団体等が抱える「担い手不足」などの課題の解決に向けた支援の充実を図ります。

③ 様々な活動主体への連携・支援

地域で活動している様々な団体等が、他団体と情報交換・意見交換を行うなど、福祉団体間で連携ができる機会づくりを進めます。

また、一人ひとりのニーズや様々な生活上の困難を受けとめるためには、身近な地域やコミュニティでのつながりの機会が大切です。様々な活動主体が活動しやすく、活動主体同士が円滑に連携・協働しやすいような環境づくりを進めていきます。

(5) 災害時に備えた地域づくりの推進

施策の方向性

災害発生時に避難行動要支援者の安否確認や避難支援を迅速に進めるためには、地域の助けあいが重要です。災害時・緊急時に住民同士が支えあえるよう、引き続き、地域における防災意識を高める取組や避難訓練を進めるとともに、各地域における避難支援体制を強化します。

現状と課題

市民アンケート調査結果によると、居住地域の防災訓練への参加経験について、近所づきあいの程度別でみると、「毎年参加している」は“困り事や悩み事の相談はしないが、親しく会話する程度”で1割台半ば、“困り事や悩み事を相談する程度”で1割を超えており、全体と比較すると高い割合となっています。「参加したことはない」は“つきあいがほとんどない”で7割台半ば、“会えばあいさつをかわす程度”で6割近くと高くなっています。日頃からの近所づきあいがないと防災訓練への参加割合も低くなっています。

また、発災時に避難行動要支援者に対して特にできることについて、年代別でみると、「安否確認」は60代・70代とともに3割台半ば、あわせて「避難所などへの誘導、移動支援」は、20代で3割台半ば、10代・30代では2割台半ばと、それぞれほかの年齢層と比べて高くなっています。

これらの結果から、自力では避難行動が困難な方も含め、地域住民同士がお互いのことを知り、いざというときにスムーズに支えあうことができる関係性を築くことのほか、若年層を中心に災害時において「自分にできること」を普段から考えることや、興味や関心をもつきっかけづくりなどを通して藤沢市全体で助けあいの気持ちを醸成することが大切です。

問：居住地の防災訓練への参加経験（問 25）

		調査数（件）	構成比（％）					無回答
			毎年参加している	い毎年は参加したが、今年も参加したくない	加は過は過去に参加したことはない	参加したことはない	わからない	
全 体		1993	6.0	3.2	34.6	51.1	3.9	1.3
近所付き合いの程度別	困り事や悩み事を相談する程度	64	10.9	9.4	48.4	26.6	4.7	-
	困り事や悩み事の相談はしないが、親しく会話する程度	293	14.0	5.5	45.4	31.7	2.4	1.0
	たまに立ち話をする程度	422	7.1	3.8	47.2	40.3	1.4	0.2
	会えばあいさつをかわす程度	878	3.9	2.7	30.1	57.9	4.7	0.8
	つきあいがほとんどない	239	1.3	0.4	15.1	75.3	6.7	1.3
	その他	14	7.1	-	14.3	64.3	14.3	-

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数 30 未満は除く)

※年齢を無回答の方がいるため、全体の合計数と合致しない

問：発災時に避難行動要支援者に対して特にできること（問 26）

		調査数（件）	構成比（％）						
			安否確認	情報提供	災害状況に状況や避難、救助等に対する避難	誘導、避難所など移動支援の	その他	できることはない	わからない
全 体		1993	29.7	5.5	18.3	1.7	10.2	27.5	7.1
年代別	10 代	73	24.7	6.8	26.0	1.4	2.7	34.2	4.1
	20 代	119	19.3	5.9	34.5	0.8	9.2	23.5	6.7
	30 代	199	22.1	11.6	26.1	1.5	6.5	26.6	5.5
	40 代	303	30.7	6.3	19.5	1.0	7.6	28.1	6.9
	50 代	374	29.4	6.1	22.5	0.8	5.3	30.2	5.6
	60 代	325	35.7	5.2	18.2	0.9	4.6	29.5	5.8
	70 代	366	36.9	3.0	10.1	3.0	11.7	26.8	8.5
	80 歳以上	226	23.0	2.2	5.3	4.0	33.2	21.2	11.1

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

資料：「地域福祉に関するアンケート調査（2022年）」

① 地域における自主防災活動の活性化支援

災害時は、自分や家族の安全確保をすることが最優先ですが、そのうえで、身近な住民が互いに支援しあう仕組みをつくっておくことが重要です。

特に、地域での支えあいや助けあいが不可欠な災害時への備えとして、公的支援が届くまでの近隣住民による助けあいの仕組みを、平常時から地域の中で確認し、一人ひとりがその仕組みを把握しておくことができるよう、地域の自主防災活動等の活性化支援に取り組みます。

② 避難行動要支援者支援体制の強化

要介護認定者や重度の障がい者など、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者の避難支援が必要です。災害時に避難行動要支援者の安否確認や避難支援を迅速に進められるよう、平常時からの支援体制を強化します。

また、避難行動要支援者及びその支援方法について、すべての人が助けあいのイメージをもつことができるよう、引き続き、地域団体関係者をはじめとした市民へ普及啓発を行います。

③ 災害時における救援ボランティアの受け入れ体制の整備

市社会福祉協議会、NPO 法人藤沢災害救援ボランティアネットワーク及び市との三者協定に基づき、災害救援ボランティアセンターの開設からボランティアの受け入れまでを迅速かつ円滑に行うことができるよう、平常時から市総合防災訓練や各地区総合防災訓練などで開設訓練等を実施し、関係機関との連携を強化します。

また、災害時の福祉避難所設置や避難所での必要な支援について検討を進め、災害に備えた体制を整備します。

基本目標③誰もが安心して暮らせる仕組みづくり

(1) 地域福祉の基盤づくりとネットワークの強化

施策の方向性

近所づきあいの希薄化など、人と人がつながりにくい状況がみられ、人と人がつながるための基盤づくりやネットワークづくりが必要となっています。地域生活課題を地域で考え、解決していくための仕組みづくりを推進します。

現状と課題

市民アンケート調査結果によると、日々の生活で困っていること・悩みについて、年代別で見ると、「自分の健康に関すること」は70代、80歳以上で4割近く、60代で3割を超え、50代で3割近くとなっています。「経済的なこと」は20代、30代、40代で3割を超え、「子育てのこと」は30代で3割近く、40代で2割近くと高くなっており、年代によって、困りごとや悩みは異なっていることがわかります。

これらの結果から、多様な困りごとや悩みを抱えている人が気軽に地域の相談窓口につながるためのネットワークづくりや、関連機関との連携・協力体制づくりが求められます。

問：日々の生活で困っていること、悩み（問 34）

	調査数（件）	構成比（％）									
		自分の健康に関すること	経済的なこと	体調の急変や災害など緊急時の対応のこと	仕事のこと	防犯や交通安全などの安全面	終活（身の回りの整理、葬儀、相続等）のこと	住まいのこと	介護のこと	家事・片付け等	
全 体	1993	29.4	26.2	23.6	14.2	14.1	11.5	11.3	10.1	7.5	
年代別	10 代	73	11.0	15.1	4.1	4.1	13.7	-	5.5	4.1	9.6
	20 代	119	13.4	33.6	12.6	21.8	11.8	-	9.2	3.4	5.0
	30 代	199	18.1	36.7	19.1	21.6	18.6	2.5	13.6	3.5	13.6
	40 代	303	26.1	38.9	22.1	26.4	19.8	6.3	17.8	6.9	10.6
	50 代	374	29.9	28.9	23.8	20.9	15.5	10.4	11.5	16.0	7.8
	60 代	325	32.3	23.1	24.6	12.0	13.5	17.5	12.9	12.3	3.7
	70 代	366	38.0	18.0	30.3	3.3	11.2	16.1	8.2	9.3	4.1
	80 歳以上	226	37.6	12.8	28.8	0.4	7.5	21.2	6.2	13.7	8.4

	調査数（件）	構成比（％）								
		子育てのこと	移動手段	認知症のこと	近所づきあい	日常的な掃除やごみ出し	日常的に家事や家族の世話をしていること	その他	特にない	無回答
全 体	7.2	6.8	6.3	5.5	3.7	1.7	3.3	28.4	5.3	
年代別	10 代	-	11.0	2.7	5.5	1.4	-	2.7	61.6	4.1
	20 代	8.4	10.1	0.8	5.9	5.9	0.8	4.2	42.0	2.5
	30 代	29.6	7.0	1.0	6.0	6.0	2.5	3.0	21.6	3.5
	40 代	18.5	6.6	2.3	7.6	5.3	1.7	4.3	23.4	2.0
	50 代	4.8	5.3	6.4	4.8	3.5	3.2	3.2	28.9	3.2
	60 代	0.3	3.7	6.8	4.0	2.8	1.2	3.1	30.5	6.8
	70 代	-	6.8	9.8	4.9	1.6	1.4	3.3	25.1	6.8
	80 歳以上	-	10.6	13.3	6.2	3.5	0.9	2.2	26.1	10.6

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

※年齢を無回答の方がいるため、全体の合計数と合致しない

資料：「地域福祉に関するアンケート調査（2022年）」

① 民生委員・児童委員の活動環境の整備

民生委員・児童委員は、子育て中の親、高齢者、障がい者などから、様々な相談を受け、必要に応じて関係機関につなぐなど、地域福祉を推進する人材として非常に重要な役割を担っています。それゆえに、民生委員・児童委員の活動内容は多岐にわたり、負担が大きい状況であるため、負担軽減や活動しやすい環境の充実をめざします。また、民生委員・児童委員の担い手を増やすために、研修会の実施や活動内容の周知などに努めます。

② 福祉人材の確保・育成への支援

地域住民の困りごとが多様化する中で、子育て中の親、高齢者や障がい者等の専門分野における支援だけでなく、複合的な課題に対して、様々な視点から課題を整理することや、個別の事例から地域の課題を捉え、地域づくりにつなげられる人材が求められています。

人と人がつながるための基盤づくりやネットワークを強化するために、市社会福祉協議会をはじめ、様々な関係機関等と協働し人材育成を進めます。また、若い世代や元気な高齢者等、地域活動への意欲は高いものの、これまで参加に結びついていない住民が取り組みやすい機会づくりなどについて検討を進めます。

③ 多様な職種や機関との連携・協働による取組の推進

地域住民が抱える困りごとが、これまでの取組や既存の支援では解決に結びつけることが難しい現在の地域社会において、行政あるいは多様な主体が、互いに協働するマルチパートナーシップによる取組を推進することにより、活力あるまちづくりと支えあいの活動を促進していきます。

さらに、支えあいや助けあいによる安全・安心な地域づくりに向けて、民間事業者等と「地域見守り活動に関する協定※」を締結するなど、多様な主体とのさらなる連携を強化していきます。

(2) 包括的な相談・支援体制の強化

施策の方向性

地域には、相談窓口が多数あることから、各相談窓口は、受けた相談内容に応じて他の窓口や関係機関等と連携し、相談者にとって適切な支援につなげることが必要です。

また、相談者の困りごとに対して適切に対応するために、相談者だけでなくその世帯全体にも目を向けることが重要であることから、各相談機関や関係機関が相互に連携し、包括的に相談支援に向けた体制の整備をより一層進めます。

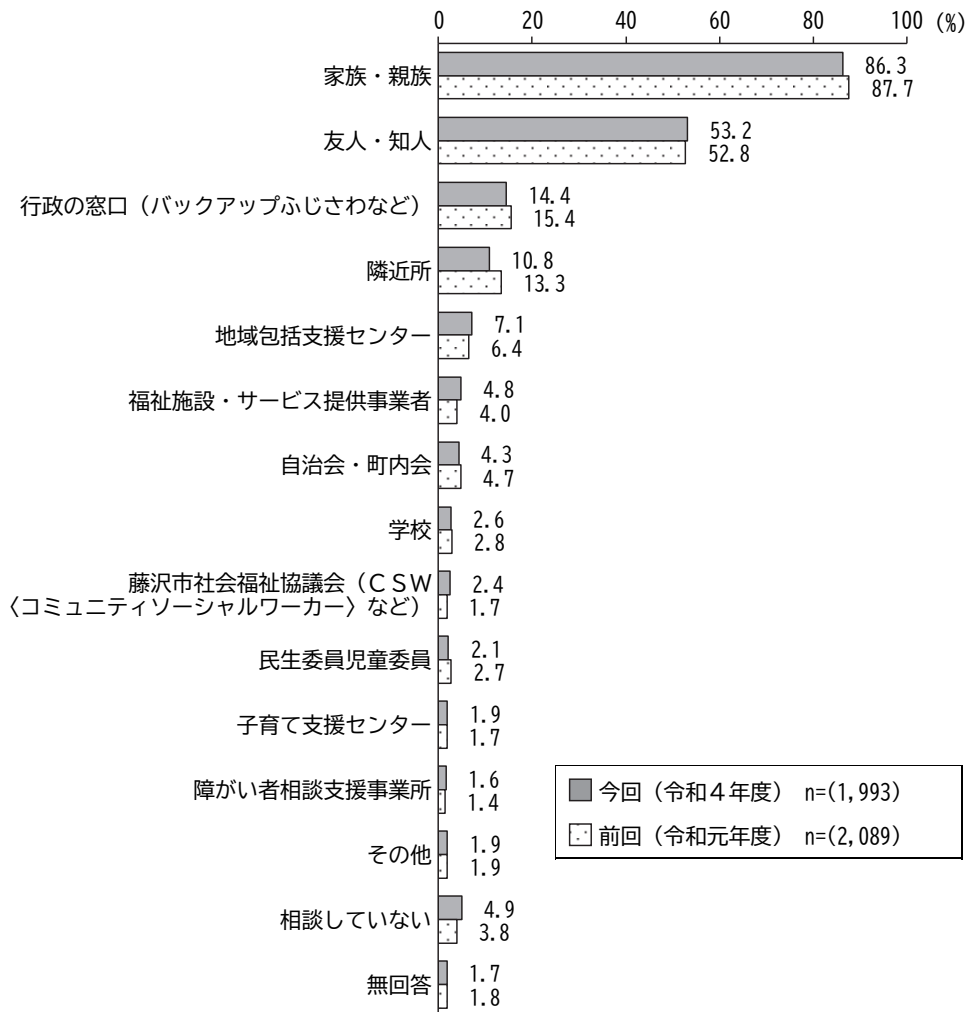
さらに、必要な支援につなげる仕組みづくりや地域の中で住民同士が気軽に立ち寄り、必要な情報の提供や相談等が行える場づくり等を推進します。

現状と課題

市民アンケート調査結果によると、前回から傾向は変わらず困ったときの相談先は、「家族・親族」（86.3%）が最も高く、次いで「友人・知人」（53.2%）、「行政の窓口（バックアップふじさわなど）」（14.4%）と続き、親しい間柄の次に専門機関に相談する方が多くなっています。

しかし、内容によっては、家庭内の困りごとであっても自分たちだけで解決することが難しく、様々な分野にまたがる複合的な課題になるほど潜在化し、相談支援につながりにくい傾向があります。地域の身近な相談窓口がより広く、専門的な対応ができるよう支援体制を強化することに加え、相談機関の周知を進めることで、困りごとを抱える人が、身近な地域で必要な支援につなげることができるような地域づくりが重要となります。

問：困ったときの相談先（問 28）



資料：「地域福祉に関するアンケート調査（2022年）」

① 地域における福祉相談の充実

地域には、ささえあいセンターや地域の縁側等、身近な居場所として、交流から相談につながる場があり、また、市民センター・公民館における「地区福祉窓口※」において、福祉・保健の相談や、状況に応じて各種制度の案内や情報提供、福祉関連の各種申請手続の受付や、サービス提供の連絡調整を行っています。

今後とも地区福祉窓口、地域包括支援センター（いきいきサポートセンター）、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、地域の縁側等をはじめとした様々な分野の相談窓口が連携・協働し、13地区をベースとした地域における福祉相談窓口の充実を図ります。

② 相談支援ネットワークの整備

行政による相談窓口をはじめとしながら、医療機関や民間事業者による相談窓口が増え、さらに住民による相談窓口等、様々な相談の場が増えています。

地域住民の抱える課題が複合化・複雑化していく中、世帯全体をとらえた包括的な支援体制の構築が求められており、高齢・障がい・子ども・生活困窮といった分野を超えて支える、多機関・多職種による相談支援ネットワークの整備を進めます。

③ 生活困窮者等の自立に向けた生活・就労支援の推進

生活困窮者等に対して、子どもの貧困対策も視野に入れながら、庁内関係部署の連携及び、地域の関係機関等とのネットワークにより、自立に向けた支援の充実を図ります。また、ハローワーク等を活用した従来の就労支援とともに、本人の置かれる状況に配慮した伴走的な関わりを基本とした就労支援も進めていきます。

④ 重層的な支援体制の構築

地域住民の複雑な福祉課題等に対し、確実に支援がつながるよう、保健・医療・福祉をはじめ、多様な主体が課題に応じて重なりながら支援にあたる、重層的な支援体制を構築する必要があります。

国や各分野での制度の動きを注視しながら、多様な福祉ニーズや複雑化・複合化する生活や福祉にかかる課題に対応する包括的な支援体制の構築に向けた具体的な手法である、「重層的な支援体制」の整備を進めます。

(3) 権利擁護のための支援の充実

施策の方向性

認知症や障がいなどの理由で、日常生活における意思決定や、判断を行うことに困難を抱える人に対しては、日常生活上の支援とあわせて、本人の特性に応じた意思決定の支援・身上保護も重視するとともに、権利侵害を予防する取組が必要です。

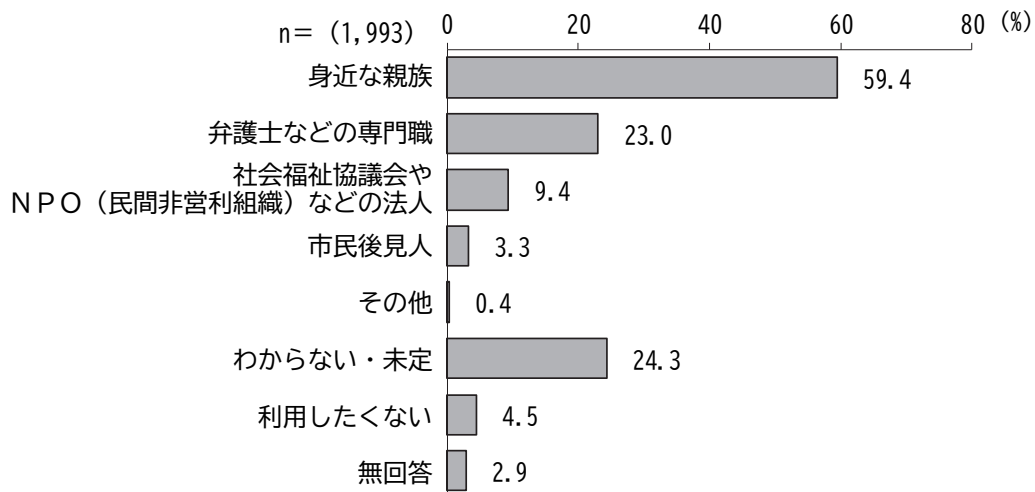
尊厳のあるその人らしい生活を維持するために、当事者が、権利擁護支援策を適切に利用することができるよう、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援策の利用促進に向けた周知啓発に努めます。また、権利擁護支援を必要とする人を含めた地域住民が、地域社会に参加できるようにするため、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進めます。

現状と課題

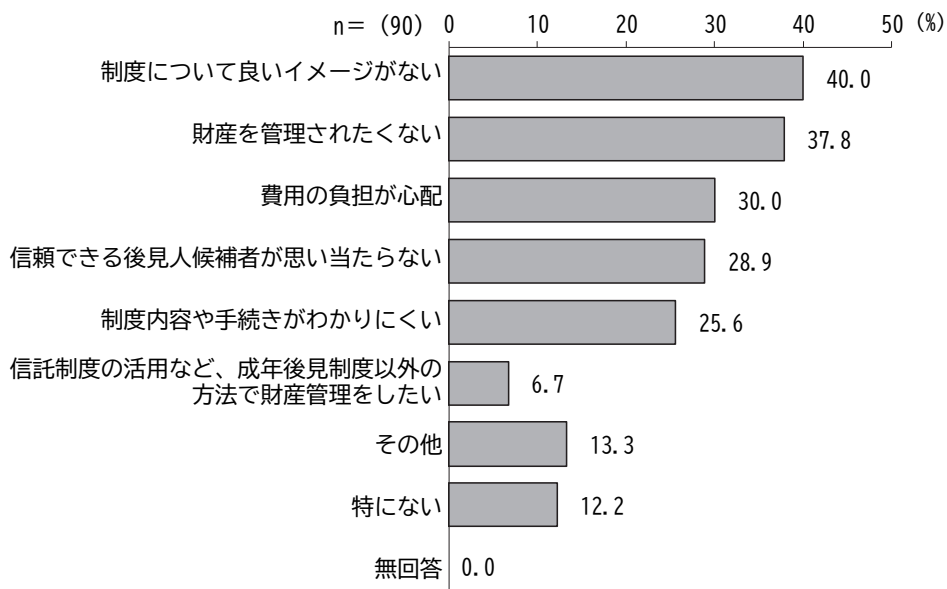
市民アンケート調査結果によると、後見人を希望する相手は、「身近な親族」(59.4%)が最も高く、次いで「弁護士などの専門職」(23.0%)、「社会福祉協議会やNPO(民間非営利組織)などの法人」(9.4%)と続きます。また、後見制度を利用したくないと思う理由は、「制度について良いイメージがない」(40.0%)が最も高く、次いで「財産を管理されたくない」(37.8%)、「費用の負担が心配」(30.0%)と続きます。

これらの結果から、後見人を希望する相手の多くが身近な親族となっており、本人のことをよく理解している親族が、制度をよく理解して活用していくとともに、専門職のサポートを受けることも大切な視点となります。一方、身近な地域の住民が後見人となる、市民後見人に対する期待も高まっています。また、制度内容や手続きがわかりにくいといった声もあがっていることから、住民へのわかりやすい制度の理解促進や様々な情報提供が求められます。

問：後見人を希望する相手（問 16）



問：後見制度を利用したくないと思う理由（問 16-1）



資料：「地域福祉に関するアンケート調査（2022年）」

① 権利擁護のための意思決定の支援

認知症や障がいなどにより、日常生活を送る上で、自らの意思を表明することが困難な人に対しては、生活場面における様々な選択の機会において、本人の意思や自己決定を尊重し、さらにその決定を支援することが必要です。

尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるように、本人の意思を尊重し、判断能力が十分でない方も基本的な人権が守られ、適切なサポートを受けながらその人らしい生活を地域で送ることができるまちづくりを進めます。

② 成年後見制度の利用促進

日常生活における判断に困難を抱える人の権利擁護と適切な支援を確保するために、成年後見制度があります。本人にとって成年後見制度を利用することの必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮した上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、今後も制度の周知等を進めるとともに、関係機関や家庭裁判所、行政等が連携・協力し、権利擁護支援のネットワーク構築を進めます。

そして、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが可能となるよう、市民後見人等を含めた担い手の育成や、権利擁護に関する制度の普及・啓発に努めることで、成年後見制度の利用促進を図ります。

(4) 更生支援に向けた地域づくり

施策の方向性

2016年（平成28年）に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰を促進することが求められています。

国や神奈川県、更生保護に関わる関係者等と連携・協力しながら、地域社会で孤立することなく生活することができるように、必要な支援が受けられる体制づくりが大切です。そのため、保護司[※]会をはじめとする団体への支援、関係機関や地域住民への広報・啓発活動の推進等、再犯防止のための取組を進めていきます。

また生活のしづらさを抱える本人やその家族の課題や悩みを早期に発見できるように、アウトリーチによる継続的な支援をはじめ、地域を基盤とした相談支援体制の充実、保護司会や多様な関係機関と連携し、就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進等、必要な支援が受けられるような環境づくりを進めていきます。

現状と課題

現在、国が策定する「再犯防止推進計画」や、「再犯防止推進計画加速化プラン」などによる取組の成果もあり、刑法犯として検挙された再犯者数は減少傾向にあります。それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙人数に占める再犯者の比率（再犯者率）は2021年（令和3年）で48.6%と刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。

本市で実施した保護司会等への団体ヒアリングによると、更生した人の円滑な社会復帰のためには地域の理解や環境の整備が欠かせないとの意見があげられています。

そのため、犯罪や非行をした人が、再び社会を構成する一員となるための支援が重要となり、このことは再犯を防止するだけでなく、新たな犯罪被害者を生まないことにもつながることから、地域の中で再犯防止についての啓発を行うことが求められます。

また、地域共生社会の実現には、犯罪や非行をした人だけではなく、犯罪の被害者となった方への支援も重要です。犯罪の被害者に寄り添い、支える社会環境の醸成についても求められています。

① 地域住民等の関心と理解の醸成

犯罪や非行をした人たちの更生について広く住民の理解を得るため、行政や、地域団体の協力を得ながら「社会を明るくする運動[※]」、「再犯防止啓発月間」などの取組を通して広報・啓発活動を進めます。

また、犯罪や非行をした人が社会的に孤立することを防ぐため、主体性を尊重しながら、それぞれの抱える課題に応じた「息の長い」支援を推進し、地域福祉活動や福祉学習・体験機会への参加を促すなど、地域での理解と見守り、支えあう包摂のまちづくりに取り組みます。

② 関係機関・団体の支援、連携の推進

保護司会や更生保護女性会[※]など、更生保護ボランティアが活動を円滑に行うために必要な各種情報等の提供を行います。あわせて、保護司会や更生保護女性会など更生保護ボランティア等の人材募集の呼び掛けに協力し、各種地域団体へ情報提供するなど、人材の確保を支援します。そのほか、犯罪や非行をした人たちへの支援の実効性を高めるための相談支援や、関係機関・団体を含めた地域の連携・ネットワークづくりを進めます。

③ 罪を犯した人の自立支援

犯罪や非行をした人の中には、社会復帰後の生活がうまくいかず、再犯に至るケースがあります。その大きな要因として帰住先がないことや就労を希望しても定職に就くことができないことがあげられることから、一人ひとりの状況を考慮し、福祉機関が適切な関わりを持ちながら生活の安定を図り、自立を支援します。

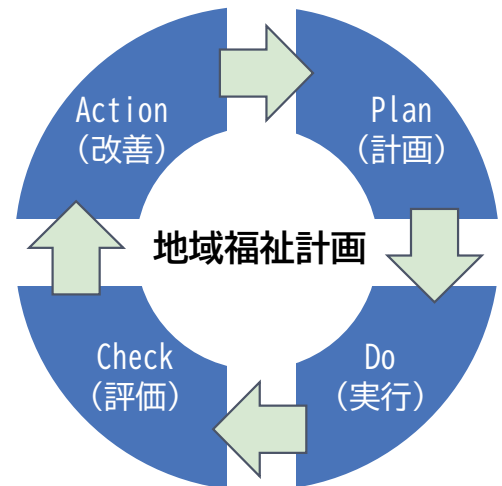
第 3 章 地域福祉計画の進行管理

1 計画の進行管理方法

(1) 計画の進行管理

本計画においては、PDCA サイクル[※]の手法を活用して進行管理を行い、計画に基づいて効果的かつ効率的に施策・事業を実行することで、地域福祉における課題解決を図っていきます。

Plan (計画)	地域福祉における課題等を踏まえて目標を設定し、目標達成のための計画を策定します。
Do (実行)	策定した計画に沿って各施策・事業を実行していきます。
Check (評価)	各施策・事業の実施結果等を踏まえ、各基本目標にどの程度近づき、進んでいるのか評価します。
Action (改善)	評価結果を踏まえて、計画をより効果的かつ効率的に進めるための見直し及び改善を行います。



(2) 施策の進め方

各基本目標に沿って実施する施策・事業について、進捗管理及び評価を行い、地域福祉に関する取組や推進状況を総合的に判断し、次年度以降の施策の展開や改善を行っていきます。

(3) 計画の見直し

本計画については、社会情勢や地域の状況などを踏まえて見直しを行います。

本中間見直しに則して、地域福祉施策を推進するとともに、計画期間の最終年度である2026年度（令和8年度）には、基本目標に対する達成度を検証し、次期計画の策定を行います。また、本計画による成果を客観的な視点で確認するために、3年ごとに市民アンケート調査及び関係団体へのヒアリング調査を行います。

(4) 成果目標

本計画は、めざすべき将来像として「一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまち ふじさわ」を掲げ、その実現に向けて3つの基本目標を設定し、それぞれの目標に基づいた施策の方向性に沿って施策・事業を進めています。

これまで施策展開の判断材料の一つとするため、基本目標別の成果指標、及びそれに係る目標値を設定してきました。

本計画の期間である、2021年度（令和3年度）から2026年度（令和8年度）の中間年にあたる2023年度（令和5年度）に達成度の中間見直しを行いました。

中間見直しでは、取組のさらなる推進に向けて目標値の再設定を行い、中間年までに目標を達することができなかった項目については、進捗状況等の評価・検証を踏まえて、達成に向け取り組んでいきます。なお、本計画終了年度となる2026年度（令和8年度）に再度達成度の評価を行います。

●基本目標別の主な成果目標●

基本目標	成果指標項目	前回値 (令和元年度)	前回の 目標値	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)	出典
【基本目標1】 地域に関心を持ち、行動できる人材づくり	地域福祉の推進に向け、「広報紙やホームページなどによる情報提供」の取組について「充実している」「まあ充実している」と感じる割合の合計	51.5%	60.0%	48.9%	60.0%	地域福祉に関するアンケート調査
	認知症サポーター数（累計）	26,085人	31,085人	29,094人	31,085人	福祉部調べ
	ボランティア参加意向の割合の合計※	44.4%	50.0%	46.6%	50.0%	地域福祉に関するアンケート調査
【基本目標2】 お互いが見守り、支えあい、つながる地域づくり	地域に支えられていると感じることが「大いにある」「多少はある」と感じる割合の合計	39.7%	50.0%	36.8%	50.0%	地域福祉に関するアンケート調査
	地域福祉の推進に向け、「災害時の避難支援体制づくり」の取組について「充実している」「まあ充実している」と感じる割合の合計	13.9%	20.0%	16.0%	20.0%	地域福祉に関するアンケート調査
【基本目標3】 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり	お住まいの地域で孤立感を「感じない」「あまり感じない」と回答した割合の合計	65.7%	75.0%	64.3%	75.0%	地域福祉に関するアンケート調査
	地域福祉の推進に向け、「様々な相談に対応できる体制づくり」の取組について「充実している」「まあ充実している」と感じる割合の合計	12.2%	20.0%	11.8%	20.0%	地域福祉に関するアンケート調査
	「地域の縁側」開設数	35カ所	40カ所	39カ所	40カ所	福祉部調べ

※地域のボランティア活動について、「既に参加しており、これからも続けたい」「参加したことはないが、今後参加してみたい」に加え、令和4年から「参加したことがあり、今後も機会があれば参加したい」の項目を追加した合計。

2 計画の進行管理体制

(1) 藤沢市地域福祉計画推進委員会

学識経験者、高齢者・障がい者・児童関係団体の代表、市民代表、市社会福祉協議会の代表、民生委員・児童委員の代表等を委員とする「藤沢市地域福祉計画推進委員会」において、毎年活動内容や成果を報告し、地域福祉計画の推進に関する調査審議を行います。委員会は年に約4回開催し、計画及び施策の進捗状況などを市民視点、専門的視点から評価したうえで、取組のより効果的な推進に役立てるとともに、事業の見直しなどを行います。評価に際しては、数値的な指標だけでなく、地域の取り組みの内容など「質」についても共有し、評価することとします。

(2) 藤沢市地域福祉計画推進庁内連絡会議

福祉部の関係課のほか、庁内関係課によって構成する「地域福祉計画推進庁内連絡会議」を設置し、開催しています。会議では、計画及び施策の進捗状況などを共有して庁内連携を図るほか、それらを基に、地域福祉の推進に向けた施策について検討を行っています。

資料編

1 藤沢市の現状

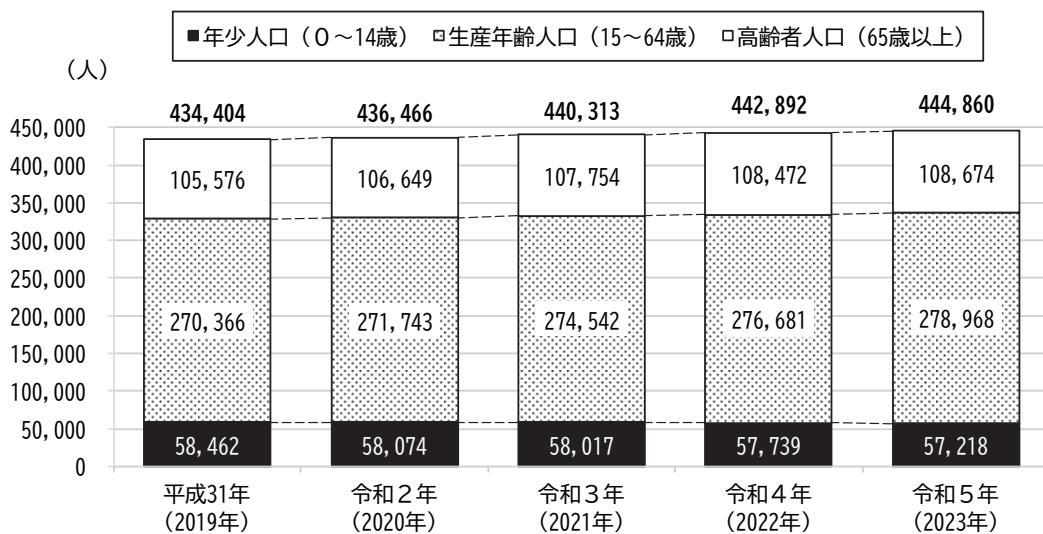
(1) 人口・世帯数の推移

①人口

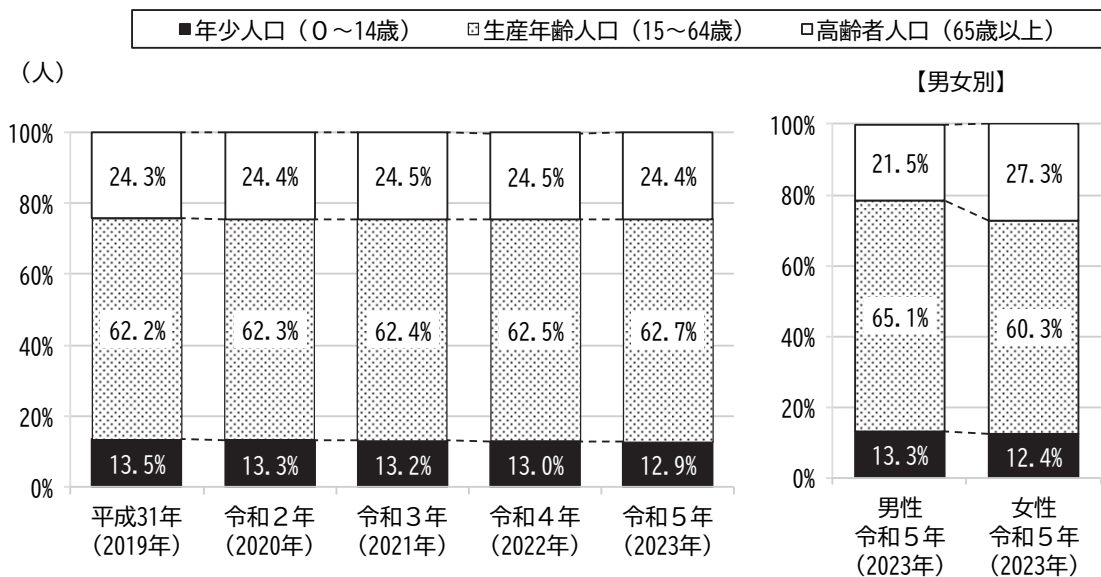
2023年（令和5年）4月1日現在、住民基本台帳人口は444,860人で、65歳以上人口は108,674人（24.4%）となっています。総人口は増加傾向にありますが、年齢3区分別で見ると、生産年齢人口、高齢者人口は増加傾向にありますが、年少人口が減少傾向にあります。

●藤沢市の総人口の推移●

<全体>



資料：藤沢市住民基本台帳（各年4月1日現在）

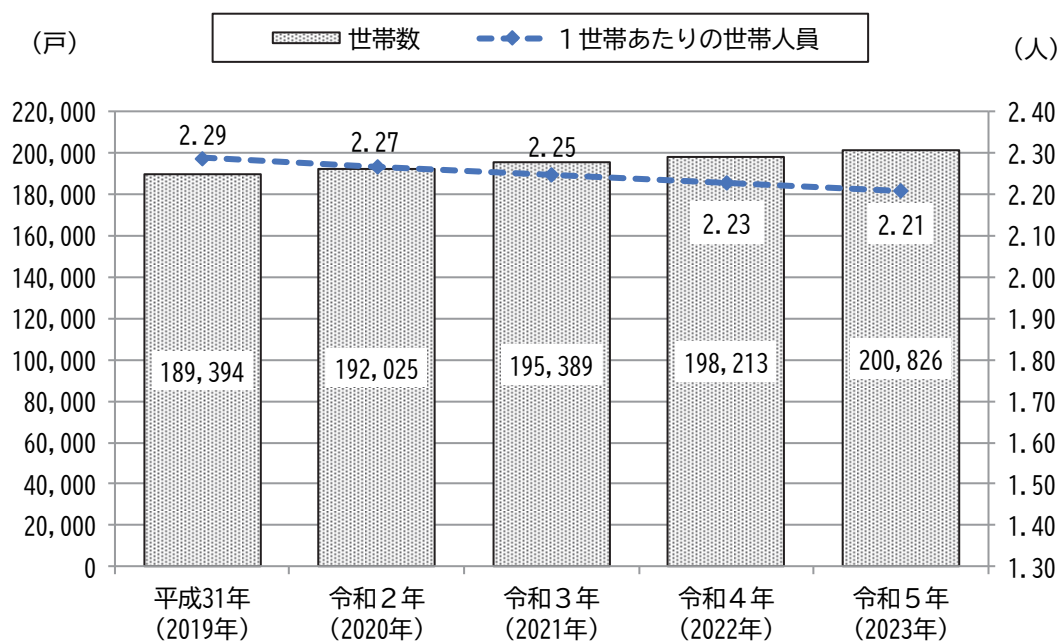


資料：藤沢市住民基本台帳（各年4月1日現在）

②世帯

世帯数は増加傾向にあります。1世帯あたりの世帯人員は大きな差異はありませんが、やや減少傾向がみられます。

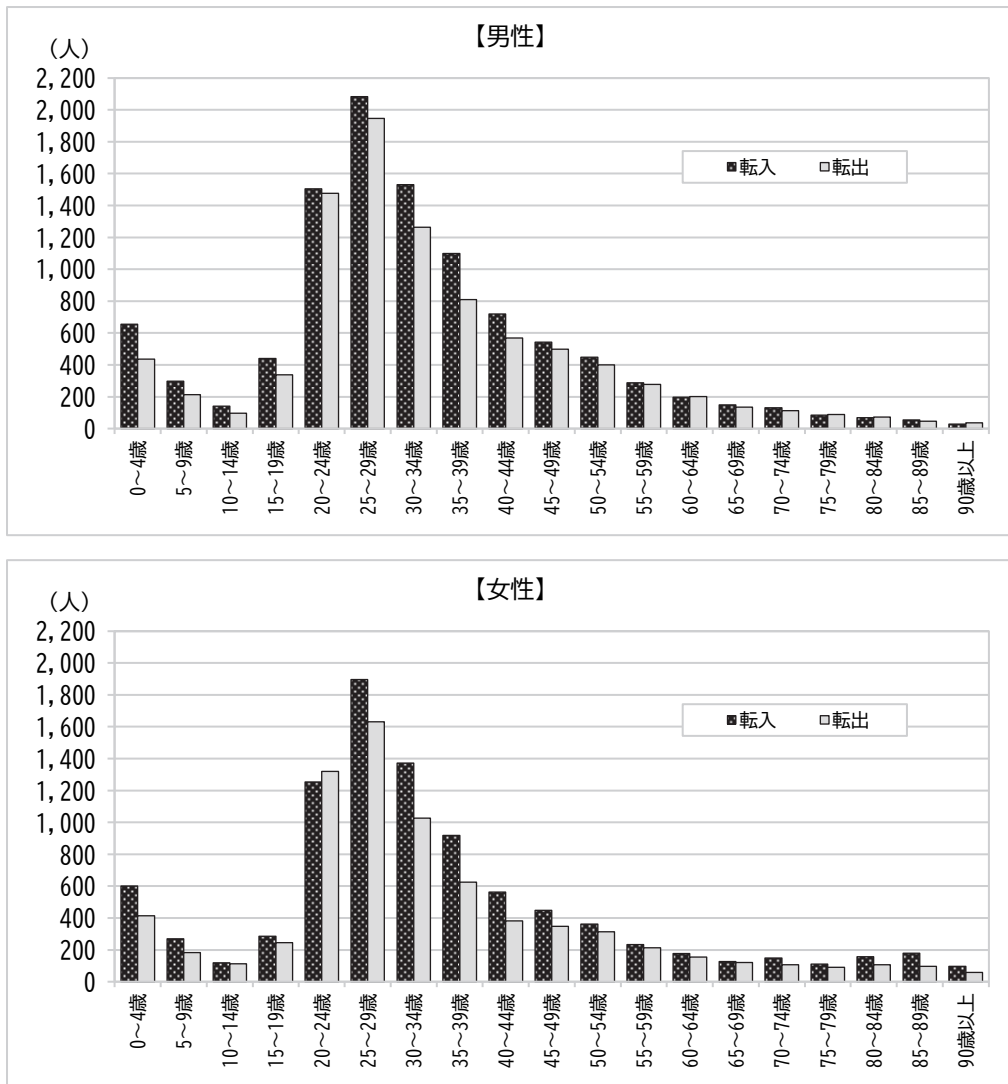
●藤沢市の世帯数と1世帯あたり人数の推移●



資料：国勢調査を基準とした推計値（各年4月1日現在）

③転入・転出者

転入・転出者を性・年代別で見ると、男女とも25～29歳で転入者・転出者ともに多くなっています。また、どの年代もおおむね転入者が転出者を上回っています。



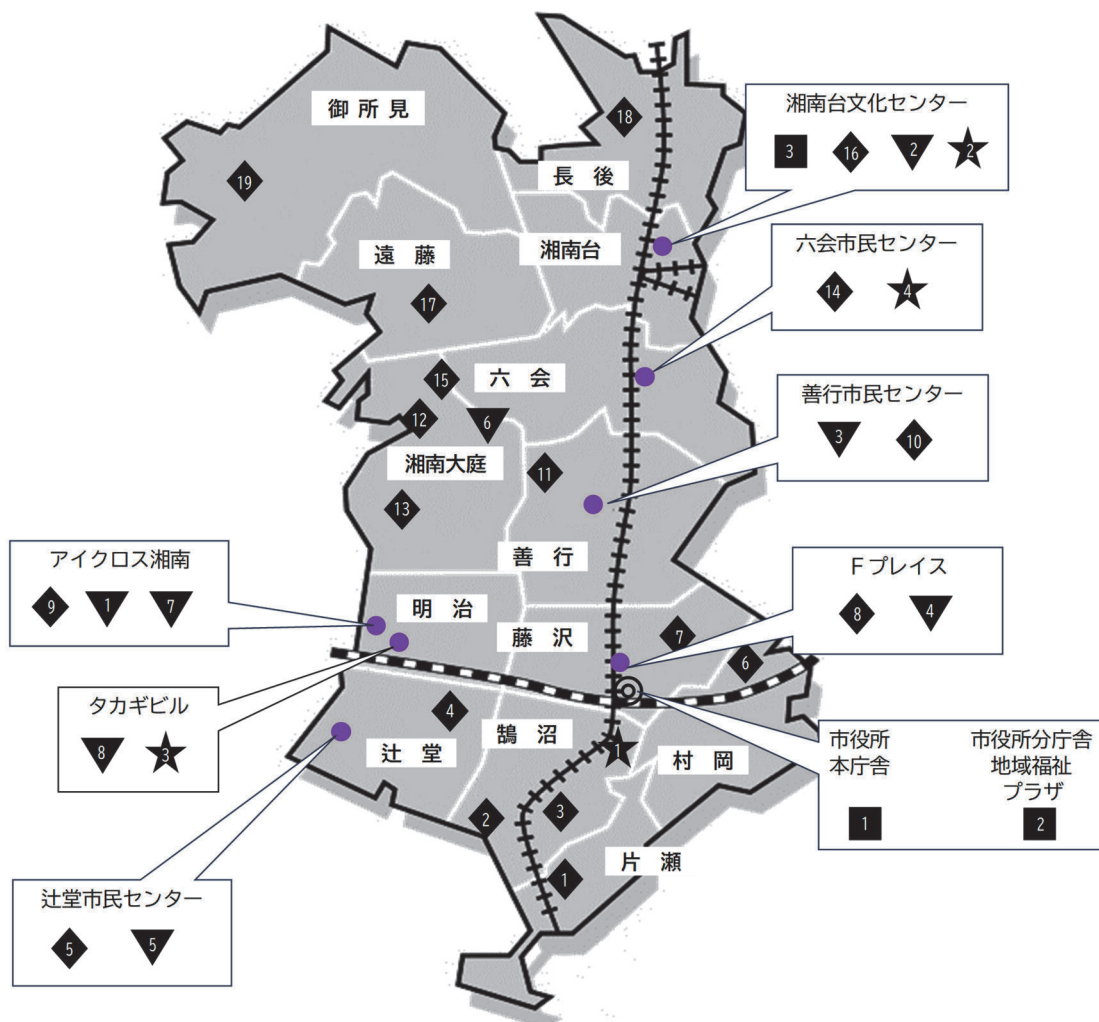
資料：住民基本台帳人口移動報告（令和4年）

2 行政区域（13 地区）の状況

本市においては、市民センター・公民館を設置している13地区を基本に様々な施策を展開しています。

●相談窓口一覧●

2023年(令和5年)10月現在



総合相談・生活困窮者自立相談 ■			
①福祉総合相談支援センター・バックアップふじさわ ②バックアップふじさわ社協 ③北部福祉総合相談室			
地域包括支援センター (いきいきサポートセンター) ◆		障がい者相談支援事業所 ▼	子育て支援センター※ ★
高齢分野 ①片瀬 ②鶴沼南 ③鶴沼東 ④辻堂東 ⑤辻堂西 ⑥村岡 ⑦藤沢東部 ⑧藤沢西部 ⑨明治	⑩善行 ⑪善行団地(分室) ⑫湘南大庭 ⑬小糸(分室) ⑭六会 ⑮石川(分室) ⑯湘南台 ⑰遠藤 ⑱長後 ⑲御所見	①ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく(基幹相談) ②北部障がい者地域相談支援センター(かわうそ) ③中部障がい者地域相談支援センター(ふらっと) ④東南部障がい者地域相談支援センター(おあしす) ⑤西南部障がい者地域相談支援センター(つむぎ) ⑥地域福祉支援センターマロニエ(重症心身障がい) ⑦藤沢市発達障がい者相談支援事業所リート(発達障がい) ⑧藤沢市高次脳機能障がい者相談支援事業所チャレンジII(高次脳機能障がい)	①藤沢子育て支援センター ②湘南台子育て支援センター ③辻堂子育て支援センター ④六会子育て支援センター 子ども・子育て分野

●行政区ごとの事業一覧●

2023年(令和5年)10月現在

地区	地区ボランティアセンター※1	地域の縁側※2	つどいの広場※3
片瀬	片瀬地区ボランティアセンター「ひだまり片瀬」	ひだまり片瀬【基本型】 コミュニティハウス片瀬山【基本型】	かたせ・にこにこ広場
鵜沼	鵜沼地区ボランティアセンター「ささえ」	鵜沼藤が谷みんなの縁側【基本型】 わらく【基本型】 地域の縁側 亀吉【介護予防特化型】	鵜沼つどいの広場
辻堂	辻堂地区ボランティアセンター「すこやか」	すこやか【基本型】 明日香辻堂【基本型】	フリースペース ”にこにこ”
村岡	村岡地区ボランティアセンター「ぬくもり」	きらり【基幹型】 村岡テラス【基本型】	むらっこひろば
藤沢	藤沢西部地区福祉ネットワーク「きずな」	ヨロシク♪まるだい【基幹型】 藤沢地区みらいサロン【基本型】 まめや【基本型】 地域交流サロンふれあい【特定型】 わだち・ちゃのま【特定型】 憩い場【特定型】 草の根ふじさわ【特定型】 ゆくり庵【基本型】	子育てプレールーム 藤が岡つどいの広場
明治	明治地区ボランティアセンター「むすびて」	かるがも【基幹型】 むすびて【特定型】 地域交流室「ばらそる」【基本型】	
善行	パートナーシップ善行	地域交流サロン「ゆい」【基本型】 まめっこ【特定型】 えん【基本型】 カフェ「はまゆう」【特定型】 ほっとスペースすみれ【基本型】 わいわい善行【介護予防特化型】	善行つどいの広場
湘南大庭	湘南大庭地区福祉ボランティアセンター「ライフタウン・ジョワ」	交流スペースほっと舎【基本型】 たきのさわパラダイス【基本型】 こまよせランド【基本型】 睦とものわひろば【基本型】	大庭子育てさろん ぴよぴよ広場
六会	ボランティアセンターむつあい	おふろの縁側 六会文庫【基本型】	
湘南台	湘南台地区ボランティアセンター「ちょこっと湘南台」	ちょこっと湘南台【基本型】	
遠藤	遠藤地区ボランティアセンター「シェークハンズ遠藤」	遠藤地域の縁側もんのきの家【基本型】	遠藤子育てさろん のびのび広場
長後	長後地区ボランティアセンター「なごみ」	長後あかり【基本型】 おしゃべり処「大福」【基本型】 yell(エール)【基幹型】 七ツ木の里【基本型】	子育てひろば 「タンポポ」
御所見	-	かわうそ【基本型】 ごしょみ元気【基本型】	中里つどいの広場

※1 日常生活のちょっとしたお手伝いや地域住民のつどいの場となるサロン活動などを実施

※2 住民同士のつながりや支えあいを大切にしながら、人の和を広げ、誰もがいきいきと健やかに暮らせるまちづくりを目的に、多様な地域住民が気軽に立ち寄れる居場所

基本型	高齢者、障がい者(児)、青少年、子ども等の誰もが気軽に立ち寄れる場所
特定型	高齢者の居場所、子育てサロン、障がい者交流サロンなど、特定の利用対象者が誰もが自由に集え、交流できる居場所
基幹型(地域ささえあいセンター※)	高齢者等の相談支援、介護予防や孤立予防、生きがいづくり、多世代交流等の促進を図ることを目的とした、誰もが気軽に立ち寄れる場所。多様な事業主体による多様な取組のコーディネート業務を担う「生活支援コーディネーター」を配置
介護予防特化型	高齢者のフレイル予防を推進するため介護予防の拠点として、運動を主体としたプログラムを実施

※3 親子が気軽に集い、交流できる場所

※4 上記以外にも住民主体で行う支えあいの事業があります。

3 計画の策定にあたって

(1) 地域福祉に関するアンケート調査の実施

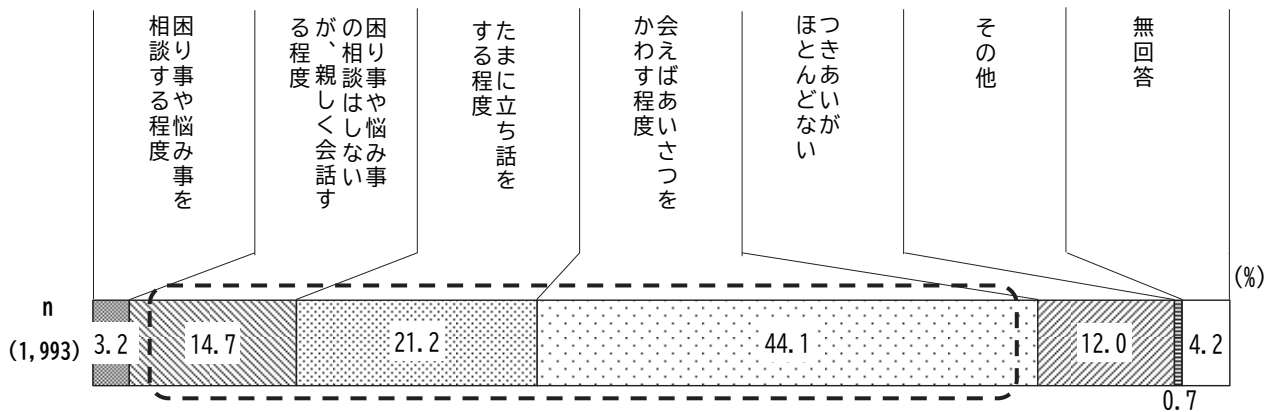
計画の進捗状況の確認に向けて、市民の地域福祉に関する意識や意向を把握する目的で、地域福祉に関するアンケート調査を実施しました。

● 調査の概要

調査目的	<p>藤沢市では、すべての市民が、地域の中で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、社会福祉法に基づき2021年度（令和3年度）から2026年度（令和8年度）までの6年間で計画期間とする「藤沢市地域福祉計画2026」を策定した。</p> <p>この度、この計画の中間見直しにあたり、事業の効果を検証するとともに、地域福祉の現状及びお住まいの地区や地域での日頃の暮らしの変化、また、これに伴う新たな課題等、市民の方がどのように感じているかを聴くために、アンケート調査を実施した。</p>
調査対象	満15歳以上の市民
対象者数	4,000名（無作為抽出）
調査期間	2022年（令和4年）11月25日（金）～12月20日（火）
回収方法	郵送による回収／WEBページ上からの回収（併用）
回収結果	郵送調査 1,474件／WEBページ調査519件（回収率49.8%）
調査項目	<ol style="list-style-type: none">1. 住まいの状況について2. 行政や福祉サービスなどの情報について3. 地域やご近所との関わりについて4. 地域活動、ボランティア活動について5. 防災について6. 支えあいの地域づくりについて

● 働き世代に向けた近所づきあいのきっかけづくり

近隣との日頃のつきあい方は、「困り事や悩み事の相談はしないが、親しく会話する程度」は70代で3割近く、「たまに立ち話をする程度」は80歳以上で3割近くと高くなっています。また、「会えばあいさつをかわす程度」は年齢が下がるほど高い傾向にあります。つきあいがほとんどない理由は、「時間的余裕がない」が50代で4割近く、「生活の時間帯が合わない」が20代で4割台半ば、「近所づきあいにメリットを感じない」では20代が4割近く、70代が3割を超え、それぞれ高い割合となっています。世代間を超えた交流の機会を確保することや、同世代同士のつながりを強めるなど、様々な交流機会を創出する必要があります。



○年代別・クロス集計

	調査数 (件)	構成比 (%)							
		相談する事や悩み事を	困り事や悩み事の相談はしないが、親しく会話する程度	困り事や悩み事の相談はしないが、たまに立ち話をする程度	たまに立ち話をする程度	会えばあいさつをかわす程度	ほとんどない	その他	無回答
全体	1993	3.2	14.7	21.2	44.1	12.0	0.7	4.2	
年代別	10代	73	-	4.1	6.8	72.6	15.1	-	1.4
	20代	119	0.8	2.5	5.0	61.3	27.7	0.8	1.7
	30代	199	4.0	8.5	16.1	46.7	22.1	1.5	1.0
	40代	303	3.6	9.9	17.5	50.2	15.2	-	3.6
	50代	374	2.4	9.6	25.1	49.5	10.7	0.3	2.4
	60代	325	2.2	12.6	26.2	45.5	8.6	-	4.9
	70代	366	5.2	28.1	22.4	31.7	6.0	1.4	5.2
	80歳以上	226	4.0	26.1	27.9	25.2	6.6	1.8	8.4

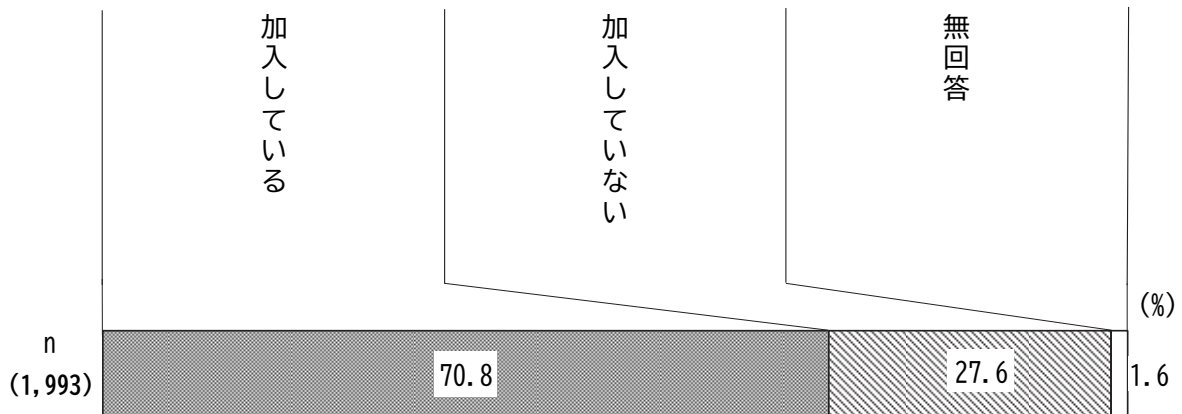
※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

※年齢を無回答の方がいるため、全体の合計数と合致しない

● 自治会・町内会加入のきっかけづくり

自治会・町内会への加入状況は、「加入している」が70.8%、「加入していない」が27.6%となっていますが、「加入している」は70代で8割台半ばと高くなっています。一方、「加入していない」は20代で6割を超え、続いて30代で5割近くと高くなっています。

若年層が自治会・町内会に加入するきっかけづくりや自治会・町内会に加入する利点等の情報発信を行うことが重要です。



○年代別・クロス集計

		調査数 (件)	構成比 (%)		
			加入 している	加入 していない	無 回答
全 体		1993	70.8	27.6	1.6
年 代 別	10 代	73	57.5	38.4	4.1
	20 代	119	37.8	62.2	-
	30 代	199	49.7	49.7	0.5
	40 代	303	68.0	32.0	-
	50 代	374	74.3	23.8	1.9
	60 代	325	77.2	20.9	1.8
	70 代	366	84.2	14.2	1.6
	80 歳以上	226	78.8	19.5	1.8

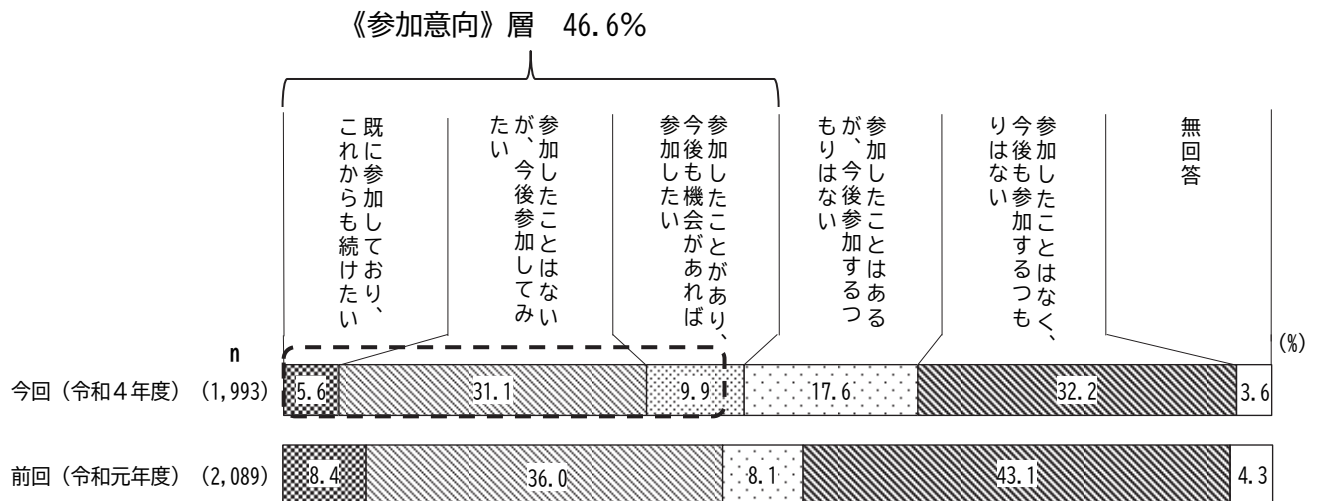
※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

※年齢を無回答の方がいるため、全体の合計数と合致しない

● ボランティアの担い手確保

ボランティア活動に「参加している」「参加したい」と回答した参加意向層は、40代から60代で5割台半ばと高くなっています。年代に応じた情報発信や参加のきっかけづくりを行うことにより、継続的な参加も期待できます。

また、ボランティア活動に参加したことのない人が、参加する上で支障となることや問題点として感じていることは、20代から50代で「参加する時間的余裕がない」が多いが、70代、80歳以上で「健康・体力に自信がない」が多くなっています。参加意向がある方に積極的に働きかけ、「このくらいならお手伝いできるかもしれない」と感じてもらえるような、すそ野の広い活動を提供し、周知することが必要です。



○年代別・クロス集計

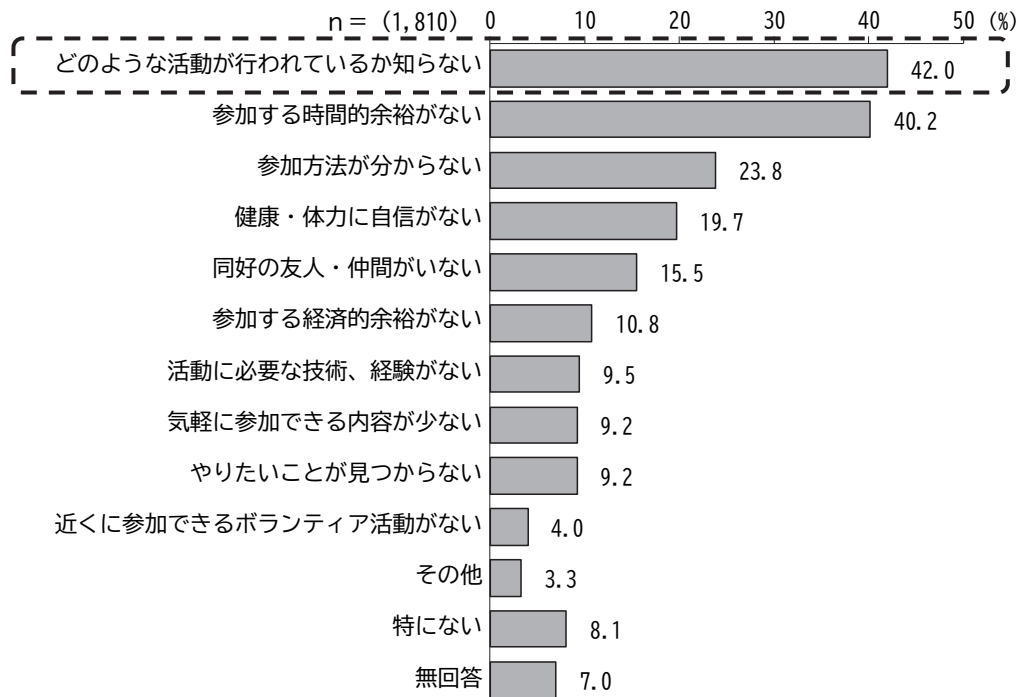
	調査数 (件)	構成比 (%)						《参加意向》層	
		既に参加し続けており、これからも続けたい	参加したいが、今後参加してはならない	参加した機会があれば、今後も参加したい	参加したことはあるが、今後参加するつもりはない	参加したことはなく、今後参加するつもりもない	無回答		
全体	1993	5.6	31.1	9.9	17.6	32.2	3.6	46.6	
年代別	10代	73	5.5	27.4	16.4	23.3	20.5	6.8	49.3
	20代	119	1.7	37.8	6.7	31.1	21.8	0.8	46.2
	30代	199	1.5	40.2	7.5	24.1	26.1	0.5	49.2
	40代	303	5.0	40.9	10.9	20.5	21.8	1.0	56.8
	50代	374	4.5	38.5	9.9	13.1	31.0	2.9	52.9
	60代	325	7.4	36.9	8.9	13.2	32.6	0.9	53.2
	70代	366	9.6	18.0	13.4	12.8	40.2	6.0	41.0
	80歳以上	226	5.3	8.4	6.6	20.8	49.6	9.3	20.3

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

※年齢を無回答の方がいるため、全体の合計数と合致しない

《「参加したことはないが、今後参加してみたい」～「参加したことはなく、今後も参加するつもりはない」と回答した方のみお答えください》

問 ボランティア活動に参加する上で支障となることや問題点として感じているものはありますか。(あてはまるものすべてに○)



○年代別・クロス集計

	調査数(件)	構成比(%)						
		知らな い	どのよ うな活 動が	参加す る余 裕が ない	参加 方法 が	健康 ・体 力に 自信 が ない	同好 の友 人・ 仲間 が ない	参加 する 余 裕 が ない
全 体	1810	42.0	40.2	23.8	19.7	15.5	10.8	
年代別	10代	64	51.6	32.8	34.4	3.1	28.1	3.1
	20代	116	39.7	50.0	25.0	6.9	25.0	8.6
	30代	195	54.4	56.4	35.4	7.2	20.0	12.8
	40代	285	50.5	60.0	30.5	9.1	21.4	17.2
	50代	346	49.1	54.9	28.3	12.4	11.3	15.6
	60代	298	48.3	38.6	22.8	18.8	16.1	9.4
	70代	309	28.2	15.9	13.3	37.2	11.3	5.2
	80歳以上	193	15.0	5.7	8.3	45.6	6.2	4.1

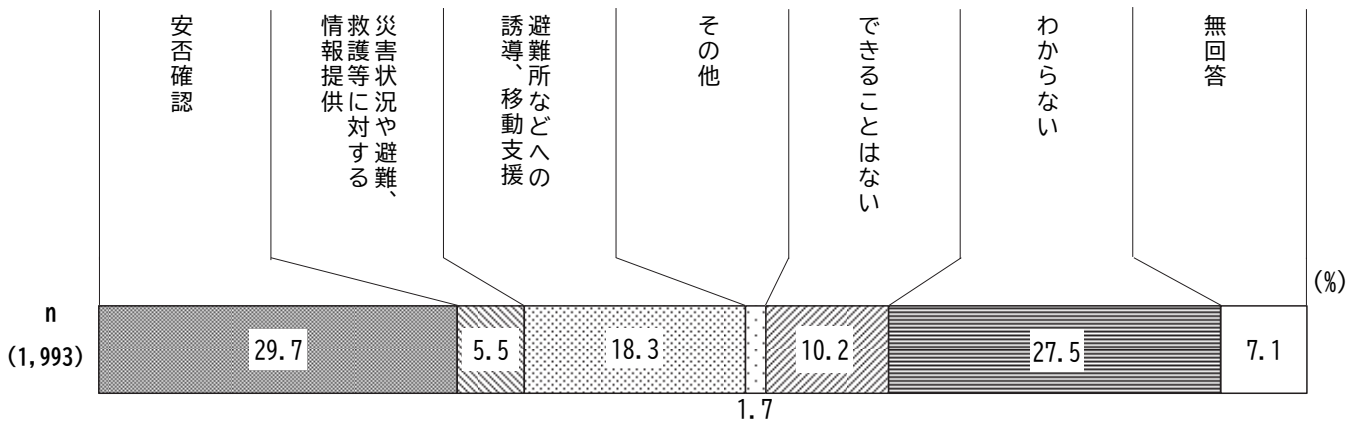
	調査数(件)	構成比(%)						
		経験 が ない	内容 が 少 ない	見 つ か ら ない	近 く に 参 加 す る が	そ の 他	特 に ない	無 回 答
全 体		9.5	9.2	9.2	4.0	3.3	8.1	7.0
年代別	10代	4.7	6.3	15.6	3.1	1.6	21.9	1.6
	20代	6.9	8.6	16.4	4.3	3.4	14.7	1.7
	30代	8.7	10.8	10.8	3.6	2.6	7.7	1.0
	40代	10.2	10.5	8.4	4.9	1.8	6.3	1.8
	50代	9.2	9.8	8.4	2.3	2.3	4.3	4.6
	60代	12.8	10.7	10.7	4.4	2.0	7.4	5.4
	70代	10.7	8.4	7.8	5.8	4.9	9.1	13.9
	80歳以上	5.7	4.1	4.1	2.1	8.3	9.3	21.8

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

※年齢を無回答の方がいるため、全体の合計数と合致しない

● 災害時の助けあいについて

避難行動要支援者に対してできることは、「安否確認」は40代～70代で、「避難所などへの誘導、移動支援」は10代～30代で多い傾向となっています。「できることはない」という否定的な回答に比べ、「わからない」の回答が多くなっており、どのようなことが助けになるのか、自分が災害時にどこまで他人のために動けるのかわからないという不安感がうかがえます。



○年代別・クロス集計

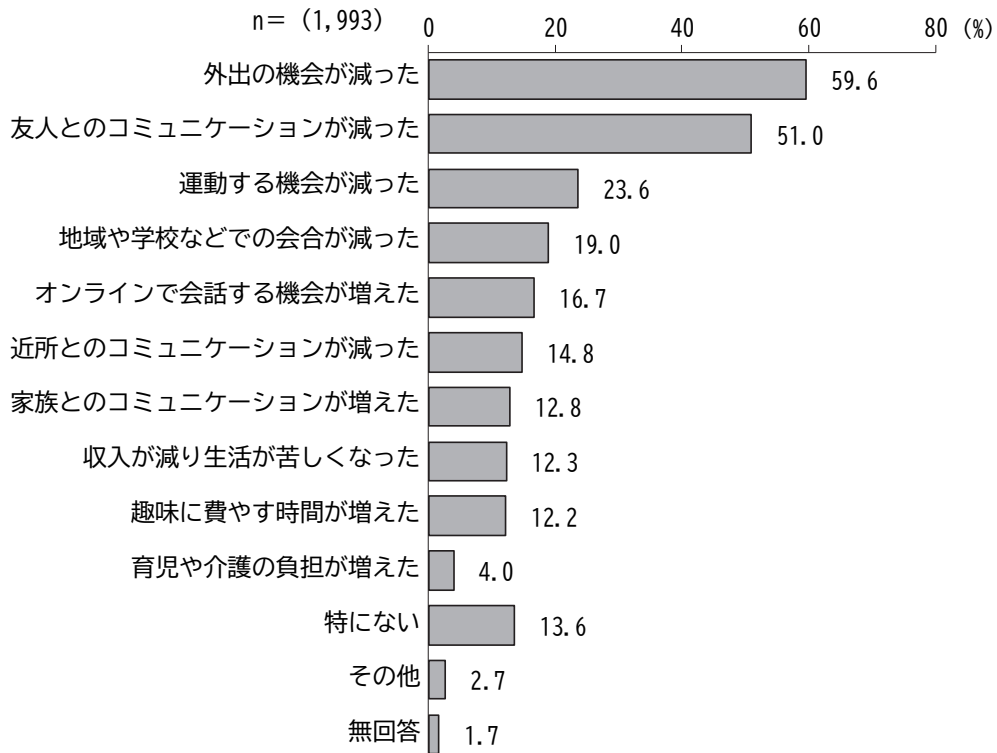
	調査数 (件)	構成比 (%)							
		安否確認	災害状況や避難、救護等に対する情報提供	避難所などへの誘導、移動支援	その他	できることはない	わからない	無回答	
全体	1993	29.7	5.5	18.3	1.7	10.2	27.5	7.1	
年代別	10代	73	24.7	6.8	26.0	1.4	2.7	34.2	4.1
	20代	119	19.3	5.9	34.5	0.8	9.2	23.5	6.7
	30代	199	22.1	11.6	26.1	1.5	6.5	26.6	5.5
	40代	303	30.7	6.3	19.5	1.0	7.6	28.1	6.9
	50代	374	29.4	6.1	22.5	0.8	5.3	30.2	5.6
	60代	325	35.7	5.2	18.2	0.9	4.6	29.5	5.8
	70代	366	36.9	3.0	10.1	3.0	11.7	26.8	8.5
	80歳以上	226	23.0	2.2	5.3	4.0	33.2	21.2	11.1

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

※年齢を無回答の方がいるため、全体の合計数と合致しない

● 新型コロナウイルス感染症による生活の変化について

新型コロナウイルス感染症による生活の変化については、「外出の機会が減った」が50代から80歳以上の年齢層でそれぞれ6割台となっています。「地域や学校などでの会合が減った」では10代が4割台半ば、40代でも4割近くとほかの年齢層と比べて高くなっています。2023年（令和5年）5月より新型コロナウイルス感染症の位置づけは「5類感染症」となりましたが、引き続き、感染症対策を行うとともに、徐々にかつての日常生活を取り戻す取組や対応が必要となります。



○年代別・クロス集計

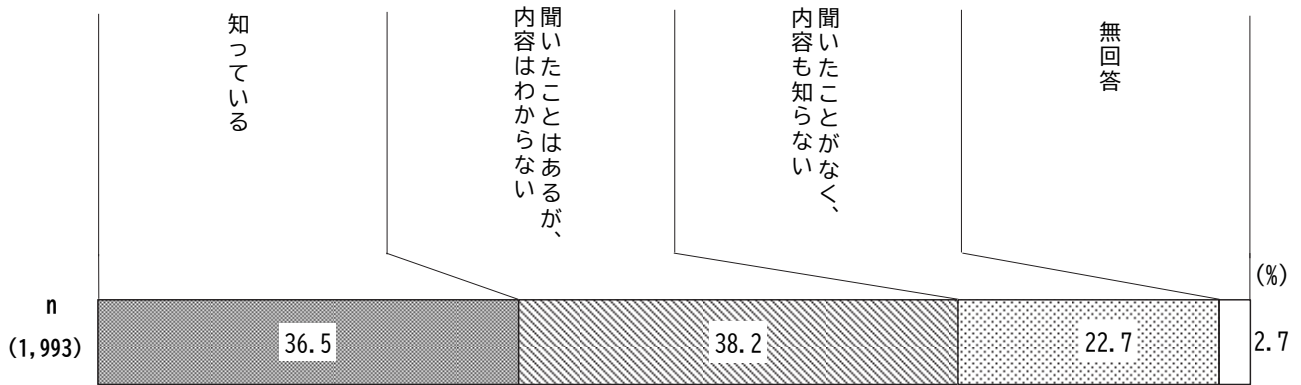
	調査数 (件)	構成比 (%)													
		外出の機会が減った	友人とのコミュニケーションが減った	運動する機会が減った	地域や学校などでの会合が減った	オンラインで会話する機会が増えた	近所とのコミュニケーションが減った	家族とのコミュニケーションが増えた	収入が減り生活が苦しくなった	趣味に費やす時間が増えた	育児や介護の負担が増えた	特にない	その他	無回答	
全体	1993	59.6	51.0	23.6	19.0	16.7	14.8	12.8	12.3	12.2	4.0	13.6	2.7	1.7	
年代別	10代	73	35.6	30.1	32.9	43.8	24.7	16.4	16.4	2.7	27.4	2.7	16.4	2.7	4.1
	20代	119	53.8	42.9	28.6	14.3	32.8	6.7	16.0	14.3	19.3	2.5	12.6	1.7	0.8
	30代	199	53.8	62.3	24.6	21.6	20.1	9.0	22.1	18.1	18.6	13.1	8.5	2.5	1.0
	40代	303	55.1	57.8	26.7	38.0	26.4	15.8	19.8	16.5	12.9	7.6	8.3	3.6	-
	50代	374	60.2	54.0	20.3	20.6	19.3	15.0	15.5	16.0	9.9	4.3	11.8	3.2	1.1
	60代	325	60.9	48.0	20.9	13.5	12.6	14.2	8.0	12.0	8.0	0.9	14.2	2.2	2.2
	70代	366	67.5	53.8	23.2	10.4	10.1	15.3	6.3	8.2	12.0	1.4	14.8	3.3	1.9
	80歳以上	226	66.4	38.5	23.5	5.8	2.7	21.7	4.9	4.4	7.5	0.4	25.7	1.3	2.7

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

※年齢を無回答の方がいるため、全体の合計数と合致しない

● 成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度は、10代～30代の認知度が低く、60代の認知度が最も高くなっています。制度の内容までも含めて認知が高いとは言えない状況であるため、引き続き周知活動が必要です。



○年代別・クロス集計

	調査数 (件)	構成比 (%)				
		知っている	聞いたことはあるが、内容はわからない	聞いたことがなく、内容も知らない	無回答	
全体	1993	36.5	38.2	22.7	2.7	
年代別	10代	73	6.8	23.3	68.5	1.4
	20代	119	28.6	26.9	42.9	1.7
	30代	199	30.7	28.6	40.2	0.5
	40代	303	31.0	43.2	23.4	2.3
	50代	374	37.7	40.6	20.1	1.6
	60代	325	49.5	35.7	11.7	3.1
	70代	366	42.3	42.9	10.9	3.8
	80歳以上	226	32.7	43.4	19.9	4.0

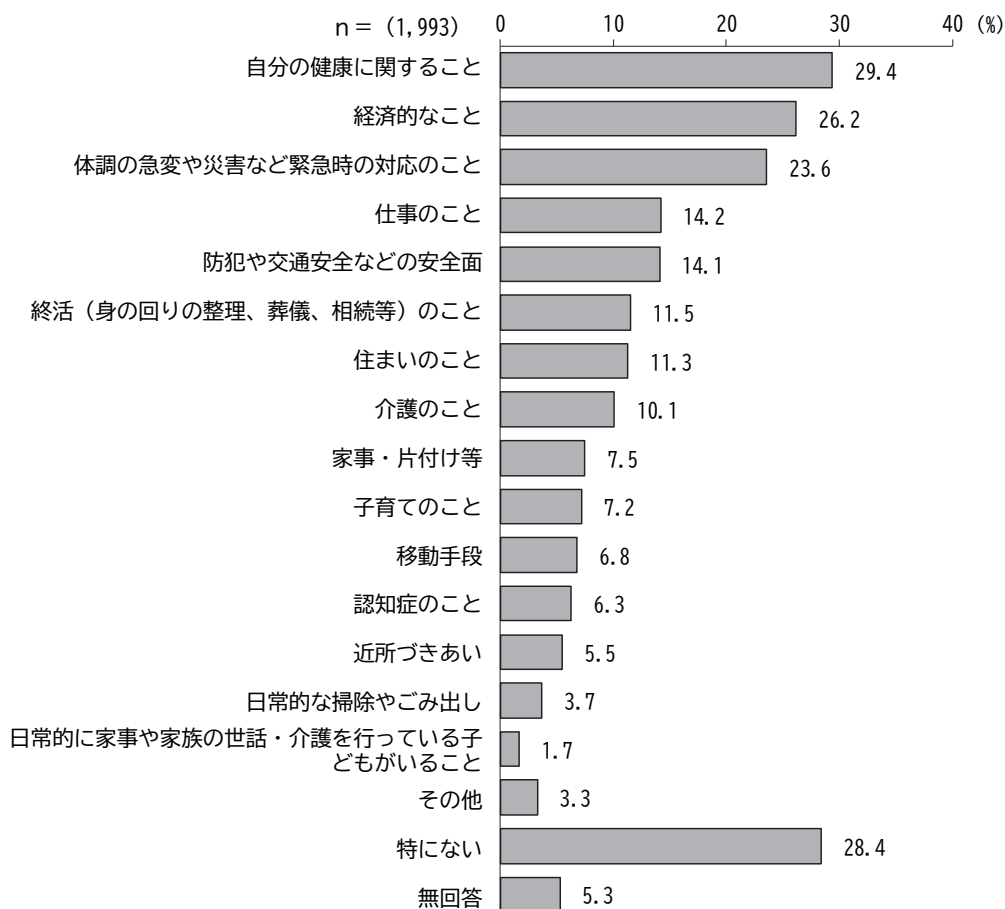
※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

※年齢を無回答の方がいるため、全体の合計数と合致しない

● 相談支援体制の強化

日々の生活で困っていることや悩みについては、全体で「自分の健康に関すること」が29.4%で最も高くなっています。年代別でみると、「自分の健康に関すること」は70代・80歳以上でともに4割近く、「子育てのこと」は30代で3割近くと高く「経済的なこと」は20代、30代、40代で3割を超え高くなっています。日々の生活で困っていることや悩みは、年代によって違いがみられません。

また、地域福祉推進のため市で行っている取組については、「様々な相談に対応できる体制づくり」が充足していると感じている方は11.8%で、前回調査(令和元年度)12.2%と比較して低くなっています。今後、地域の複合的な課題に対応しつつ、包括的な支援体制の整備を進めることが重要です。



○年代別・クロス集計

	調査数(件)	構成比(%)									
		自分の健康に 関すること	経済的なこと	体調の急変や災害など 緊急時の対応のこと	仕事のこと	防犯や交通安全などの 安全面	終活(身の回りの こと、整理、葬儀、相続等)	住まいのこと	介護のこと	家事・片付け等	
全 体	1993	29.4	26.2	23.6	14.2	14.1	11.5	11.3	10.1	7.5	
年代別	10代	73	11.0	15.1	4.1	4.1	13.7	-	5.5	4.1	9.6
	20代	119	13.4	33.6	12.6	21.8	11.8	-	9.2	3.4	5.0
	30代	199	18.1	36.7	19.1	21.6	18.6	2.5	13.6	3.5	13.6
	40代	303	26.1	38.9	22.1	26.4	19.8	6.3	17.8	6.9	10.6
	50代	374	29.9	28.9	23.8	20.9	15.5	10.4	11.5	16.0	7.8
	60代	325	32.3	23.1	24.6	12.0	13.5	17.5	12.9	12.3	3.7
	70代	366	38.0	18.0	30.3	3.3	11.2	16.1	8.2	9.3	4.1
	80歳以上	226	37.6	12.8	28.8	0.4	7.5	21.2	6.2	13.7	8.4

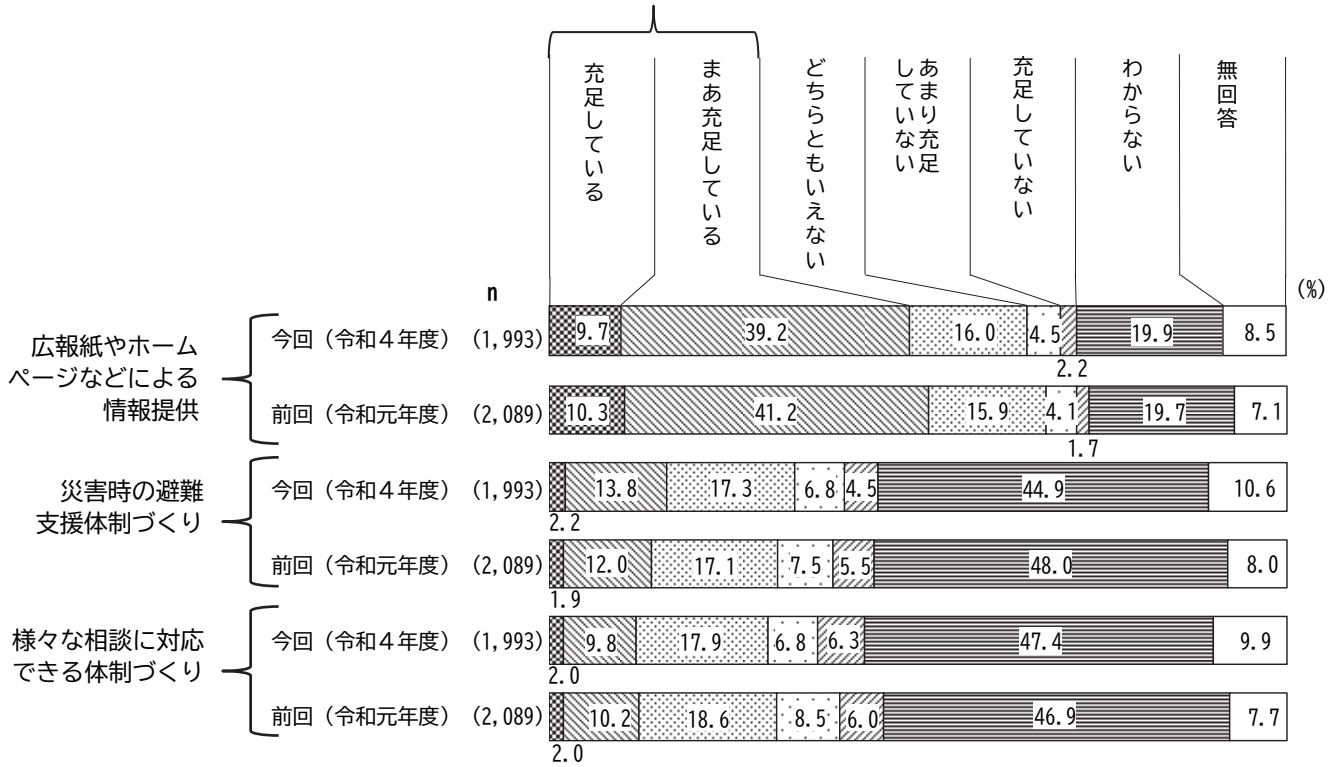
	調査数(件)	構成比(%)								
		子育てのこと	移動手段	認知症のこと	近所づきあい	日常的な掃除や ごみ出し	日常的に家事や家族の 世話をしていること 子どもが介護を 受けていること	その他	特 に な い	無 回 答
全 体		7.2	6.8	6.3	5.5	3.7	1.7	3.3	28.4	5.3
年代別	10代	-	11.0	2.7	5.5	1.4	-	2.7	61.6	4.1
	20代	8.4	10.1	0.8	5.9	5.9	0.8	4.2	42.0	2.5
	30代	29.6	7.0	1.0	6.0	6.0	2.5	3.0	21.6	3.5
	40代	18.5	6.6	2.3	7.6	5.3	1.7	4.3	23.4	2.0
	50代	4.8	5.3	6.4	4.8	3.5	3.2	3.2	28.9	3.2
	60代	0.3	3.7	6.8	4.0	2.8	1.2	3.1	30.5	6.8
	70代	-	6.8	9.8	4.9	1.6	1.4	3.3	25.1	6.8
	80歳以上	-	10.6	13.3	6.2	3.5	0.9	2.2	26.1	10.6

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

※年齢を無回答の方がいるため、全体の合計数と合致しない

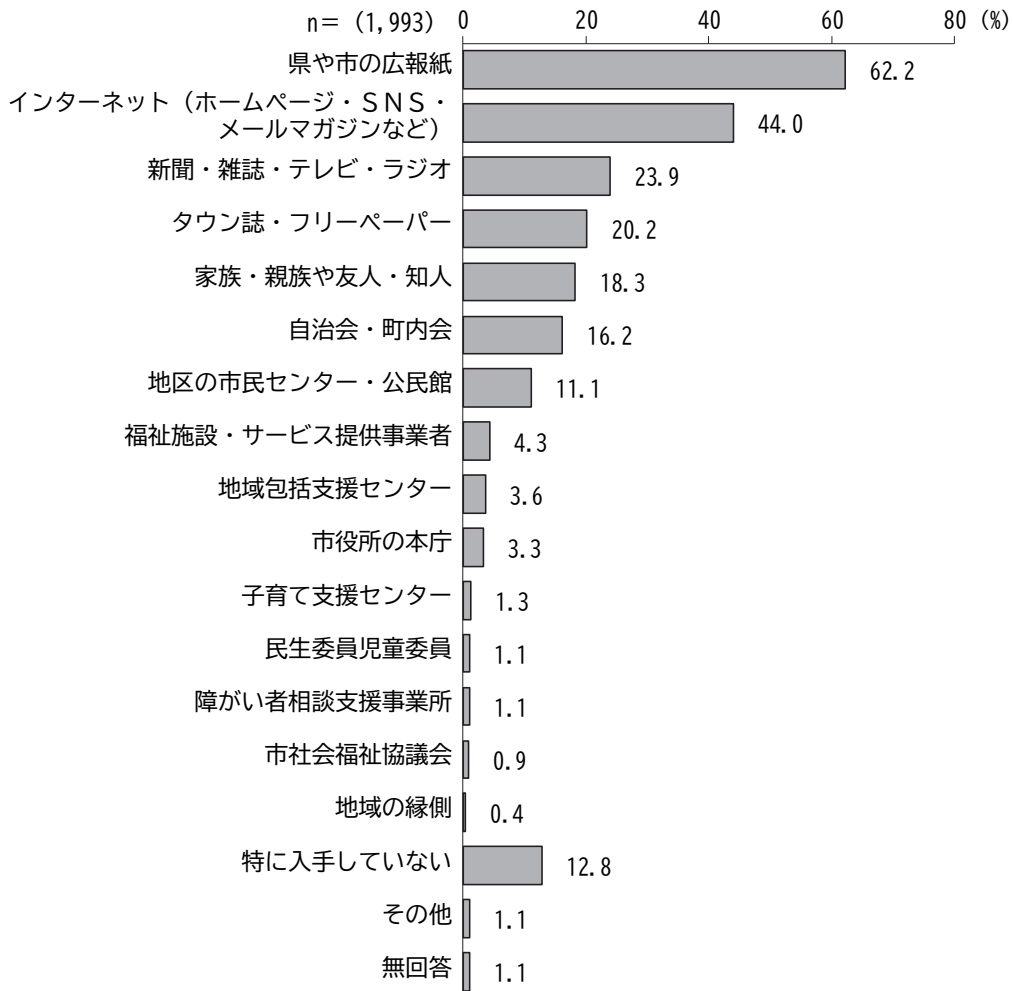
◆ 地域福祉推進のため市で行っている取り組みについて前回調査（令和元年度）比較

《充足している》層



● 年代に応じた情報発信

行政や福祉サービスなどの情報入手方法は、「県や市の広報紙」は40代以上で半数以上と高く、60代、70代では7割台となっています。一方で、「インターネット（ホームページ・SNS・メールマガジンなど）」は10代から50代で半数以上と高く、20代では、「特に入手していない」が3割台と高くなっています。年代に応じた情報発信を引き続き進めていくとともに、今後は若年層に向けて、正確な情報を得ることの必要性等を周知・啓発していく必要があります。



○年代別・クロス集計

	調査数(件)	構成比(%)									
		県や市の広報紙	インターネット(S・メールマガジンなど)	新聞・雑誌・テレビ・ラジオ	タウン誌・フリーペーパー	家族・親族や友人・知人	自治会・町内会	地区の市民センター・公民館	福祉施設・サービス提供者	地域包括センター	
全体	1993	62.2	44.0	23.9	20.2	18.3	16.2	11.1	4.3	3.6	
年代別	10代	73	19.2	50.7	28.8	5.5	24.7	1.4	4.1	-	-
	20代	119	25.2	55.5	10.9	8.4	16.0	0.8	1.7	2.5	-
	30代	199	43.2	66.8	6.5	14.1	23.6	5.5	11.6	1.0	1.5
	40代	303	60.7	67.3	14.5	20.1	15.5	13.5	8.3	2.0	0.3
	50代	374	68.4	55.1	19.5	21.4	16.8	14.7	10.4	5.1	5.1
	60代	325	71.4	40.6	23.1	21.2	16.3	14.2	11.1	4.6	2.8
	70代	366	76.2	22.7	40.7	27.6	17.8	30.3	16.4	5.2	4.9
	80歳以上	226	68.6	6.2	38.1	22.1	23.5	24.3	14.6	9.3	9.7

		構成比(%)								
		市役所の本庁	子育て支援センター	民生委員児童委員	障がい者相談支援事業所	市社会福祉協議会	地域の縁側	特に入手していない	その他	無回答
全体		3.3	1.3	1.1	1.1	0.9	0.4	12.8	1.1	1.1
年代別	10代	-	-	-	-	-	-	24.7	-	1.4
	20代	1.7	0.8	-	1.7	-	-	31.1	1.7	-
	30代	4.0	8.0	-	1.5	-	0.5	19.6	1.5	1.0
	40代	3.6	1.3	-	-	0.3	0.3	10.6	1.7	0.3
	50代	3.7	-	1.1	0.8	0.5	-	11.0	1.1	-
	60代	5.2	0.9	0.9	1.2	0.6	-	9.2	0.6	0.6
	70代	2.5	0.3	1.4	1.1	0.8	0.5	8.5	0.8	2.2
	80歳以上	1.8	-	4.4	2.2	4.0	1.3	11.9	0.9	2.2

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

※年齢を無回答の方がいるため、全体の合計数と合致しない

(2) 福祉関連団体等へのヒアリング調査の実施

● 目的

藤沢市では、すべての市民が、地域の中で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、社会福祉法に基づき 2021 年度（令和 3 年度）から 2026 年度（令和 8 年度）までの 6 年間で計画期間とする「藤沢市地域福祉計画 2026」を策定し、2023 年度（令和 5 年度）には、社会情勢や地域状況の変化等に対応するため、中間見直しを行いました。

本計画の中間見直しにあたり、地域福祉に関連する団体を中心に、計画の方向性や施策への検討材料とするため、専門的な視点・実際に活動している方からの視点に基づく意見聴取を行う団体ヒアリング調査を実施しました。

● 実施期間

2023 年（令和 5 年）2 月～2024 年（令和 6 年）1 月

● 対象

団体については、地域福祉に関連する団体を中心に選定しました。

分野	ヒアリング先	
a. 高齢分野	1	市地域包括支援センター連絡協議会
	2	市老人クラブ連合会
b. 障がい分野	3	市障害福祉法人協議会
	4	市障害福祉団体連絡会
c. 子ども分野	5	市子ども会連絡協議会
	6	子育て支援グループ
d. 防災分野	7	市防災組織連絡協議会
e. 更生保護分野	8	保護司会
f. 地域団体	9	地区社会福祉協議会 ①鶴沼 ②湘南大庭 ※市内 3 ブロック別連絡協議会（市内 3 ブロック別） ・①南部ブロック（片瀬・辻堂・鶴沼・村岡） ・②中部ブロック（藤沢・善行・湘南大庭・明治） ・③北部ブロック（六会・遠藤・湘南台・長後・御所見）
		10
	11	民生委員児童委員協議会 ①辻堂地区 ②明治地区 ③六会地区 ④御所見地区
	12	地区ボランティアセンター ①村岡地区 ②湘南台地区 ③遠藤地区
	13	郷土づくり推進連絡会 ①長後地区
	g. 地域福祉全般	14
15		市社会福祉協議会

地域活動に取り組む組織・団体等のヒアリング調査結果から、地域が抱える課題を整理しました。今回調査では、新型コロナウイルス感染症の影響、地域活動への関心が薄い人の増加、個人情報の取り扱いの難しさなど、組織・団体が活動を継続、または連携を強化するための根本的な共通課題が挙がっています。

課題1 地域団体・組織との連携について

- ・新型コロナウイルスの影響もあり、他団体との連携した活動や訓練の機会が減少している中、同じ目的を持つ団体・組織だけでなく、これまで連携できていなかった団体・組織や、関連分野の専門職が在籍する機関ともつながりを深めること、必要な情報を広く共有できるネットワークを構築していくことが求められています。
- ・住民同士のあいさつ・声かけ等を通じて地域があたたかい空気であることや、民生委員・児童委員をはじめとする地域の関連組織とのつながりを緊密化すること、医療・福祉・その他機関等の多職種連携が行われることなど、多岐にわたる取組に関わる人みんなで進め、支援することが重要です。
- ・様々なつながりがうたわれる一方で、相談者との信頼関係維持のため他機関との連携に慎重になる、避難行動要支援者情報の共有への理解が進まないなど、個人情報の取り扱いの難しさから連携がうまくいかないケースもあり、緊急時の支援に対する理解が求められています。

課題2 活動する人材の発掘・確保・育成について

- ・地域のまとめ役や活動を担う人材の不足・不在による活動や支援内容の見直し、自治会・子ども会活動への関心が薄く加入者の減少が続いているなど、地域活動への理解や人手が不足していることがあげられています。地域活動の周知だけでなく、関心を持ってもらえるようなアプローチの工夫や既存のあり方にこだわらない柔軟な参加方法などを参考に検討することも重要です。
- ・防災訓練が自治会加入者のみで行われている現状から、安否確認や要支援者の把握、発災時の避難行動など、生活安全や防災の面からも、自治会活動の周知や理解促進が求められています。
- ・ボランティア活動も人員を募集するだけでは限界があり、高齢のメンバーでもできる内容の検討や、若い世代に活動意欲を高めてもらうための工夫が必要です。また、活動をやすく、続けやすくするための行政からの支援も求められています。
- ・ワンストップ相談窓口や重層的支援をしっかりと機能させるためには、個別性の高い相談を柔軟かつ的確に、連携先等に案内できる人材が窓口に必要なとなります。さらに、複合的な困りごとを各分野で支援する人々をそれぞれバックアップ・フォローする仕組みも求められています。

課題3 障がい者への支援について

- ・災害時の備えについては、各団体の施設で避難拠点として受け入れができるよう取組が進められていますが、建物の老朽化や必要品の購入・管理の問題、老朽化した建物の補強・建て替えが難しい、高額の商品や消費期限の短い商品の買い替えが現状の補助では補いきれないなど、避難拠点としての助成の見直しが求められています。
- ・地域交流・地域貢献のための取り組みとして、施設開催のお祭りへの招待、地域の子ども向けに野菜の収穫など、様々な行事が行われています。新型コロナウイルス対応で制限が多い上に、学校や学童への周知に許可が下りない、開催の条件が厳しい等の壁があり、関連団体の協力や密な連携が望まれています。
- ・遠方への通学や通所、放課後等デイサービスなどの夕方までの預かり、移動支援などが充実することでより身近な地域で過ごす時間が減り、地域での関係づくりが難しくなる傾向にあります。今後はニーズに沿った地域でのイベント等の開催や障がいの有無に関わらず参加できる催しなどの機会を通じて、地域での生活を充実させていくことが必要になっています。

課題4 子ども子育て等について

- ・子どもへの支援は当然重要となりますが、保護者に対しても信頼関係を築き、専門機関へ上手につなげながら「親も育つ支援」を意識することが重要です。
- ・地域での関係性が希薄となっていることから、地域で子どもを見守るあたたかい目線や意識の共有が難しくなっています。保護者の理解を得ながら、地域活動を担う側だけでは解決が難しい相互理解や協働についても周知を行う必要があります。
- ・子どもを取り巻く環境が複雑化しているケースが散見されており、福祉と子ども支援関係機関がつながり、地域福祉や母子保健の専門職と支援者の連携を進めることが重要です。

課題5 更生保護について

- ・地域の方々に立ち直り支援への理解と協力を働きかける「社会を明るくする運動（社明運動）」も行われています。保護司会・更生保護女性会・BBS会*・青少年育成協議会*等が連携し、治安の維持・再犯防止の観点からも地域へ運動を拡げていくことが求められています。
- ・更生した人の円滑な社会復帰のためには地域の理解や環境の整備が重要です。更生した人に働く機会を提供していただく協力雇用主を増やす働きかけや、保護観察中の人にとどのような支援ができるのか、福祉関係機関・民生委員・児童委員などの地域団体が協議できる機会が必要となっています。

(3) 地域福祉計画推進委員会及び地域福祉計画推進庁内連絡会議

計画策定にあたっては、学識経験者、高齢者・障がい者・児童関係団体の代表者、市民代表、市社会福祉協議会の代表、民生委員・児童委員の代表等を委員とする「藤沢市地域福祉計画推進委員会」を設置し、本計画の内容を幅広く議論しました。

また、福祉部各課をはじめ、庁内関係各課によって構成する「地域福祉計画推進庁内連絡会議」を設置し、地域福祉推進のための施策について検討を行いました。

(4) パブリックコメント（市民意見公募）の実施

本計画に関するご意見を、広く市民の皆様からいただくため、計画策定に対するパブリックコメント（市民意見公募）を実施しました。

4 パブリックコメントの実施状況

(1) 実施概要

意見等を募集した事項	藤沢市地域福祉計画2026（中間見直し）（素案）について
意見募集の対象者	市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する方、及びその他利害関係者
意見の提出方法	任意の用紙により、郵送・ファックス・持参・市ホームページの意見提出フォームのいずれかにて提出
実施期間	2023年（令和5年）11月13日（月）から12月12日（火）まで
実施主体	藤沢市長

(2) 意見提出の状況

①提出状況

ファックス	0通
インターネット	0通
持参	1通
合計	1通

②提出された意見・提案の内訳

(1) 計画全体について	0件
(2) 人材づくり	0件
(3) 地域づくり	0件
(4) しくみづくり	2件
合計	2件

※ いただいたご意見は、類型化し回答しています。

※ ご意見の趣旨を損なわない程度に、表記を変えている場合があります。

(3) 提出された意見・提案について

	類型化した意見・提案	市の考え方
(4) 意見	<p>犯罪被害者自身が求めるニーズは多様化しており、その哀しみ、不安恐怖を取り除く為の被害者本人の視点、被害者に寄り添うきめ細やかな視点に対する支援、犯罪等により壊された日常生活の早期回復と犯罪被害等を支えられる地域社会の形成など、「犯罪被害者ファースト」の視点を中心とした政策を通じた仕組みづくりが必要。</p>	<p>本計画においては、犯罪被害者への支援についても、他の様々な事情により支援を必要とする方と同様に、相談支援、生活・就労支援等を推進していくものと捉えております。</p> <p>また、本計画の第2章「基本目標3(4)更生支援に向けた地域づくり」では、犯罪の被害者となった方への支援の重要性や、被害者に寄り添い、支える社会環境の醸成について触れております。</p> <p>あわせて、人権施策推進の観点から、「ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針」では、本市の主な取組として、犯罪被害者等に関する教育・啓発、相談・支援の充実、支援施策の検討を行うこととしております。</p>
	<p>犯罪被害者本人や家族への情報提供、日常生活支援、住居支援、経済的負担軽減、支援金支給等を盛り込んだ条例の制定が必要。</p>	<p>本計画は、地域福祉の観点から更生支援、再犯防止に関する事項を記しており、犯罪被害者支援に関する条例の必要性については、本計画の内容とは別に議論されるべきものと捉えております。</p>

5 藤沢市地域福祉推進委員会

(1) 藤沢市地域福祉計画推進委員会名簿

任期：2022（令和4年）年7月28日～2024（令和6年）年3月31日

No.		氏名	選出区分	所属・役職等
1	委員長	石渡 和実	学識経験者	東洋英和女学院大学名誉教授
2		松永 文和		日本地域福祉学会地方委員
3		奥田 吉昭	高齢者関係	藤沢市老人クラブ連合会副会長
4		鈴木 正貴		神奈川県高齢者福祉施設協議会 藤沢地区福祉施設連絡会
5		戸高 洋充	障がい者関係	藤沢障害福祉法人協議会
6		宮久 雪代		藤沢市障害福祉団体連絡会 (2022年7月28日～2023年7月3日)
		森山 千景		藤沢市障害福祉団体連絡会 (2023年7月4日～)
7		木村 依子	児童関係	子育て支援グループゆめこびと
8		越智 明美		藤沢市子ども会連絡協議会会長
9		市川 勤	市民代表	長後地区自治会連合会
10		山口 耀子		善行地区自治会連合会副会長
11		南部 久子		村岡地区福祉ボランティアセンター 「ぬくもり」センター長
12		椎野 幸一		藤沢市防災組織連絡協議会会長
13		川辺 克郎		湘南ライフサポート・きずな理事長
14		浅野 朝子		鶴沼地区社会福祉協議会会長
15	副委員長	川原田 武		湘南大庭地区社会福祉協議会会長
16		村上 尚	社会福祉協議会	藤沢市社会福祉協議会事務局長
17		末吉 育子	民生委員児童委員	辻堂東地区民生委員児童委員協 議会会長
18		森 もと江		湘南大庭地区民生委員児童委員 協議会会長
19		河原 寛子	その他市長が 認める者	公募委員
20		松沢 邦芳		公募委員
21		江崎 康子		公募委員

敬称略、順不同

(2) 藤沢市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画を策定及び推進するため、この市に藤沢市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 地域福祉計画の策定、推進及び進行管理に関すること
- (2) 計画策定、推進及び進行管理に係る情報交換に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画を策定するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、21人以内とする。

(委員)

第4条 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者関係団体の代表
- (3) 障がい者関係団体の代表
- (4) 児童関係団体の代表
- (5) 市民代表
- (6) 市社会福祉協議会の代表
- (7) 民生委員児童委員の代表
- (8) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、市長の要請に基づき、委員長が招集する。

2 委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開催し、議事をすることはできない。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、委員会において知り得た個人の情報については、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、地域共生社会推進室において総括し、及び処理する。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、推進委員会の同意を得て、委員長が定める。

附 則

この要綱は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。

6 計画の策定経過

開催日	内容
2022年度 (令和4年度)	
7月28日(木)	第1回藤沢市地域福祉計画推進委員会 <議題> (1) 今年度のスケジュールについて (2) 藤沢市地域福祉計画2026・藤沢市地域福祉活動計画について (3) 次期計画改定に向けた地域福祉に関するアンケート調査について
10月17日(月)	第2回藤沢市地域福祉計画推進委員会 <議題> (1) 今年度のスケジュールについて (2) 次期計画改定に向けた取組について (3) 藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画の策定に向けて
11月21日(月)	第3回藤沢市地域福祉計画推進委員会 <議題> (1) 地域福祉に関するアンケート調査、支えあう地域づくり推進連絡会について (2) 地域福祉に関する団体ヒアリングについて (3) 藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画の策定について
3月24日(金)	第4回藤沢市地域福祉計画推進委員会 <議題> (1) 地域福祉に関するアンケート調査について (2) 地域福祉に関する団体ヒアリングについて (3) 藤沢市重層的支援体制整備事業実施計画の策定について
2023年度 (令和5年度)	
7月4日(火)	第1回藤沢市地域福祉計画推進委員会 <議題> (1) 今年度のスケジュールについて (2) 地域福祉に関する団体ヒアリングについて (3) 地域福祉計画2026の中間見直しについて
8月21日(月)	第2回藤沢市地域福祉計画推進委員会 <議題> (1) 今年度のスケジュールについて (2) 地域福祉計画2026の中間見直しについて (3) パブリックコメントの実施について

開催日	内容
11月30日（木）	第3回藤沢市地域福祉計画推進委員会 <議題> (1) 今年度のスケジュールについて (2) 地域福祉計画2026の中間見直しについて (3) パブリックコメントの実施について
1月17日（水）	第4回藤沢市地域福祉計画推進委員会 <議題> (1) 今年度のスケジュールについて (2) 地域福祉計画2026の中間見直しについて (3) その他について

7 用語解説

【あ行】

- アウトリーチ
支援が届きにくい人々に対して公共機関などが積極的に働きかけて支援を届けることです。

【か行】

- 更生支援（更生保護）
犯罪や非行をした人に対する指導や支援を行うことにより、その再犯を防ぎ、社会復帰と自立を助ける活動のことです。
- 更生保護女性会
地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体のことです。
- 合理的配慮
障がい等のある方や家族などから、社会の中にある障壁を取り除くために何らかの対応を必要しているとの意思が伝えられたときに、過重な負担にならない範囲で必要な工夫や対応を行うことです。
- 子育て支援センター
地域における子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として設置しています。子育てアドバイザーによる子育てひろばの開催や、相談・情報提供、子育て支援に関する講習会等を実施しています。
- コミュニティソーシャルワーカー（CSW）
既存の制度では解決しにくい困りごとを抱えている方に寄り添い、共に考え、解決に向けて関係機関や団体、行政と連携しながら支援を行う福祉専門職です。

【さ行】

- 市社会福祉協議会
社会福祉法に基づき、地域の福祉推進、向上を目的として、住民と福祉関係機関・団体により構成された公共性・公益性の高い民間福祉団体のことです。
- 市民活動推進センター
公益的な市民活動の推進に資することを目的に、市民活動に関する様々な情報の提供、市民活動団体相互の交流及び連携の促進、市民活動団体の自立化の支援等を行う施設です。
- 社会を明るくする運動（社明運動）
法務省が主唱する更生保護における「犯罪予防活動」の1つで、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動のことです。
- 青少年育成協議会
青少年の健全育成及び、非行・事故防止を計画的かつ具体的に推進する団体のことです。
- 成年後見制度
認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分ではない人を支援する制度で、必要に応じて代理権や同意権等を持つ後見人等が、その人の権利を守るために各種手続きや財産管理等を行います。

●ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）

特定の対象者を社会的に排除するのではなく、差異や多様性を認めあい、地域全体で包み込み支えあうという相互の連帯や心のつながりを築く考え方です。

【た行】

●ダブルケア

子育てと介護を同時に担う状態のことです。

●地域ささえあいセンター

高齢者等の相談支援、介護予防や孤立予防、生きがづくり、多世代交流等の機能を備えた地域福祉サービスの拠点施設を「地域ささえあいセンター」として位置づけています。

●地域市民の家

各地域の運営委員と利用者が協力して管理・運営しているコミュニティ施設です。地域の活動や、親睦を深める場として、市内に41カ所あります。

●地域生活課題

福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題のほか、地域社会からの孤立など、福祉サービスを必要とする地域住民が、日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題のことです。

●地域の縁側

昔ながらの「縁側（えんがわ）」をイメージして、誰もが気軽に立ち寄れて、時には相談もできるみんなの居場所を「地域の縁側」として位置づけています。

●地域福祉

住民一人ひとりが地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民や社会福祉関係者、行政等がお互いに連携・協力して、地域生活課題の解決に向けて取り組む考え方です。

●地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で、安心した生活が送れるよう、利用者のニーズに応じて、住まい、医療、介護、予防、生活支援等に係るサービスを、一体的に提供できる体制です。

●地域包括支援センター

（いきいきサポートセンター）

包括的支援事業を推進する福祉・介護の中核的機関として、主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師を配置し、高齢者の生活に身近な日常生活圏域ごとに設置されています。主な業務は、要支援者や介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者の介護予防ケアマネジメントや、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務などです。

●地域見守り活動に関する協定

誰もが地域で安心して暮らしていけるよう、民間事業者と本市が連携・協力し、孤立死等の発生を未然に防止することにより、市民の福祉の向上を図ることを目的とするものです。

●地区福祉窓口

市民センター及び村岡公民館に設置され、福祉・保健の相談を受け、状況に応じた各種制度の利用案内や情報提供を行うとともに、福祉・保健に関する各種申請受付、サービス提供の連絡調整等を行います。

●地区社会福祉協議会

市内14地区（藤沢地区は東部・西部の2地区）ごとの地域福祉を進めるための住民組織で、主な事業として、それぞれの地域の実情に合わせた敬老事業、地域交流事業、福祉啓発事業等の福祉活動を展開しています。

●地区ボランティアセンター

高齢者や障がい者等に対する日常生活支援や交流事業といった地域住民による相互扶助機能を高め、ボランティアの紹介等を行う身近な活動の場として、地区社会福祉協議会等の地域団体により、開設・運営がされています。

【は行】

●PDCA サイクル

計画を設定し（Plan）、実行し（Do）、検証及び評価（Check）を行うとともに、課題の改善を次の計画に活かして実行する（Action）という工程を継続的に繰り返す仕組みのことです。

●避難行動要支援者

高齢者や障がい者など、災害が発生した場合にひとりで避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要する人をいいます。

●BBS 会

非行に陥った子どもや若者に「お兄さん、お姉さん」のような立場で接し、更生・立ち直りに協力するボランティア団体です。

●ふじさわボランティアセンター

市社会福祉協議会に設置され、ボランティア活動に関する相談・活動紹介やボランティアの募集・登録を行うとともに、福祉やボランティアに関する講座などを実施しています。

●保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を活かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

【ま行】

●民生委員・児童委員

民生委員法、児童福祉法に基づき設置され、地域の様々な生活上の相談に対して助言や援助をし、支援につながるよう、必要な情報提供・連絡調整を行っています。

【や行】

●ヤングケアラー

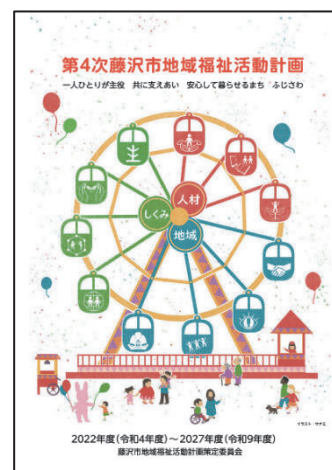
家族にケア（看護・介護）を必要とする人がいる場合に、本来大人が担うべきケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている子どもをいいます。（日本ケアラー連盟による定義）。

参考 地域福祉活動計画の推進

地域福祉活動計画とは、すべての人々が世代や背景をこえてつながり、住民をはじめとした地域の様々な主体が自分たちの住むまちの課題解決に、自ら連携しながら取り組んでいくための民間のアクションプラン（行動計画）です。本計画との両輪として地域福祉を推進する取組を進めています。

●第4次藤沢市地域福祉活動計画

本計画における、めざすべき将来像・基本目標・施策の方向性を共通の目的として捉え、さらに具体的な各種事業や活動について、市民・専門機関・企業・行政等と連携して、取り組んでいくための計画です。地域の様々な主体による策定委員会における協議、市民への意見聴取を経て、2022年（令和4年）7月に策定されました。



●「支えあう地域づくり推進連絡会」の開催

「支えあう地域づくり推進連絡会」は、藤沢市内の地域活動団体・民生委員児童委員協議会・社会福祉施設等の委員によって2017年（平成29年）12月に設立された会です。

地域福祉活動計画の推進に向けて、市民に向けた地域福祉の周知啓発、地域福祉活動を活性化させるための支援策の検討等を行っています。

●地域福祉活動計画の推進に向けた取組

- ・共同募金等を原資とした助成金制度の創設（市社会福祉協議会）

支えあいの地域づくりを目的とした活動や事業等を行う団体に対して、公的補助制度を補って事業の実施を応援する目的で助成金制度を開始しました。

また、地区ごとの活動計画策定及び関連する事業の実施に対する助成金制度を開始しました。

- ・地域福祉の周知啓発（支えあう地域づくり推進連絡会）

各地区の社会福祉協議会等を対象に、地域福祉活動計画を題材とした勉強会を開催しました。また、市民に対してわかりやすく地域福祉を紹介するためのリーフレットや動画を作成しました。

- ・地域課題に対する検討・提言（支えあう地域づくり推進連絡会）

他の自治体で行われている事例を参考に、地域活動の担い手の確保に効果的なインセンティブ（動機）について検討しました。2023年（令和5年）11月に、地域活動の活性化を後押しするポイント制度などの仕組みづくりを求める「地域活動等インセンティブ制度に関する要望書」を市に提出しました。

藤沢市地域福祉計画 2026（中間見直し）

発行 2024年（令和6年）3月

藤沢市 福祉部 地域共生社会推進室

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
TEL 0466-25-1111 FAX 0466-50-8415

藤沢市のホームページアドレス：

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/>